

平成16年度

包括外部監査の結果報告

平成17年1月

文京区包括外部監査人

公認会計士 田 中 章

委託契約について

目 次

	頁
第1部 外部監査の概要	1
1．外部監査の種類	1
2．特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度	1
3．監査のテーマ選定の背景と理由	1
4．外部監査の方法	4
(1) 監査要点	4
(2) 監査手続	4
5．外部監査の実施期間	5
6．外部監査人補助者	5
第2部 外部監査対象の概要	6
1．業務委託に関連する法規制等	6
(1) 委託について	6
2．委託契約関係調査及び分析	6
(1) 委託契約年度別推移	6
(2) 平成15年度、新規委託契約の案件について	8
(3) 委託業務の種類別分析	9
(4) 新規業者指名参加許可件数及び見積もり合わせ件数	10
(5) 入札や見積り合せによる業者変更の有無（平成15年度）	10
(6) 落札比率について	11
(7) 契約の方法、件数、金額の割合	12
3．監査対象のまとめ方	13
第3部 外部監査の結果及び意見	21
総括意見	21
委託契約全般にかかる問題点の総括	21
1．事業の見直しを検討すべきもの	21
2．業者指定随意契約でなく競争入札とすべきもの	21
3．積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの	22
4．契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの	23
5．事後精算など契約条件を改善すべきもの	23
6．リース契約として締結すべきもの	24
7．その他	24

個別意見	25
(個別意見一覧表)	25
< 一般総合関係 >	27
< 福祉関係 >	67
< 保健衛生関係 >	92
< 教育関係 >	121
< リース関係 >	151
資料 文京区における委託にかかる法規制等	153
1. 一般競争入札	153
2. 指名競争入札	154
3. 随意契約	155
4. 契約の締結	156
5. 監督及び検査	156
6. 経理	157
7. 契約形態や決裁についての文京区基準	157
(1) 入札、見積もり競争の基準	157
(2) 見積書を徴収する数	157
(3) 決裁権限及び案件別の基準	158

第1部 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(以下「法」という)252条の27第2項に定める文京区との包括外部監査契約に基づく監査

2. 特定した事件(監査のテーマ)及び監査対象年度

(1) 特定のテーマ

「委託契約について」

ただし、平成12年度外部監査で取り上げた委託事業は除く。

<平成12年度外部監査で取り上げた委託事業>

- ・ ケーブルテレビの委託
- ・ 保養施設の委託
- ・ 地域文化振興公社の委託
- ・ 図書館総合管理委託
- ・ 給食業務の委託(昭和小学校・文林中学校の2校分)

(2) 監査対象年度

平成15年度執行分を中心とし、必要に応じて平成16年度分及び過年度分を対象に監査を実施した。

3. 監査のテーマ選定の背景と理由

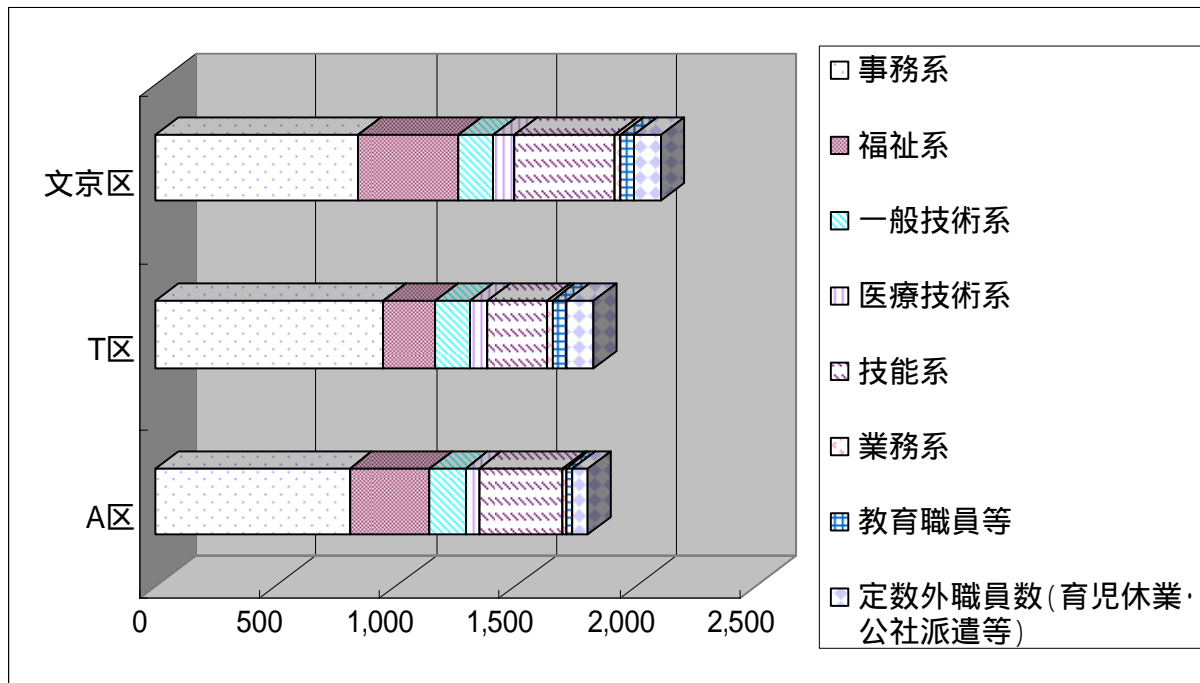
文京区における平成15年度の委託金額は、約74億円であり、平成15年度歳出額620億円に対して10%以上の委託金額を占めていた。

委託契約については、文京区の基本構想(平成13年度7月)の中で、「行政を含む複数の事業主体が実施した場合の効果と費用を常に比較検討しながら、必要な事業については民間委託・PFI(民間資本活用)などの導入やそのあり方の見直しを不断に行う」とされている。また、平成15年度歳出予算見積方針の中においても、「実施規模等仕様内容の見直しを図り、経費の節減に努めること。なお、民間委託することにより、経費の効率的な執行が図られるものについては、積極的に推進すること」とされており、委託事業の推進・見直しが積極的に行われている。

今後においても、「区職員一人当たりの区民数」が、平成15年度において85.5人であり、東京23区で類似している他区と比較すると少ない水準(資料1参照)であり、平成20年度までに「区職員一人当たりの区民数」を100人とする目標(行財政改革推進計画(平成16年3月))を実現するための一つの施策として、今まで区で行ってきた事業を外部に委託することが考えられ、委託事業の増加が予想される。

このように、委託契約全体の見直しがなされる中で、現状の委託契約が有効に、効率的に機能し、契約手続が適正に行われているかについて検討をすることが、文京区にとって、重要な課題と考え、今回の外部監査において、テーマとして委託事業を選定し、これらの委託事業の事務執行等が適正に行われているか、見直すべき委託事業はないかについて、経済性、効率性・有効性の観点から外部監査を実施することとした。

(資料1) 平成15年4月1日現在試算の特別区現員調による類似団体と比較



(単位：人)

職種	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	業務系	教育職員等	定数外職員数(育児休業・公社派遣等)	合計
文京区	839	417	144	89	417	24	61	112	2,103
T区	946	214	146	73	247	21	62	109	1,818
A区	805	331	150	57	351	9	28	62	1,793

	職 種	文京区	T 区	A 区
事 務 系	事務	838 人	943 人	804 人
	社会教育	1 人	3 人	1 人
福 祉 系	福祉	49 人	30 人	45 人
	児童指導	88 人	13 人	48 人
	保育士	277 人	169 人	237 人
	心理	3 人	2 人	1 人
一般技術系	土木	42 人	42 人	54 人
	造園	5 人	8 人	6 人
	建築	45 人	46 人	45 人
	機械	10 人	2 人	11 人
	電気	13 人	13 人	12 人
	保健衛生監視	16 人	16 人	13 人
	食品衛生監視	11 人	19 人	9 人
	学芸員	2 人	0 人	0 人
医療技術系	医師	6 人	5 人	3 人
	診療放射線	4 人	3 人	2 人
	歯科衛生	2 人	2 人	2 人
	理学・作業療法士	1 人	1 人	4 人
	検査技術	7 人	8 人	5 人
	栄養士	25 人	9 人	6 人
	保健師	26 人	26 人	25 人
	看護師	16 人	18 人	10 人
技 能 系	准看護師	2 人	1 人	0 人
	自動車運転	41 人	37 人	25 人
	ボイラー技師	2 人	0 人	0 人
	介護指導、家庭奉仕	14 人	4 人	15 人
	自動車整備	2 人	2 人	1 人
	電話交換	1 人	0 人	0 人
	警備	4 人	3 人	0 人
	作業	147 人	140 人	111 人
	調理	106 人	2 人	67 人
	用務	87 人	47 人	111 人
作業、環境技能	13 人	12 人	21 人	
業 務 系	業務、事務（業務）	24 人	21 人	9 人
教育職員等	指導主事	2 人	1 人	2 人
	幼稚園教諭	59 人	61 人	26 人
そ の 他	定数外職員（育児休業、公社派遣等）	112 人	109 人	62 人
	合 計	2,103 人	1,818 人	1,793 人
	面 積	11.31 m ²	10.08 m ²	10.20 m ²
	平成 15.4.1 人口（外国人登録者含む）	179,812 人	165,698 人	187,678 人
	職員 1 人当たりの人口	85.5 人	91.1 人	104.7 人

4 . 外部監査の方法

(1) 監査要点

委託契約として妥当か。

- ・ 契約が委託契約として分類、整理されることが妥当であるか。

委託契約相手の選定方法は適正か。

- ・ 公正な業者選定がなされているか。
- ・ 合理的な理由がなく、委託先が長期化・固定化していないか。

委託料の算定方法は適正か。

- ・ 委託料にかかる予定価格、契約価格の積算は、十分な根拠、資料に基づいているか。

委託契約手続は適正か。

- ・ 契約手続は、法令に定めるところにしたがって、適法、効率的に行われているか。
- ・ 契約書、見積書、仕様書等、必要書類や積算資料などのデータが適正に作成、保存されているか。

委託業務の履行確認は適正に行われているかどうか。

- ・ 契約履行確認は、有効・適正に行われているか。
- ・ 委託事業の見直しを毎年度実施しているか。

委託により業務の効率性・有効性が図られているか。

- ・ 委託契約によって、文京区の事務について効率性、有効性が図られているか。
- ・ 受託先の事業について、適切に指導監督が行われているか。

システム保守は、適切に行われているか。

- ・ 区としてのシステム保守やセキュリティにかかる整備・運用は、適切に行われているか。
- ・ 保守が随意契約の場合、選定時に保守も含めた利用期間全体での金額の妥当性を検討しているか。
- ・ 委託対象機器は有効に利用されているか。また、その検証を実施しているか。

(2) 監査手続

監査の実施にあたり、各所管部課に対して事前に監査対象となる委託契約について、過去3年間の契約金額、契約業者名、契約の概要、契約の方法、委託の方法の理由等の調査表の提出を求めた。

その調査表に基づき、委託料の執行が関係法令、区の財務事務の手引き等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼をおき、財務事務にかかわる監査のほか、に経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係者への質問、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行った。

また、必要に応じて委託にかかる各現場に赴き、質問、聞き取り調査等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

5 . 外部監査の実施期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 1 月 24 日

6 . 外部監査人補助者

中 村 元 彦 (公 認 会 計 士)

大 野 寛 之 (公 認 会 計 士)

須 山 誠 一 郎 (公 認 会 計 士)

斉 藤 禎 治 (公 認 会 計 士)

都 筑 宏 充 (行 政 実 務 経 験 者)

第2部 外部監査対象の概要

1. 業務委託に関連する法規制等

(1) 委託について

委託とは、法律行為または事実行為を他の機関もしくは他の者に依頼することをいう。委託は法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と法令に基づかず、私的契約によってなされる私法上の委託がある。

公法上の委託は、地方公共団体相互間の事務委託（法 252 の 14）歳入の徴収または収納の委託（法 158）等である。

私法上の委託に基づくものは、一般的に委託契約と呼ばれるものであるが、その範囲は広く、当該団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させるほうが効率的なもの、主として、特殊な技術、高度の専門的知識あるいは、特殊な設備等を必要とする事務事業、調査研究等がこれに含まれる。この外部監査報告で取り上げている委託契約は、私法上の委託に基づく委託契約である。

委託契約の方法として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約が挙げられる。

一般競争入札とは、契約の内容、入札の条件等を告示し、一定の資格を有する不特定多数者の競争により、最も有利な条件を提示した者を相手方として契約を締結する方法であり、地方公共団体における契約方法の原則である。

それに対して、一定の選定基準を満たした業者を指名し、行う入札を指名競争入札といい、一般競争入札することが不利になる場合等、一般競争に付すことにそぐわない場合、指名競争入札が容認されている。（地方自治法施行令（以下「令」という）167条）

随意契約は、原則二社以上の相手方を選定して、その中から契約を締結する方法であり、手続が簡略で経費を抑えうるが、每期同一業者となりがちであり、競争原理が働かず、公正な取引が行われぬ恐れがあるため、施行令は随意契約を締結することが出来る範囲を限定している。（令 167 条の 2）

2. 委託契約関係調査及び分析

文京区の委託契約の傾向を把握するため、以下のように、契約管財課所管の委託契約について調査を実施し、さらに、その調査結果について、分析を行った。

(1) 委託契約年度別推移

文京区の契約管財課所管の委託契約（保険衛生部の委託契約及び 30 万円未満の委託契約を除く）の年度別所管別推移は、次表及び次図のとおりである。

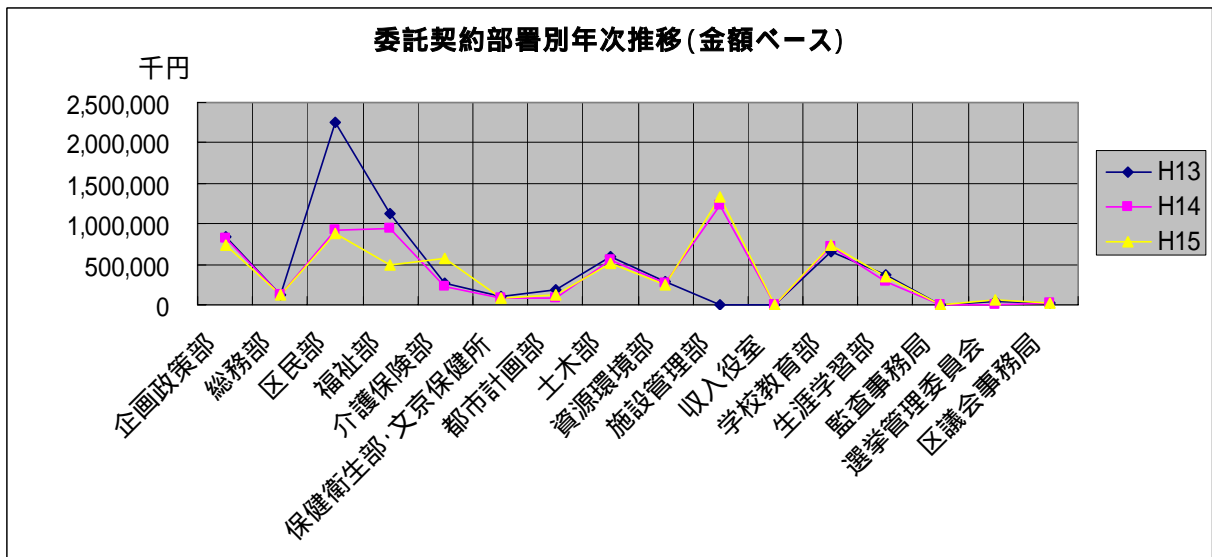
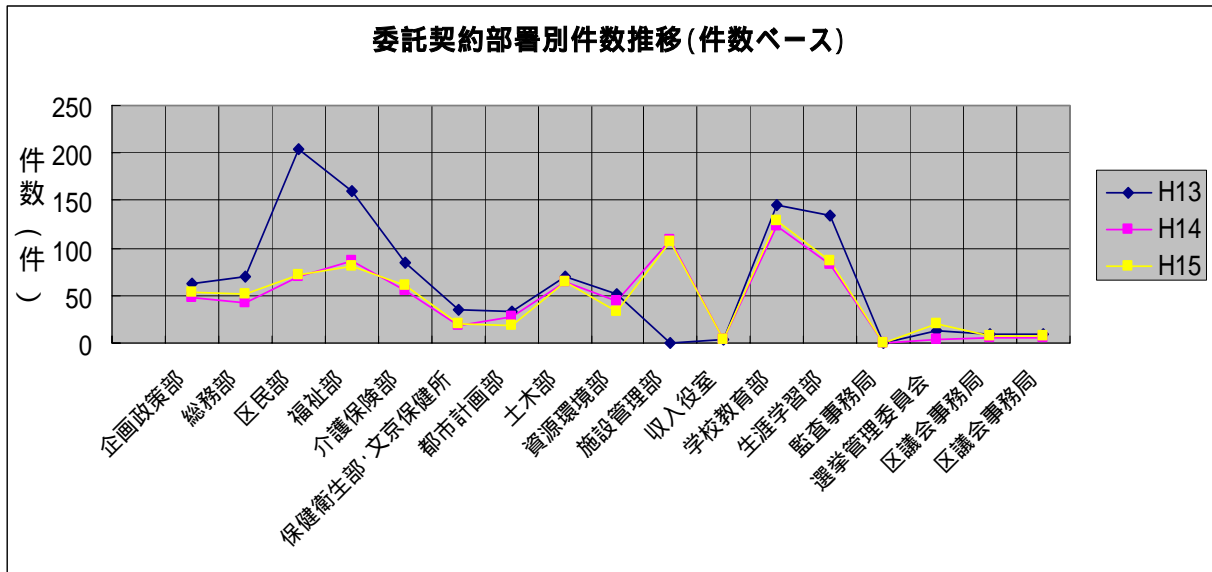
委託件数、委託金額ともに平成 13 年度から平成 14 年度にかけて、大幅に減少している。

その主な理由として、平成 13 年度では区民部の委託件数が 160 件であり、平成 14 年度においては、87 件、平成 15 年度においては、80 件と大幅に減少したことが挙げられる。これは、施設管理についての委託について、各課で委託契約していたものを、施設管理課に整理統合したことによる減少である。

平成14年度から15年度にかけて、高齢者福祉課が福祉部から介護保険部に組織替えしたため、福祉部の委託金額が減少し、介護保険部の委託金額が増加している。その他、全体的には、件数、金額とも微増している。

(契約管財課所管委託契約年次別推移)

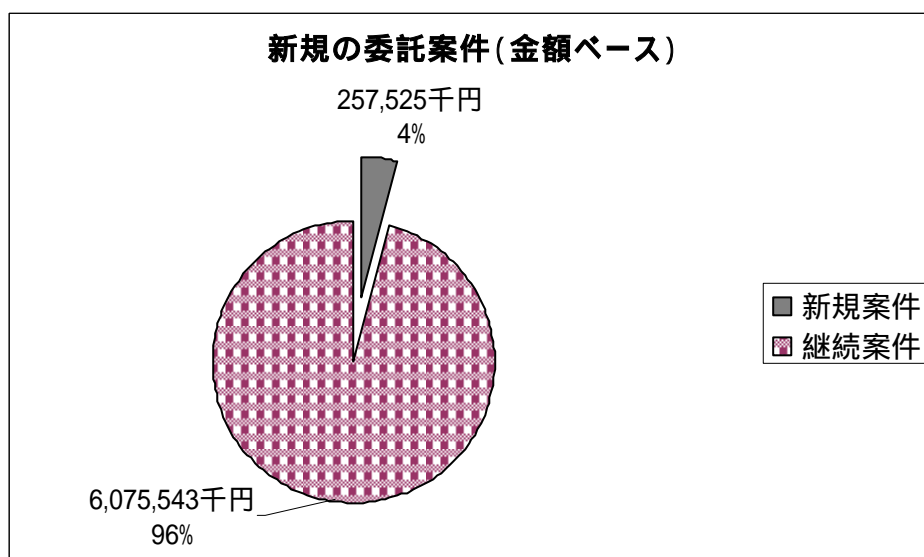
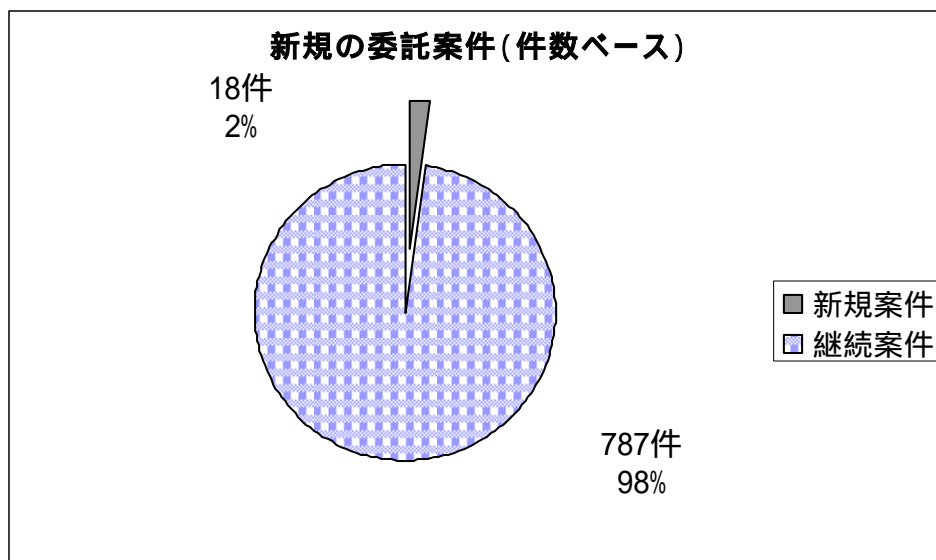
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
委託件数(件)	1,077	782	805
委託金額(千円)	6,852,058	6,285,536	6,333,068



(2) 平成 15 年度、新規委託契約の案件について

平成 15 年度において、新規の委託契約は 18 件行われている。その主なものは、学校給食調理業務委託と根津保育園運営委託、久堅保育園仮園舎借上、図書館業務委託等が挙げられる。なお、別に 2 年に一回、4 年に一回の周期で実施している委託事業もあるが、ここでいう新規の委託事業としては取り扱っていない。

現状は、新規の委託事業が少ない水準となっている。以前、区が直接実施していた保育園や学校の給食事業や図書館事業等は新規に委託しているものの、委託件数全体から見るとわずかな水準となっている。また委託金額ベースでは、2 億 5 千 7 百万円と委託金額全体に占める割合は 4% となっている。

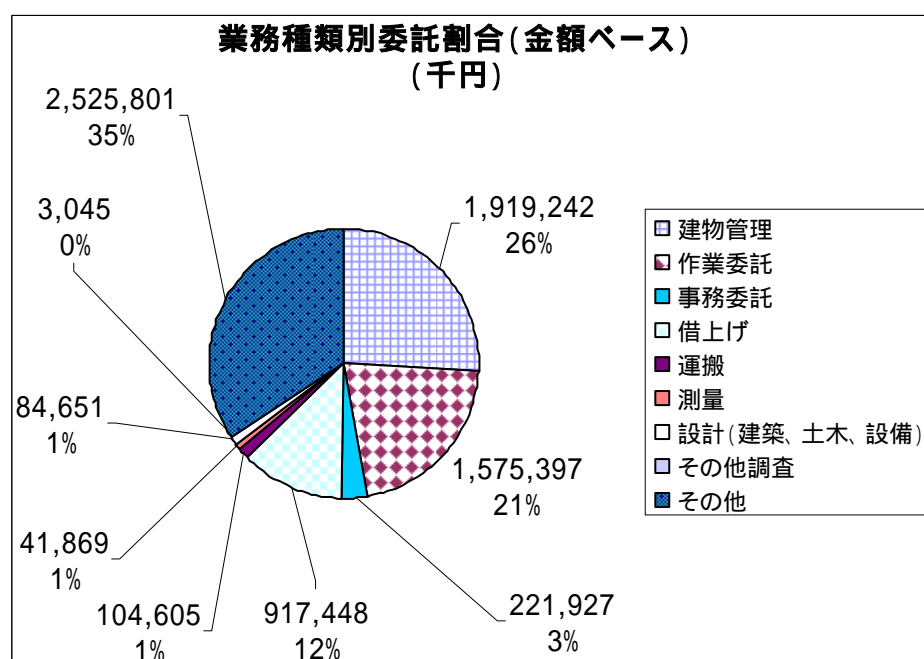
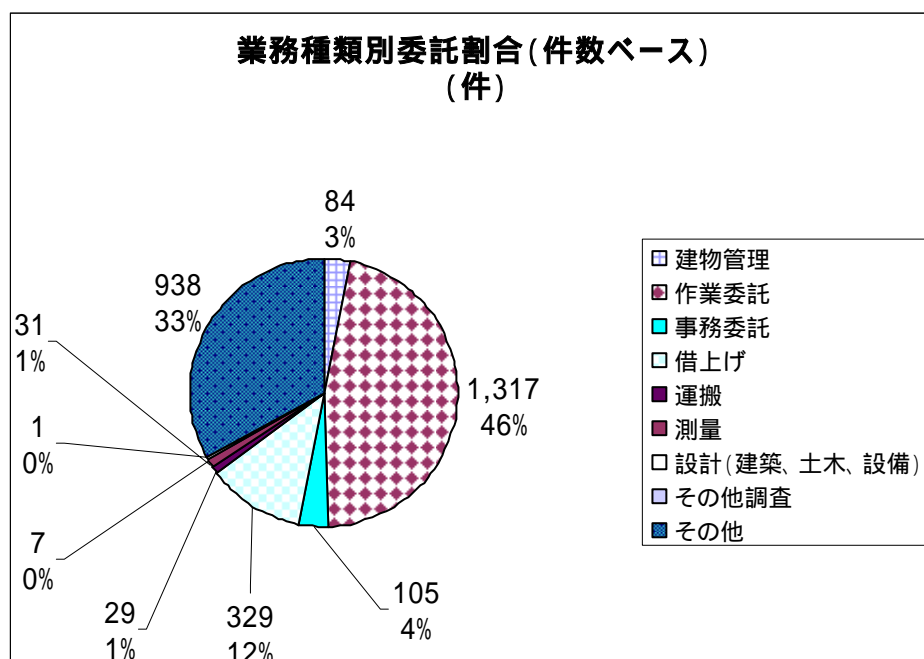


(3) 委託業務の種類別分析

委託業務について、建物管理委託、作業委託、事務委託、借上げ、運搬、測量、設計
 その他調査、その他に分類し、その割合を調査した。

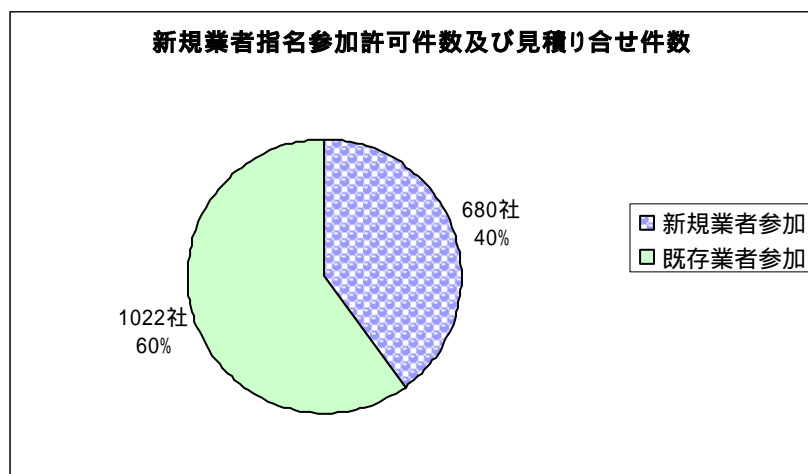
作業委託の主な内容は、各種設備保守業務、放置自転車撤去等、公園清掃等、道路清
 掃等である。また、その他は、公設民営保育園運営委託、小・中学校給食調理業務委託、
 区民保養所ごうら荘業務委託、広報番組制作・放映業務委託、資源回収事業、図書館業
 務委託などがある。

現状の委託件数は、設備の保守や清掃といった作業委託が最も多く、委託金額として
 は、建物管理が最も多くなっている。建物管理の主たるものは、シビックセンターの管
 理委託である。



(4) 新規業者指名参加許可件数及び見積り合わせ件数

平成 15 年度の入札については、282 件実施し、延べ 1,702 の業者が参加した。指名にあたり、過去の同一案件の競争において、業務遂行上、著しい瑕疵を犯した業者、入札の際、著しく高額を提示した業者、遅刻等による失格した業者等を新たな業者に入れ替えている。概ね 40% を入れ替えており、新規参加業者は 680 社になっている。



(5) 入札や見積り合せによる業者変更の有無（平成 15 年度）

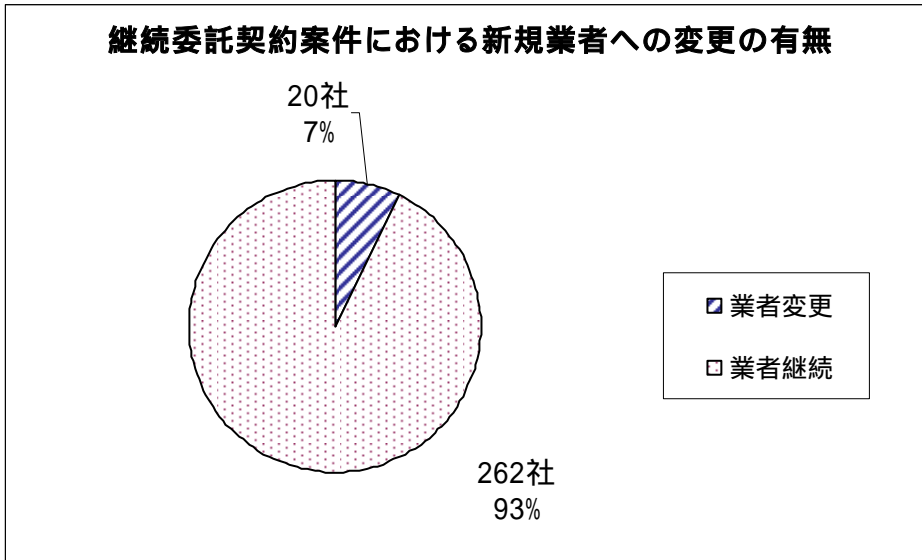
長期固定化している委託契約について、所管課とともに極力、競争を実施するように努力している。その結果、15 年度においては「エレベータ保守点検」19 件、「区民保養所ごうら荘業務委託」について、それまでの業者指定を止め入札を実施し、業者が変更した。

また、入札又は見積り合せに、新たな業者が 40% 近く参加しているが、新たな業者による契約に結びついたケースは、7% 程度に留まっていた。現状では競争により業者が変更されたケースは少なかった。このことから、既存契約業者と同等の実力と価格競争力を持つ新規業者を見極めたうえで、入札への参加を積極的に推し進める必要があるものと考えられる。

さらに、委託契約業者が変更されているケースでも、過去に文京区と契約されている業者であり、過去に契約実績のない業者はなかった。これは、文京区にとって、契約実績のない業者と契約することは、業務遂行に懸念があることから、優先的に契約実績がある業者を指名していることによっている。

しかしながら、文京区における契約実績がなくとも、他の地域における実績があり、業務遂行が十分可能な業者にも、門戸を広げて、既存業者と競争させるべきである。そうすれば、競争による効果を発揮し、結果として、区の経費削減や業務の質的向上等が期待出来るからである。以上を踏まえ、指名競争入札の指名業者の選定に関して、より競争力ある業者を指名したり、プロポーザル方式等で総合的に評価して判定する等の改善に向け積極的に取り組まれない。

継続委託契約案件における新規業者への変更の有無



(6) 落札比率について

文京区の落札比率は、以下のとおりであり、全体で93.6%であり、見積り合せ乖離率が93.5%となっていた。

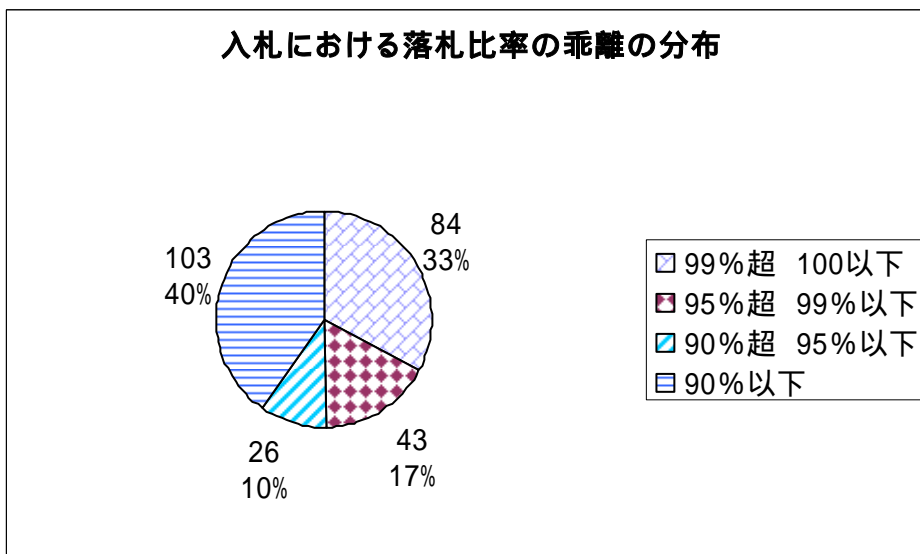
また、入札における落札比率の乖離の分布を調査したところ、下表のとおりとなった。99%超 100%以下の範囲が比較的高い結果となっている要因は、予定価額以上の入札が行われた結果、最低落札者と交渉し、業者がその予定価額で契約するケースがあるためである。

(算式)

落札比率 = 落札額 / 予定価格

見積り合せ乖離率 = 見積り合せによる契約価額 / 予定価格

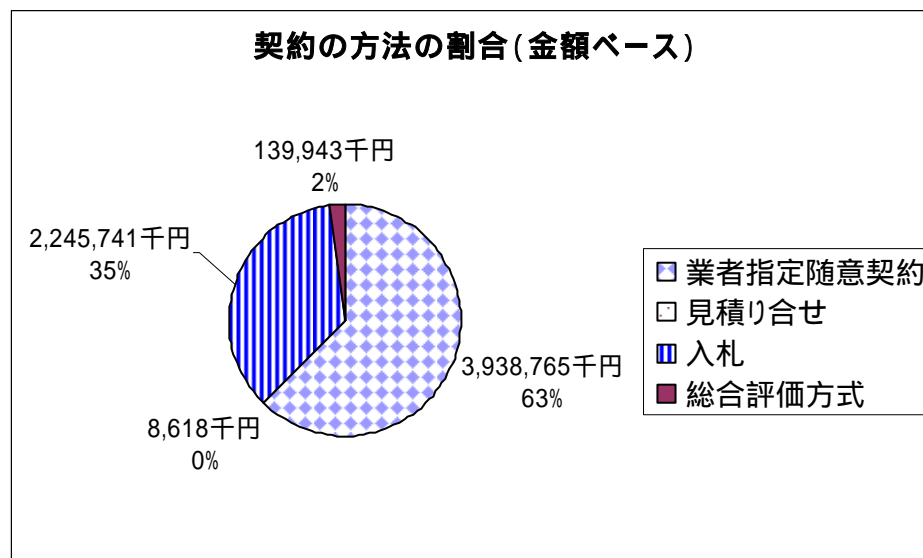
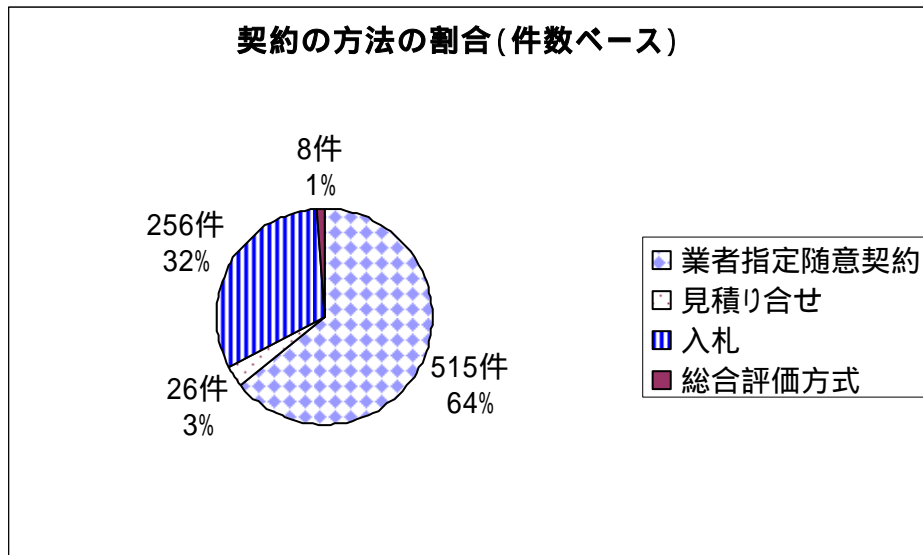
入札における落札比率の乖離の分布



(7) 契約の方法、件数、金額の割合

現状によると業者指定随意契約が、件数ベース、金額ベースともに委託契約全体の60%超を占めており、まだまだ、競争の要素を取り入れる余地があると考えられる。

外部監査結果の章において、個々の委託契約について、述べているとおり、競争の要素の取り入れが不十分なものがあり、見直していく必要がある。詳しくは後段の「第3 外部監査の結果及び意見」で記述する。



3. 監査対象のまとめ方

今回監査対象とした委託契約は 169 項目であり、報告書において対象を便宜的に、以下の 5 項目にグルーピングした。

- (1) 一般総合関係（下記一覧上「一般総合」）
- (2) 福祉関係（下記一覧上「福祉」）
- (3) 保健衛生関係（下記一覧上「保健衛生」）
- (4) 教育関係（下記一覧上「教育」）
- (5) リース関係（下記一覧上「リース」）

監査対象とした委託件名等は一覧として下記の表にまとめてある。なお、表中で番号に印の付したものはこの報告書で取り上げているものである。

委託一覧 15 年度（新規分・主要事業に絡むもの）

番号	部署名	契約件名	監査意見の有無	
1	広 報 課	わたしの便利帳配付委託	一 般 総 合	
2	広 報 課	第 19 回文京区政に関する世論調査委託	一 般 総 合	
3	広 報 課	文京区ホームページ作成・管理の委託	一 般 総 合	
4	情 報 政 策 課	LGWAN サービス提供設備等の賃貸借及び保守委託	リ ー ス 一 般 総 合	
5	情 報 政 策 課	LGWAN サービス提供設備等の設置委託		
6	総 務 課	私立貞静幼稚園預かり保育委託	一 般 総 合	
7	総 務 課	私立同仁美登里幼稚園預かり保育委託	一 般 総 合	
8	防 災 課	学校備蓄倉庫清掃及び物資点検整理委託	一 般 総 合	
9	防 災 課	区設貯水槽清掃及び点検委託		
10	防 災 課	文京区総合防災訓練会場設営委託	一 般 総 合	
11	区 民 課	根津第三会館貸出業務委託	一 般 総 合	
12	区 民 課	かるた記念大塚会館貸出業務委託	一 般 総 合	
13	区 民 課	区民会館貸出業務委託		
14	経 済 課	チャレンジショップ経営相談等委託		
15	経 済 課	ブネットシステム機器の賃貸借及び保守委託	リ ー ス 一 般 総 合	
16	経 済 課	「文京印刷スクール」講座委託		
17	経 済 課	文京区産業展実施委託		
18	経 済 課	中小企業振興センター情報ネットワークシステムオペレート業務等委託	一 般 総 合	
19	経 済 課	文京区勤労者共済会会員促進等に伴う業務委託	一 般 総 合	

番号	部署名	契約件名	監査意見の有無		
20	戸籍住民課	住民基本台帳ネットワークカード発行機の賃貸借及び保守委託	リ	ー	ス
21	戸籍住民課	住民基本台帳ネットワークCSサーバーの賃貸借及び保守委託	リ	ー	ス
22	戸籍住民課	住民基本台帳ネットワークカード発行システム運用サポート委託			
23	男女平等青少年課	文京区男女平等センター管理事務委託	一	般	総
24	障害者福祉課	巡回入浴サービス業務委託（既存分）	福		祉
25	障害者福祉課	巡回入浴サービス業務委託（新規分）	福		祉
26	障害者福祉課	知的障害者デイサービスセンター運営事業の委託	福		祉
27	児童課	文京区立久堅保育園及び児童館（育成室）移転作業委託	福		祉
28	児童課	文京区立久堅保育園及び児童館（育成室）移転作業委託	福		祉
29	児童課	児童扶養手当支給事務委託	福		祉
30	児童課	文京区子ども家庭支援センター一時預かり保育事業業務委託			
31	保育課	久堅保育園給食用運搬車両の借上げ	福		祉
32	高齢者福祉課	軽度生活援助員派遣事業の委託 （有）トチギ介護サービス	福		祉
33	高齢者福祉課	軽度生活援助員派遣事業の委託 （株）サン・ケアネット	福		祉
34	高齢者福祉課	特別養護老人ホームマッサージ委託 （小石川マッサージ師会）	福		祉
35	高齢者福祉課	特別養護老人ホームマッサージ委託 （本郷マッサージ師会）	福		祉
36	高齢者福祉課	緊急通報システム機器保守点検委託	福		祉
37	高齢者福祉課	高齢者いきいき推進事業 「いきいきシニアの集い」委託			
38	高齢者福祉課	たつおか在宅介護支援センター運営委託	福		祉
39	高齢者福祉課	文京区立在宅介護支援センター管理運営委託（くすのき）	福		祉
40	高齢者福祉課	文京区立在宅介護支援センター管理運営委託（千駄木）	福		祉

番号	部署名	契約件名	監査意見の有無	
41	高齢者福祉課	文京区立在宅介護支援センター管理運営委託(大塚・昭和)	福	社
42	高齢者福祉課	文京区立在宅介護支援センター管理運営委託(白山・本郷)	福	社
43	高齢者福祉課	管理運営委託(千駄木の郷及び千駄木サビセンター)	福	社
44	高齢者福祉課	管理運営委託(くすのきの郷及びくすのきサビセンター)	福	社
45	高齢者福祉課	管理運営委託(大塚みどりの郷及び大塚サビセンター・湯島サビセンター・昭和サビセンター)	福	社
46	高齢者福祉課	管理運営委託(白山の郷及び白山サビセンター・向丘サビセンター・本郷サビセンター)	福	社
47	生活衛生課	害虫駆除業務委託		
48	健康センター	健康センター管理人業務・自主トレーニング支援事業業務委託	保	健 衛 生
49	健康センター	健康センター健康増進事業業務委託管理運営委託	保	健 衛 生
50	小石川保健サービスセンター	多用途心電図解析装置借上	リ	ー ス
51	計画調整課	文京区用途地域等見直しデータ等作成業務委託		
52	計画調整課	都市計画基礎調査委託		
53	指導課	細街路拡幅整備測量委託	一	般 総 合
54	住宅課	文京区住宅管理システム並びにパソコンの賃貸借及び保守委託	リ	ー ス
55	住宅課	文京区住宅マスタープラン改定業務委託		
56	住宅課	文京区営住宅等の維持管理委託		
57	地域整備課	まちづくり用地の整備管理委託	一	般 総 合
58	地域整備課	千駄木・向丘地区密集住宅市街地整備促進事業再評価に関する調査委託		
59	地域整備課	後楽二丁目西地区市街地再開発事業等都市計画図書作成業務委託		
60	地域整備課	茗荷谷駅前地区市街地再開発事業等都市計画図書作成業務委託		
61	地域整備課	市街地再開発事業費用便益分析業務委託		

番号	部署名	契約件名	監査意見の有無	
62	地域整備課	春日町三丁目地区市街地再開発事業推進 計画作成業務委託		
63	道路課	電線共同溝特殊部詳細設計委託	一般総合	
64	みどり公園課	公園等夜間巡視及び放置物撤去委託	一般総合	
65	みどり公園課	公園台帳等整備委託		
66	リサイクル清掃課	紙パック及び乾電池の回収委託		
67	リサイクル清掃課	区民アンケート調査外5件業務委託		
68	リサイクル清掃課	リサイクルプラザ電算機器の借上げ及び システム等保守委託	リ - ス	
69	リサイクル清掃課	資源回収事業の古紙の資源化委託	一般総合	
70	リサイクル清掃課	資源回収事業の古紙の資源化委託	一般総合	
71	リサイクル清掃課	ペットボトル回収の委託		
72	リサイクル清掃課	粗大ごみ申告受付業務委託		
73	リサイクル清掃課	資源回収事業に係る空きびん・空き缶資源 化委託	一般総合	
74	リサイクル清掃課	資源回収事業びん・缶の回収処理の委託		
75	文京清掃事務所	清掃事務所総合情報システム維持管理委託	リ - ス	
76	文京清掃事務所	普通貨物車の雇上	一般総合	
77	文京清掃事務所	資源回収業務等に係る作業員の配置請負		
78	文京清掃事務所	粗大ごみ中継業務委託		
79	文京清掃事務所	資源回収業務等に係る作業員の配置請負		
80	施設管理課	文京区有建築物8棟の三次診断等調査委託		
81	施設管理課	文京区有建築物10棟の三次診断等調査委託		
82	施設管理課	文京区立久堅保育園仮園舎等借上げ		
83	学務課	文京区立八ヶ岳高原学園臨時日常清掃委託	教 育	
84	学務課	文京区立八ヶ岳高原学園寝具賃貸借		
85	学務課	区立幼稚園コンピュータの賃貸借及び保 守委託	リ - ス 教 育	
86	学務課	文京区立窪町小学校移転作業委託	教 育	
87	学務課	大塚窪町遺跡埋蔵文化財発掘調査委託	教 育	
88	学務課	文京区立本郷台中学校給食調理業務委託	教 育	
89	学務課	文京区立湯島小学校給食調理業務委託	教 育	
90	学務課	文京区立第六中学校給食調理業務委託	教 育	
91	学務課	文京区立窪町小学校改築に伴う仮設校舎 等借上げ		

番号	部署名	契約件名	監査意見の有無	
92	学 務 課	文京区立第九中学校給食調理業務委託	教	育
93	学 務 課	文京区立第一中学校給食調理業務委託	教	育
94	学 務 課	文京区立青柳小学校給食調理業務委託	教	育
95	学 務 課	文京区立林町小学校給食調理業務委託	教	育
96	学 務 課	文京区立本郷小学校給食調理業務委託	教	育
97	学 務 課	文京区立千駄木小学校給食調理業務委託	教	育
98	指 導 室	外国人英語指導員の配置の委託	教	育
99	教 育 セ ン タ ー	教職員パソコン研修実施委託	教	育
100	教 育 セ ン タ ー	文京区教育センター情報システム機器等の賃貸借及び保守委託	リ	ー ス
101	教 育 セ ン タ ー	文京区教育センターパソコン等賃貸借及び保守委託	教	育 リ ー ス
102	文 化 振 興 課	船の借り上げ		
103	文 化 振 興 課	文京ふるさと歴史館江戸開府四百年記念伝統工芸展設営委託		
104	文 化 振 興 課	地域の語り部からの聞き取り調査委託	教	育
105	文 化 振 興 課	文京ふるさと歴史館コンピュータシステム開発業務の委託		
106	生涯学習センター	IT サロン運営業務委託		
107	生涯学習センター	子どものための音楽体験教室企画・公演委託	教	育
108	真砂中央図書館	スーパーワイド LAN 対応用図書館ネットワーク環境変更委託		
109	生涯学習センター	文京区所蔵美術品調査及び管理台帳作成委託	教	育
110	生涯学習センター	文京区民大学講座企画運営業務委託		
111	真砂中央図書館	文京区立図書館業務委託		
112	真砂中央図書館	インターネット用パソコン機器借上げ	リ	ー ス
113	真砂中央図書館	「文京区史」索引及び地域関連資料のデータ作成業務委託	教	育
114	真砂中央図書館	文京区立図書館電算システム及び運用サポート委託	教	育
115	真砂中央図書館	文京区立図書館音楽図書製本および装備委託	教	育
116	真砂中央図書館	文京区立本駒込図書館外1館館舎清掃及び用務委託		

番号	部署名	契約件名	監査意見の有無	
117	真砂中央図書館	各種書誌データ作成・修正等入力委託		
118	真砂中央図書館	文京区立図書館協力車運行等業務委託		
119	真砂中央図書館	文京区立図書館 図書館資料整備委託	教 育	
120	真砂中央図書館	IT 図書館システム開発委託	教 育	
121	真砂中央図書館	文京区立図書館総合管理電算化機器借上げ及び保守委託	リ - ス	
122	選挙管理委員会 事務局	衆議院選挙時不在者投票事務補助委託	一 般 総 合	
123	選挙管理委員会 事務局	区長選挙及び区議会議員選挙の選挙公報新聞折込委託		
124	選挙管理委員会 事務局	衆議院議員選挙等投票所夜間照明設置及び撤去委託		
125	選挙管理委員会 事務局	都知事・都議、区議・区長選挙時不在者投票事務補助委託	一 般 総 合	
126	選挙管理委員会 事務局	都知事選挙及び都議会議員再選挙における公営ポスター掲示場撤去等委		
127	選挙管理委員会 事務局	衆議院議員総選挙の公報新聞折込委託		
128	選挙管理委員会 事務局	統一地方選挙投票所夜間照明設置及び撤去委託		
129	選挙管理委員会 事務局	衆議院議員（小選挙区選出）選挙公営ポスター掲示場の設置管理撤去委		
130	選挙管理委員会 事務局	衆議院議員総選挙投・開票所設営及び撤去等委託		
131	選挙管理委員会 事務局	統一地方選挙投・開票所設営及び撤去等委託		
132	選挙管理委員会 事務局	区議会議員・区長選挙における公営ポスター掲示場の設置及び撤去委託		
133	情報政策課	電子計算機等の賃貸借及び保守委託	一 般 総 合 リ - ス	
134	情報政策課	情報処理システムのオペレーション業務委託	一 般 総 合	
135	情報政策課	電子計算処理業務のデータエントリー委託		
136	生活衛生課	平成 15 年度輸入食品安全対策事業における食品検査の実施	保 健 衛 生	

番号	部署名	契約件名	監査意見の有無	
137	保健予防課	高齢者インフルエンザ予防接種の業務委託		
138	保健予防課	高齢者インフルエンザ予防接種の業務委託		
139	保健予防課	定期予防接種委託契約	保健衛生	
140	保健予防課	定期予防接種委託契約	保健衛生	
141	保健予防課	定期予防接種委託契約	保健衛生	
142	小石川保健 サービスセンター	血液の検査委託	保健衛生	
143	本郷保健 サービスセンター	節目健康診査血液検査委託	保健衛生	
144	保健予防課	平成15年度文京区成人健康診査委託	保健衛生	
145	保健予防課	平成15年度文京区成人健康診査委託	保健衛生	
146	保健予防課	平成15年度文京区高齢者健康診査委託	保健衛生	
147	保健予防課	平成15年度文京区高齢者健康診査委託	保健衛生	
148	保健予防課	平成15年度高齢者健康診査における肝炎 ウイルス検査等委託	保健衛生	
149	保健予防課	平成15年度高齢者健康診査における肝炎 ウイルス検査等委託	保健衛生	
150	保健予防課	平成15年度乳がん検診委託	保健衛生	
151	保健予防課	平成15年度乳がん検診委託	保健衛生	
152	保健予防課	平成15年度東母方式子宮がん検診委託	保健衛生	
153	保健予防課	平成15年度東母方式子宮がん検診委託	保健衛生	
154	保健予防課	平成15年度東母方式子宮がん検診に伴う 細胞検査委託	保健衛生	
155	保健予防課	平成15年度胃がん検診委託	保健衛生	
156	保健予防課	平成15年度胃がん検診委託	保健衛生	
157	保健予防課	平成15年度胃及び大腸がん検診委託	保健衛生	
158	保健予防課	平成15年度文京区大腸がん検診委託	保健衛生	
159	保健予防課	平成15年度文京区大腸がん検診委託	保健衛生	
160	保健予防課	平成15年度胃及び大腸がん検診委託	保健衛生	
161	健康センター	健康増進事業に係る血液検査委託	保健衛生	
162	健康センター	障害者歯科治療事業委託		
163	健康センター	成人歯科健診事業委託	保健衛生	
164	健康センター	成人歯科健診事業委託	保健衛生	
165	生活衛生課	乳幼児アレルギー健康審査事業の実施に 伴う血液検査等の委託		

番号	部署名	契約件名	監査意見の有無	
166	保 健 予 防 課	在宅寝たきり高齢者等歯科訪問健診・相談指導	保 健 衛 生	
167	保 健 予 防 課	在宅寝たきり高齢者等歯科訪問健診・相談指導	保 健 衛 生	
168	保 健 予 防 課	1.6 歳児健康診断の委託		
169	保 健 予 防 課	1.6 歳児健康診断の委託		

第3 外部監査の結果及び意見

総括意見

委託契約全般にかかる問題点の総括

文京区において、行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図る観点から、区の実情に応じ、積極的かつ計画的な民間委託等を推進しており、具体的には、施設維持管理に係る事業経費の見直し等を実施している。また、公の施設に係る指定管理者制度の創設や地方独立行政法人制度の創設等、最近の制度改正の動向もあり、さらなる積極的な外部委託の検討を進めるとともに、委託先の選定方法や契約方法の見直しについても必要に応じて取り組むことが必要となる。

委託契約について外部監査を実施したが、その結果は、以下のように大きく7つの点にまとめられる。

1. 事業の見直しを検討すべきもの

事業の実施に関して外部への委託を活用するという点は、行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図る観点から望ましいと考えられるが、その前提はその事業の必要性が認められることである。委託事業そのものについて効率性、有効性、妥当性という観点からその必要性を吟味し、必要性が乏しい場合には廃止を含めた検討が必要となる。

例えば、利用人数が1日15名程度を想定していたが、5名程度しか利用されていないケース（No.26）すでに同様のサービスの機会が確保されており、特別養護老人ホームに入れない方は自己負担となっているケース（No.34、35）検診に関する受益者負担に関する提言（No.144、145、150-160）充足率が低く成人歯科検診費用が一人当たり約11,680円かかっているケース（No.163、164）などが監査において検出され、今後の改善が必要と考える。

<一般総合関係>

対象 No. : 15、19

<福祉関係>

対象 No. : 26、34、35

<保健衛生関係>

対象 No. : 144、145、150-160、163、164

2. 業者指定随意契約でなく競争入札とすべきもの

業者指定随意契約は当該契約の目的に最も適した業者を相手方に選定できるため、予定価格の設定が適切に行われている限り、履行の確実性の点からは利点がある。しかし、業者指定随意契約は毎年同一業者となり、競争原理が働かず、経済性の観点からは競争入札の方が望ましい。

例えば、平成 8 年から同一業者による教職員パソコン研修を行っているが、研修内容の大部分が一般向けであり、金額面の検討および入札の実施が必要と認められるケース（No.99）、昭和 60 年から同一業者に節目健診血液検査委託を行っており、他にも事業を遂行できる業者はありと考えられることから何年かに一度は競争入札、見積り合せを実施すべきケース（No.142、143）、輸入食品安全対策における食品検査の実施委託事業において、開始した平成 3 年から平成 15 年度に至るまで同一業者によって長期固定化しているケース（No.136）、住環境用地の維持管理事業について当該用地を整備した業者に業者に業者指定随意契約しているが、整備工事完了後 7 年も経過しており、委託内容も草刈、樹木の剪定等であるケースなどが監査において検出され、今後の改善が必要と考える。

< 一般総合関係 >

対象 No. : 18、19、57、63、69、70、73、76、134

< 福祉関係 >

対象 No. : 24、25、29、32、33、36

< 保健衛生関係 >

対象 No. : 48、49、136、142、143、161

< 教育関係 >

対象 No. : 99、104

3 . 積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの

委託契約において、締結した価格が適正であるかどうかは契約形態が競争入札であるか業者指定随意契約であるかに関わらず、重要な点である。このため、予定価格の積算見積もりが適切に行われていることが必要である。

例えば、同じ委託事業であるのに、契約単価が異なっているケース（No.24、25）、各委託業者で人件費などの計上方法がまちまちで正確な事業費が把握できていないケース（No.38-42）、基本健康診査等における費用について診療報酬 1 点単価が診療報酬単価点数表の 10 円より 1 円高い 11 円のケース（No.144-160）、大腸がんの検査内容は同じでありながら委託先で単価差が 1.6 倍あるケース（No.155-160）契約単価が比較的割高であり、数年間変動していないケース（ 11、12）、外国人英語指導員を派遣する際の契約単価が他の自治体の非常勤講師の単価と比較して割高であるケース（ 98）などが監査において検出され、今後の改善が必要と考える。

< 一般総合関係 >

対象 No. : 3、11、12、15、122、125、133、134

< 福祉関係 >

対象 No. : 24、25、38-42、43-46

< 保健衛生関係 >

対象 No. : 136、144-160、161、166、167

< 教育関係 >

対象 No. : 87、89、90、92-97、98、107、114

4. 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの

委託契約に基づいて、適切に契約内容が履行されているかを確認すること、及び確認した事実が事後的に外部からチェックできることは仕組みとしても重要である。区としても事務事業評価の仕組みを構築しているが、評価においては外部からのチェックが可能であることが必須であり、委託契約においても例外ではない。単に、担当者が確認して終了ではなく、確認したこと自体を記録し、必要に応じて証票を入手しておくことが説明責任を果たすことになる。

例えば、区作成の取扱要領に従った書類の提出がなされていないケース(No.8)、車両借上げの契約書の保管が不適切なケース(No.31)、完了届において印や日付の記入がないなどの不備があるケース(No.1)などが監査において検出され、今後の改善が必要と考える。

<一般総合関係>

対象 No. : 1、2、6、7、8、10、64、76

<福祉関係>

対象 No. : 27、28、31、32、33、38-42

<保健衛生関係>

対象 No. : 139-141

<教育関係>

対象 No. : 83、86、87、98

5. 事後精算など契約条件を改善すべきもの

委託契約における契約条件は、委託事業の実情に合わせて事後精算する等適切に決定する必要がある。

例えば、消耗品など事前に金額が正確に見積もることができない場合、使用用途及び負担の範囲について具体的に記載して事後精算として過度の繰越金を発生させないようにすべき(No.26)、個人情報に関する責任関係の明確化を図るべき(No.29)、総価契約によっているが、事後精算とするほうが適切なもの(No.104)、さらには、委託契約として区分することを見直すべきもの(No.43-46)があり、今後の改善が必要と考える。

<一般総合関係>

対象 No. : 11、12、18、23、53、57

<福祉関係>

対象 No. : 26、29、36、38-42、43-46

<保健衛生関係>

対象 No. : 48、49

<教育関係>

対象 No. : 104

6. リース契約として締結すべきもの

契約実態はリース契約であるにもかかわらず、契約書上は単年度の委託契約としていることから、5年経過後の扱い、つまり再リースを行うかどうか、行う場合における金額、リース会社による対象物引き取り等の取扱いなどが民間のリース契約と比較して不明確となっている。また、リース契約を締結する際は、購入する場合とリースの場合とのキャッシュフローを比較検討して、購入するかリースするか意思決定が行われる必要がある。また、契約実態がリース契約であることより、本来は債務負担行為として認識しなければならないが、今後においては、地方自治法改正による長期継続契約の導入の可否について検討が望まれる。

<リース関係>

対象 No. : 4、15、20、21、50、54、68、75、85、100、101、112、121、133

7. その他

上記の他、文京区が保有する美術品データベースの活用 (No.109)、文京区史データの活用 (No.113)、30万円以上の委託契約を契約管財課ではなく保健衛生部の権限で処理しており、契約のあり方の検討が望まれるもの (番外)、コンピュータのセキュリティに関するもの (No.85) セキュリティに関する手順書等の作成を行うべきもの (No.4、15、133)、システム導入後の事後評価の実施を行うべきもの (No.133) などが監査において検出され、今後の改善が必要と考える。その他指定管理者制度の導入 (43-46) について、検討すべきものがあった。

<一般総合関係>

対象 No. : 4、15、133

<福祉関係>

対象 No. : 43-46

<教育関係>

対象 No. : 85、107、109、113、115、119、120

<保健衛生関係>

対象 No. : 番外

個別意見

(個別意見一覧表)

	課	NO	委託契約名	頁	
(一般総合関係)	広報課	1	わたしの便利帳配布委託	27	
	広報課	2	第19回文京区政に関する世論調査委託	28	
	広報課	3	文京区ホームページ作成・管理の委託	29	
	情報政策課	4	LGWANサービス提供設備等の賃貸借及び保守委託	31	
	総務課	6, 7	私立貞静幼稚園預かり保育委託 私立同仁美登里幼稚園預かり保育委託	33	
	防災課	8	学校備蓄倉庫清掃及び物資点検整理委託	35	
	防災課	10	文京区総合防災訓練会場設営委託	36	
	区民課	11	根津第三会館貸出業務委託	37	
	区民課	12	かるた記念大塚会館貸出業務委託	39	
	経済課	15	プリンターシステム機器の賃貸借及び保守委託	41	
	経済課	18	中小企業振興センター情報ネットワークシステムオペレート業務等委託	44	
	経済課	19	文京区勤労者共済会会員促進等に伴う業務委託	46	
	男女平等青少年課	23	文京区男女平等センター管理事務委託	48	
	指導課	53	細街路路幅整備測量委託	49	
	地域整備課	57	まちづくり用地の整備管理委託	51	
	道路課	63	電線共同溝特殊部詳細設計委託	53	
	みどり公園課	64	公演等夜間巡視及び放置物撤去委託	55	
	文京清掃事務所	76	普通貨物車の雇上	56	
	文京清掃事務所 リサイクル清掃事務所	69、70、73、76	69、70 資源回収事業の古紙の資源化委託 73 資源回収事業に係る空きびん、空き缶資源化委託 76 普通貨物車の雇い上げ	57	
	選挙管理委員会事務局	122 125	衆議院議員選挙時不在者投票事務補助委託 都知事・都議・区議・区長選挙時不在者投票事務補助委託	59	
	情報政策課	133	電子計算機等の賃貸借及び保守委託	61	
	情報政策課	134	情報処理システムのオペレーション業務委託	64	
	(福祉関係)	障害者福祉課	24, 25	巡回入浴サービス業務委託	67
障害者福祉課		26	知的障害者デイサービスセンター運営事業の委託	69	
児童課		27	文京区立久堅保育園及び児童館(育成室)移転作業委託	71	
児童課		28	文京区立久堅保育園及び児童館(育成室)移転作業委託	72	
児童課		29	児童扶養手当支給事務委託	73	
保育課		31	久堅保育園給食用運搬車両の借り上げ	75	
高齢者福祉課		32, 33	軽度生活援助員派遣事業の委託	76	
高齢者福祉課		34, 35	特別擁護老人ホームマッサージ委託	78	
高齢者福祉課		36	緊急通報システム機器保守点検委託	80	
高齢者福祉課		38, 39, 40, 41, 42	在宅介護支援センター運営委託	82	
高齢者福祉課		43, 44, 45, 46	管理運営委託 43 千駄木の郷及び千駄木サービスセンター 44 くすのきの郷及びくすのきサービスセンター 45 大塚みどりの郷及び大塚サービスセンター・湯島サービスセンター・昭和サービスセンター 46 白山の郷及び白山サービスセンター・向丘サービスセンター・本郷サービスセンター	85	
(保健衛生関係)		健康センター	48, 49	48 健康センター管理人業務・自主トレーニング支援事業業務委託 49 健康センター健康増進事業業務委託	92
		生活衛生課	136	平成15年度輸入食品安全対策事業における食品検査の実施	95
	保健予防課	139, 140, 141	定期予防接種委託契約	97	
	小石川保健サービスセンター 本郷保健サービスセンター	142, 143	節目健診血液検査委託	99	
	保険予防課	144~160	144~160 委託契約概要	101	
	保健予防課	144, 145	文京区成人健康診査委託	110	
	保健予防課	144, 145, 150~160	平成15年度文京区成人健康診査委託平成15年度乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん検診委託	110	
	保健予防課	144~160	成人健康診査委託他	111	
	保健予防課	155, 156 158, 159 157, 160	胃がん検診委託 大腸がん検診委託 胃及び大腸がん検診委託	112	
	健康センター	161	健康増進事業に係る血液検査委託	114	
	健康センター	163, 164	成人歯科健診事業委託(小石川歯科医師会) 成人歯科健診事業委託(文京歯科医師会)	116	
保健予防課	166, 167	文京区寝たきり高齢者等歯科訪問健診・予防相談指導事業実施委託	118		
	番外	保健衛生部の委託契約について	120		

	課	NO	委託契約名	頁
(教育関係)	学務課	83	文京区立八ヶ岳高原学園臨時日常清掃委託	121
	学務課	85	区立幼稚園コンピューターの賃貸借及び保守委託	123
	学務課	86	文京区立津田小学校移転作業	125
	学務課	87	大塚窪町遺跡埋蔵文化財発掘調査委託	126
	学務課	89, 90, 92~97	給食調理業務委託	128
	指導室	98	外国人英語指導員の配置の委託	130
	教育センター	99	平成15年度教職員パソコン研修実施委託	132
	文化振興課	104	地域の語り部からの聞き取り調査委託	135
	生涯学習センター	107	子供のための音楽体験教室企画・公演委託	137
	生涯学習センター	109	文京区所蔵美術品調査及び管理台帳作成委託	139
	真砂中央図書館	113	「文京区史」索引及び地域関連資料のデータ作成業務委託	141
	真砂中央図書館	114	文京区立図書館電算システム及び運用サポート委託	143
	真砂中央図書館	115	文京区立図書館音楽図書製本及び装備委託	145
	真砂中央図書館	119	文京区率図書館 図書館資料装備委託	147
真砂中央図書館	120	IT図書館システム開発委託	149	
(リース関係)	情報政策課	4	L GWANサービス提供設備等の賃貸借及び保守委託	151
	経済課	15	フットネットシステム機器の賃貸借及び保守委託	
	戸籍住民課	20	住民基本台帳ネットワークカード発行機の賃貸借及び保守委託	
	戸籍住民課	21	住民基本台帳ネットワークCSサーバーの賃貸借及び保守委託	
	小石川保健サービスセンター	50	多用途心電図解析装置借上	
	住宅課	54	文京区住宅管理システム並びにパソコンの賃貸借及び保守委託	
	リサイクル清掃課	68	リサイクルプラザ電算機器の借上げ及びシステム等保守委託	
	文京清掃事務所	75	清掃事務所総合情報システム維持管理委託	
	学務課	85	区立幼稚園コンピューターの賃貸借及び保守委託	
	教育センター	100	文京区教育センター情報システム機器等の賃貸借及び保守委託	
	教育センター	101	文京区教育センターパソコン等賃貸借及び保守委託	
	真砂中央図書館	112	インターネット用パソコン機器借上げ	
	真砂中央図書館	121	文京区立図書館総合管理電算化機器借上げ及び保守委託	
	情報政策課	133	電子計算機等の賃貸借及び保守委託	

< 一般総合関係 >

No.1

所属部課 企画政策部 広報課

委託契約名 わたしの便利帳配布委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	2,730	2,100	社団法人文京区シルバー人材センター

(2) 委託を開始した年月

平成15年11月

(3) 委託契約の内容

文京区内の全世帯に「ぶんきょうわたしの便利帳2003」(文京区ガイドマップを挿入)を配布する。

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

仕様書によると、委託契約の成果を確認する方法として、「完了届」の提出を義務付けており、「完了届」には、シルバー人材センターの地域担当者の印を押すことになっているが、「完了届」を査閲した限りにおいて、地域担当者の印はなく、実施の作業者の印のないものや日付未記入のもの、また鉛筆書きのもの、さらに氏名と実施内容欄に明らかに筆跡に異なるもの等が散見された。

「結論・改善」

今回の委託事業においては、「完了届」が唯一の委託契約の履行を確認する手段であるため、仕様書に従った委託契約の成果の確認を徹底すべきであると考えます。

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	5,500	5,040	(株)ケー・シー・エス
平成14年度	-	-	-
平成15年度	4,300	3,297	(株)エスピー研

(2) 委託を開始した年月

昭和43年11月(第1回)

(3) 委託契約の内容

文京区内の満20歳以上の男女1,300人を対象に定住意向、区政など50問程度の調査を実施し、調査票の集計・分析の上、報告書250部、概要版1,300部を作成する。

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

当該契約は文京区政に関する世論調査報告書(概要版を含む)の納入をもって、委託契約の履行となる。そこで、履行を確認することができる唯一の証拠書類である「納品書」を査閲したところ、284部と記載されており、仕様書の「概要版」の納入部数1,300部と異なっていた。

「結論・改善」

「概要版」は区に納入される前に世論調査に協力を頂いた区民に郵送していたため、納入部数1,300部から郵送されなかった284部のみが区に納入されたため、「納品書」の上記のような記載になったとのことである。しかし、「納品書」が事後的に委託契約の履行を確認する唯一の証拠書類であるため、正確な記載を業者に求める必要がある。

所属部課 企画政策部 広報課

委託契約名 文京区ホームページ作成・管理の委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	2,690	2,683	株三和総合研究所
平成14年度	6,468	6,411	株UFJ総合研究所
平成15年度	5,250	4,977	株UFJ総合研究所

(2) 委託を開始した年月

平成13年9月

(3) 委託契約の内容

文京区ホームページ作成・更新システムの管理・修正

文京区ホームページ作成マニュアルの更新

文京区ホームページ作成・更新システムの管理用マニュアルの更新

文京区ホームページ作成研修の実施

高度な知識を要するコンテンツの作成

文京区施設地図の作成

コンテンツの検証

ホームページ作成・更新環境、文京区ホームページ将来計画に係わるコンサルティング業務の引き継ぎ

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2. 監査の結果及び意見

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点」

仕様書を査閲する限り、委託契約の内容は多岐にわたっている。しかしながら、委託業務の範囲が仕様書では不明確で契約書上、記載なき事項は両者協議のもと行うことになっている。

例えば、「研修は年度内数回に分けて実施する」、「高度な知識を要するコンテンツ・プログラムの作成は月1件程度とする」等の記載に留まっている。

当該事業の委託初年度であれば致し方ない面もあるが、平成13年9月から委託を開始しており、毎年の実績が積み上がっているため、ある程度の業務内容の計画をたてることは可能であったと思われる。

「結論・改善」

委託業務の履行責任を明確にするためにも、仕様書において、詳細な業務内容項目を盛り込むべきである。

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	1,776	1,583	エヌイーシーリース(株)

(2) 委託を開始した年月

平成15年10月

(3) 委託契約の内容

内 容：LGWAN サービス提供設備、サーバ等の賃貸借及び保守の委託

委託金額：賃貸借料 170,220 円（月額） 保守料：81,060 円（月額）

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

LGWAN は全国の接続団体と国への影響から迅速な対応が必要であり、機器を設置する現行ネットワークのセキュリティ確保の点からも保守業者を同一にする必要があるため、LGWAN サービス提供設備の提供と保守を行える、現ネットワーク保守業者を同一グループに持つ業者と契約を行った。

2. 監査の結果及び意見

<実施手順等の作成を行うべきもの>

「問題点」

LGWAN サービス提供設備は、公的個人認証サービスにも活用されており、セキュリティに関しては極めて高いレベルにある。「文京区情報セキュリティに関する規則」の第25条の第1項において、「情報システムの運用管理は、情報システム管理者がこの規則により定める特定の事項について実施手順等を定め、維持することにより、継続的な運営を図るものとする。」としている。しかしながら、この手順書が作成されていない。

また、第2項において、「情報システム管理者は、外部への委託によって情報システムを運用するときは、委託契約に受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守するよう明記しなければならない。」とされている。しかしながら、契約書の中にある「個人情報の保護に関する特記事項」に、再委託の禁止や必要に応じた立入義務、事故報告義務等の記載はあるが、受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守することは明記されていない。

「結論・改善」

LGWAN サービス提供設備は、公的個人認証サービスにも活用されており、セキュリティに関しては極めて高いレベルにある。このことからセキュリティに関しては細心の注意を図ることが必要となる。

このため、「文京区情報セキュリティに関する規則」に遵守して、実施手順等を作成し、契約書の中に受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守することを明記する必要がある。

所 属 部 課 総務部 総務課

委託契約名 私立貞静幼稚園預かり保育委託、
私立同仁美登里幼稚園預かり保育委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

私立貞静幼稚園

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	1,424	1,424	学校法人 貞 静 学 園
平成15年度	1,424	1,396	学校法人 貞 静 学 園

私立同仁美登里幼稚園

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	4,369	4,369	社団法人キリスト教同仁社団
平成15年度	4,411	4,411	社団法人キリスト教同仁社団

(2) 委託を開始した年月

平成14年4月

(3) 委託契約の内容

預かり保育を実施する園と委託契約を結び、預かり保育補助員を配置する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

預かり保育を実施する園が唯一の業者であるため。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点 1」

同委託事業は国の「緊急地域雇用創出特別基金事業」の一環として平成 14 年度から平成 16 年度まで実施されたものであり、文京区としては「緊急地域雇用特別補助事業に基づく業務委託等取扱要領」を作成し、仕様書には同取扱要領を遵守することとしている。その取扱要領によれば、雇用期間は 6 ヶ月以内として条件を満たせば、1 回に限り更新を認めることとしているが、委託先から提出された「雇入通知書（控）」によると 1 年間を雇用期間としており、同取扱要領に合致しないところがある。

「結論・改善 1」

取扱要領を遵守しているか否かのチェックは徹底すべきである。

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点 2」

国の事業の創設趣旨から同取扱要領では、ハローワーク等で広く募集し、失業者を対象に雇用することを求めている。しかし、履歴書を拝見する限りでは、広く募集したとは言いがたく、これは失業者の雇用創出のための創設された制度趣旨からすると、ハローワーク等で失業者を広く募集することが望ましい。

「結論・改善 2」

区としては、ハローワークでの募集の写しを提出させる等、制度趣旨を全うする努力を委託先に求めるべきである。

所 属 部 課 総務部 防災課

委 託 契 約 名 学校備蓄倉庫清掃及び物資点検整理委託

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	1,418	1,413	(株) ウ エ ス コ
平成15年度	1,659	1,575	(株) モ ス コ ム

(2) 委託を開始した年月

平成15年3月

(3) 委託契約の内容

避難所となる区立小中学校備蓄倉庫、学校備蓄倉庫の清掃及び物資内容点検

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2 . 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点1」

「緊急地域雇用創出特別基金事業」では、新規雇用の創出を目的にしており、区作成の取扱要領に従った書類の提出が求められている。しかし、新規雇用者が否かのチェックをしておらず、雇用期間等を証明できる書類や添付書類として求められている「賃金台帳」等も入手されていなかった。

「結論・改善1」

区としては、取扱要領を遵守しているか否かのチェックは徹底すべきである。

所 属 部 課 総務部 防災課

委 託 契 約 名 文京区総合防災訓練会場設営委託

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	3,296	3,213	T S P 太 陽 (株)
平成14年度	4,063	3,990	T S P 太 陽 (株)
平成15年度	3,879	3,822	T S P 太 陽 (株)

(2) 委託を開始した年月

昭和58年9月

(3) 委託契約の内容

テント等の設営及び撤去
 訓練用模擬家屋等の制作、設営及び撤去
 その他の訓練用資器財等の調達及び運搬
 会場の現状回復
 掲示用ポスターの作成

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2 . 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

防災課担当者が現場で立会ってはいるが、委託業者から完了報告書等の証拠書類を入手していない。

「結論・改善」

事後的に委託業務の完了を確認するには、証拠書類が唯一の手段であるため、今後は委託業者に完了報告書を提出させる、または、完了確認書の控えを保管することが望まれる。

所 属 部 課 区民部 区民課

委 託 契 約 名 根津第三会館貸出業務委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	2,017	2,017	根津第三会館運営協議会
平成14年度	2,017	2,017	根津第三会館運営協議会
平成15年度	2,023	2,023	根津第三会館運営協議会

(2) 委託を開始した年月

昭和63年4月

(3) 委託契約の内容

午後5時に出勤、寿会館職員と引継ぎ、午後10時30分まで勤務。

会館使用承認書の確認による会館施設の貸出し及び使用上の注意事項に対する協力
依頼等窓口業務。

施設内の点検、ごみの始末、安全点検等警備用装置のセット、作業日誌作成他。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

地域住民のための施設を地域住民の手によって運営することを目的として設立された団体であるため。

(2) 監査の結果及び意見

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点1」

地域コミュニティの形成を支援するという行政目標を達成するため、業者指定随意契約で契約の相手先を決定することに問題ないが、契約単価が数年間(入手した資料では平成12年度以降平成16年度まで)変動していない。

「結論・改善 1」

契約単価に世間相場を反映させ、定期的に見直しを図るべき。業務内容は簡易な形式作業であるため、時給 1,027 円に割高感は否めない。なお、同様の業務内容である区民会館貸出業務では、時給 874 円で委託しており、仮に時給 874 円で業務委託した場合、年間 301,794 円の経費削減が図られる。

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点 2」

区に提出されている決算収支報告書を査閲すると会議費 100,905 円、総会費 127,501 円が計上されており、これは、実質的に委託料で賄われていた。

「結論・改善 2」

委託料は、根津第三会館貸出業務に係る費用にのみ充当すべきであり、上記の費用は別途、会員から徴収して支出すべきである。

所 属 部 課 区民部 区民課

委 託 契 約 名 かるた記念大塚会館貸出業務委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	4,677	4,677	かるた記念大塚会館運営委員会
平成14年度	4,677	4,677	かるた記念大塚会館運営委員会
平成15年度	4,690	4,690	かるた記念大塚会館運営委員会

(2) 委託を開始した年月

平成3年4月

(3) 委託契約の内容

午前8時45分から午後10時00分まで勤務。

会館使用承認書の確認による会館施設の貸出し及び使用上の注意事項に対する協力
依頼等窓口業務。

施設内の点検、ごみの始末、安全点検等警備用装置のセット、作業日誌作成他。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

地域住民のための施設を地域住民の手によって運営することを目的として設立された団体であるため。

2. 監査の結果及び意見

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点1」

地域コミュニティの形成を支援するという行政目標を達成するため、業者指定随意契約で契約の相手先を決定することに問題ないが、契約単価が数年間（入手した資料では平成12年以降平成16年度まで）変動していない。

「結論・改善 1」

契約単価に世間相場を反映させ、定期的に見直しを図るべきである。業務内容は簡易な形式作業であるため、時給 988 円に割高感は否めない。なお、同様の業務内容である区民会館貸出業務では、時給 874 円で委託しており、仮に時給 874 円で業務委託した場合、年間 544,160 円の経費削減が図られる。

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点 2」

区に提出されている決算収支報告書を査閲すると会議費として 36,980 円等が計上されており、これが委託料で賄われていた。

「結論・改善 2」

委託料は、かるた記念大塚会館貸出業務に係る費用にのみ充当すべきであり、上記の費用は別途、会員から徴収して支出すべきである。

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	4,593	4,593	ダイヤモンドリース(株)
平成14年度	4,593	4,593	ダイヤモンドリース(株)
平成15年度	1,445	1,445	ダイヤモンドリース(株)

(2) 委託を開始した年月

平成11年4月

(3) 委託契約の内容

文京区中小企業振興センターの産業情報ネットワーク稼動にあたり、必要な機器の賃貸借及び保守委託を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

平成11年度からブンネットシステム稼動に必要な機器の賃貸借及び保守委託を行っていることから、本システムに精通している。また15年度については再リースを行うことにより低廉な金額での契約が可能になることから、当該業者を指定した。

2. 監査の結果及び意見

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点1」

ブンネットシステムに関する使用は詳細に記載されているが、見積書において「機器賃借料として」、「機器保守費として」、「ソフトウェア保守費として」と一括での記載のみであり、例えば、「クライアントデスクトップパソコン FMV-DESKPOWERSIX407C」についていくらというような明細は入手していない。

「結論・改善 1」

当初のシステム導入を検討する際に業者から見積もりを取っているが、詳細な内訳の積み上げは入手しておらず、例えば当該一部の機器が不要となった際に保守料金がいくら下がるかについて現状では不明確となっている。また、内訳を明示することによって、市場価格や他区の現状との比較等による金額の妥当性の検討が可能となる。

今後は業者指定随意契約であることから、詳細な内訳明細を入手する必要がある。

<実施手順等の作成を行うべきもの>

「問題点 2」

ブネットシステムは、情報政策課が管理するホストコンピュータとは接続をしておらず、独自のシステムとなっている。この様な個別システムに関しては、「文京区情報セキュリティに関する規則」の第 25 条の第 1 項において、「情報システムの運用管理は、情報システム管理者がこの規則により定める特定の事項について実施手順等を定め、維持することにより、継続的な運営を図るものとする。」としている。しかしながら、この手順書が作成されていない。

また、第 2 項において、「情報システム管理者は、外部委託によって情報システムを運用するときは、委託契約に受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守するよう明記しなければならない。」とされている。しかしながら、契約書の中にある「個人情報の保護に関する特記事項」に、再委託の禁止や必要に応じた立入義務、事故報告義務等の記載はあるものの、受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守することは明記されていない。

「結論・改善 2」

ブネットシステムは、情報政策課が管理しておらず、このことからセキュリティに関しては細心の注意を図ることが必要となる。

このため、「文京区情報セキュリティに関する規則」に遵守して、実施手順等を作成し、契約書の中に受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守することを明記する必要がある。

<事業の見直しを検討すべきもの>

「問題点 3」

ブネットシステムは、会員の種別が 一般会員、 印刷・製本会員、 医療機器会員に分かれており、平成 16 年 7 月 31 日現在では が 443 名、 が 31 名、 が 11 名となっている。 から の違いは入会金と年会費に表れており、 の一般会員は入会金が 300 円、年会費が 1,200 円に対して、 と は入会金が 2,000 円、年会費は 12,000 円となっている。

区としては工業統計上における区内の事業者数の 10% が加入することを目標としており、分母としては、 の一般が約 17,000 ~ 18,000 社、 の印刷・製本が 1,260 社、 の医療機器が 59 社（組合も含めると 180 社）となっている。

担当課から事務事業評価表を入手し確認したところ、職員の人件費も含めると通常年間で約 20 百万円かかっており、年会費分を控除した金額を 485 社で考えると 1 社当たり年間約 40 千円の負担となっている。

「結論・改善 3」

ブンネットシステムについて、運営委員会を設置してこの「ブンネット運営委員会検討結果報告」を踏まえて異業種交流会の活性化や会員増強などの取り組みを行っており、この点は評価できる。しかしながら、区内の事業者数の10%という数値は半分にも満たない状況であり、会員数の増強を図る必要がある。特に、入会金や年会費に会員の種別で大きな差が生じており、特別な情報サービスが付与されているのは事実であるが、この特別な情報サービスに関しても費用対効果を踏まえて今後も続けるかの検討が必要と考えられる。

費用対効果の分析が、定性的な部分に限定されており、定量的な面で十分であるかの検討が現状でなされていない。実質的に1社当たり年間約40千円の区の負担が妥当であるか検討する必要がある。

所 属 部 課 区民部 経済課

委 託 契 約 名 中小企業振興センター情報ネットワークシステムオペレート業務等委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	14,061	14,061	(株) エヌ アイ ディ
平成14年度	14,061	10,395	(株) ア ク ト
平成15年度	11,497	10,395	(株) ア ク ト

(2) 委託を開始した年月

平成8年4月

(3) 委託契約の内容

文京区産業情報ネットワーク (BUN - NET) システムオペレート業務・保守及び改修業務

文京区中小企業振興センターの管理・運営及び同センター内パソコンコーナーの業務
その他経済課の業務

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

相当の専門的技術・知識を有するものに、より低廉な金額で委託内容を実施させるため。

2. 監査の結果及び意見

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点1」

当該委託契約の仕様書 (別紙) によると、BUN - NET ホームページの作成、メニューの追加、修正等が明文化されているが、担当者によるとシステム変更を伴うような大幅な変更は予定されていないとのこと。

「結論・改善 1」

システム変更について責任の範囲を明確にするためにも仕様書等で具体的に取り決めを行うべきである。

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点 2」

当該契約は、平成 14 年度に競争入札によって、決定した業者に対して業務内容（人の接客業務）等を考慮し、単年度で変更することは効率性等が悪化するため、前年と同額で業者指定にて実施している。

「結論・改善 2」

委託業者の責任範囲を明確にし、なおかつ効率的な運用を検討するのであれば、競争入札で業者と複数年契約を結び、業務を委託することを検討すべきである。

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	21,560	21,525	株コミュニケーション科学研究所

(2) 委託を開始した年月

平成15年9月

(3) 委託契約の内容

文京区勤労者共済会未加入事業所に対して新規加入の勧誘を行う。併せて文京区中小企業の福利厚生・産業の実態を調査し、報告する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

実績が豊富であり、詳細な調査分析が行える。また、勧誘業務などの経営的なノウハウも持ち合わせている。

2 . 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点1」

委託業務の内容を確認したところ、特殊な技術及び資格を必要とする事業ではなく、委託事業としても平成15年度の単発事業であり業者の継続性も求められていない。

従って、業者指定の随意契約とする合理的な理由がない。

「結論・改善1」

競争入札によって、委託業者を決定すべきである。

<事業の見直しを検討すべきもの>

「問題点 2」

当該事業は、文京区勤労者共済会の加入者の増加を目的とし、実質的には、同共済会の事業を補助するかたちになっている。この事業は、国の「緊急地域雇用創出特別基金事業」としていたため、区の直接的な負担を伴わないものである。

しかしながら、平成 15 年度では当該委託事業の効果として新規 255 名の入会者がある一方で 409 名の退会者がおり、共済会事業自体の存続を検討すべき時期に来ていると思われる。

「結論・改善 2」

国の補助事業で、結果として区が直接的に負担することがない事業といえども、費用対効果の視点で事業の取捨選択する必要がある。

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	9,696	9,696	文京区女性団体連絡会
平成14年度	8,480	8,480	文京区女性団体連絡会
平成15年度	8,876	8,876	文京区女性団体連絡会

(2) 委託を開始した年月

平成3年4月

(3) 委託契約の内容

施設使用申請受付事務、施設設備保守管理及び貸室管理、資料コーナー運営、団体登録事務、利用者サービス他

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

区内各種女性団体の連合組織であり、同センターにおいて講演会やセミナー、啓発誌の発行等男女平等参画社会の実現に向けた事業を展開しているため。

2. 監査の結果及び意見

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点」

仕様書を閲覧すると委託内容は管理事務の委託となっている。しかし、委託経費の内訳は、維持費（複写機借上代、コピー代等）や公共料金（電気料金・ガス料金・水道料金等）等の経費の立替払いであり、人件費等は含まれていないため、契約内容と実態が乖離している。また、人件費等は補助金として年間31百万円ほどが執行されており、補助事業と委託事業の区分が不明確になっている。

「結論・改善」

補助事業、委託事業の開始当時の経緯があるにせよ、補助事業と委託事業を明確に区分する基準を設定し、適正な区分に見直しをすべきである。

所属部課 都市計画部 指導課

委託契約名 細街路拡幅整備測量委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	37,462	37,462	株 日 成 プ ラ ン
平成14年度	33,593	33,593	株 日 成 プ ラ ン
平成15年度	37,229	36,958	セ ン チ ュ リ ー (株)

(2) 委託を開始した年月

平成2年10月

(3) 委託契約の内容

準備工(現場立会等)、地積測量図作成工(後退整備工事・非課税手続き用)、基準点測量工(4級基準点測量)、公示用図面作成工(区域編入・供用開始用)、完了修正測量工、所有権移転登記(申請手続き等一式)

(4) 契約の方法

随意契約(見積り合せ)

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号規定による。

2. 監査の結果及び意見

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点」

現状、見積り合せによる随意契約によって行っているが、その際、上記～のうち金額の重要性のあるの単価の比較で業者を選定している。測量委託工種別の過年度の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
作業 A	201 件	1,308	174 件	1,200	210 件	1,448
作業 B	190.11 件	9,980	194.44 件	9,799	217.13 件	10,943
作業 C	365 点	19,892	342 点	18,775	458 点	17,600
作業 D	131 件	624	95 件	424	122 件	544
作業 E	6,431 m ³	154	2,058 m ³	47	1,602 m ³	36
作業 F	6 件	249	6 件	241	5 件	201
消費税相当額		1,610		1,524		1,538
		33,820		32,013		32,314

上記の工種別実績表によると、過年度より の委託料が一番多く、その単価で、決定される根拠としては、理解できるが、 も、金額的には、重要な割合を占めていることから、 の単価で委託料全体を評価することは、委託契約全体の評価としても正しいかどうかは、一概に言えず、個別の業者が提示した ~ の作業単価を、総合的に評価して判断することが望ましい。

「結論・改善」

~ の委託業務単価の総合評価によって業者選定を行うべきである。

所 属 部 課 都市計画部 地域整備課

委 託 契 約 名 まちづくり用地の整備管理委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	4,341	4,341	藤田観光工営(株)
平成14年度	3,056	3,056	藤田観光工営(株)
平成15年度	1,455	1,455	藤田観光工営(株)

* 平成14年度、平成15年度において、金額が減ってきているのは、対象物件、対象面積が減少したためである。

(2) 委託を開始した年月

平成9年4月

(3) 委託契約の内容

木造住宅密集市街地整備促進事業(大塚五・六丁目地区及び千駄木・向丘地区)で取得した、えのき広場(150.39㎡)、ひょうたん広場(180.44㎡)等住環境用地(949.94㎡)の維持管理を委託している。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

当該業者は住環境用地のうち「ひょうたん広場」「えのき広場」の整備工事を施工しており、他の用地を合わせ、現場事情に精通している。また、まちづくり事業に最も大事な、近隣住民との関係が良好に保たれていることに合わせて、事業所が区内にあることから、緊急時の指示に対して迅速に対応ができる。

2. 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点 1」

えのき広場、ひょうたん広場については、整備事業完了後すでに 7 年間経過している。業者指定の理由としては事業の施工業者であり、現場事情に精通している。近隣住民との関係が良好である。事業所が区内にあり、迅速な対応ができる等としているが、委託契約の内容は草刈、樹木の剪定、草花植栽等である。これらの理由をもって業者指定随意契約の理由としているのは不適切である。

また、これらの広場は事業が終了しているにもかかわらず、都市公園に該当しないとして、まちづくり用地として都市計画部で管理しているのは適当でない。

「結論・改善 1」

施工業者であったということを理由に事業終了後も長年にわたり維持管理業務を業者指定随意契約としているのは適正を欠くものである。競争性のある業務なので今後は入札等の方法にするべきである。

また、この広場の実態は地域の公園であることから、区の公園を所管しているみどり公園課において管理すべきものであると考える。

< 事後精算など契約条件を改善すべきもの >

「問題点 2」

委託契約の履行にあたっては必要の都度、施工業者に指示を行っているが、様式等が定められていないため具体性に乏しい。例えば草花植栽をみると草花植栽一式となっているのみで、草花の種類、本数等が明記されていない。

「結論・改善 2」

指示内容が明確にわかるような指示書を作成し、それに基づき発注されるよう改善されたい。

所 属 部 課 道路課

委 託 契 約 名 電線共同溝特殊部詳細設計委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	9,410	8,400	株式会社 トデック
平成15年度	4,830	4,515	株式会社 トデック

(2) 委託を開始した年月

平成14年4月

(3) 委託契約の内容

千駄木小学校前通り（千駄木五丁目1番～千駄木四丁目10番先）において、電線共同溝の整備を行う上で必要な特殊部等の詳細設計を委託するものである。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

本指定業者は、平成14年度に当該路線（千駄木小学校前通り）における電線共同溝実施設計委託を受託し、本事業に関する現場等の知識を豊富に持ち合わせている。このため、継続して委託することにより、本事業をスムーズに実施することができる。

2. 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点」

当該契約は、千駄木小学校前通り（千駄木五丁目 1 番～千駄木四丁目 10 番先）において、電線共同溝の整備を行う上で必要な特殊部等の詳細設計を委託するものである。当該業者は、平成 14 年度に当該路線における電線共同溝実施の基本設計を受託し、本事業に関する現場等の知識を豊富に持ち合わせており、このたびの詳細設計の契約にあたり、新たな業者が行うより、効率的に行えることが明らかであるため、業者指定随意契約によって行っている。しかしながら、当該理由により、安易に随意契約によることは、競争に付すときと比較し、受託者の経営努力に与える影響やコスト削減等の観点から望ましいものではない。

「意見」

当該業者指定随意契約は、原則として、競争入札に付す趣旨からして、望ましくないものと考えられる。

すなわち、基本設計を競争入札に付すときに、詳細設計を行うことが、業務上明らかである場合、基本設計と詳細設計を含めた形での競争入札を実施し、公平かつ公正に業者を選び、適正な価格で契約を結ぶべきと考える。

現状、単年度予算の関係から障壁があるが、複数年にわたる契約を行う場合の経済効果も検討し、競争入札の可否を検討することが望まれる。

所属部課 土木部 みどり公園課

委託契約名 公園等夜間巡視及び放置物撤去委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	4,139	4,139	株全日本ガードシステム
平成15年度	4,139	4,118	株全日本ガードシステム

(2) 委託を開始した年月

平成14年4月

(3) 委託契約の内容

文京区立公園、児童遊園、遊び場及び公衆便所等の施設における夜間の不法占用、不法使用等の巡視、不法投棄物件の防止並びに撤去を行う。

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

公平かつ公正に業者を選び、適正な価格で契約を結ぶため。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

現状の委託契約の成果の確認方法について、夜間巡視日報、夜間巡視業務特記事項報告書、通報事項報告書、夜間巡視及び放置物件撤去委託月報は、一部公園における身障用トイレの夜間施錠及び早朝における開錠や巡回中における地元区民との会話など巡回を確認できているものもあるが、事実確認が不十分といわざるを得ないので、何らかの手立てを講じる必要があるものとする。

「結論・改善」

事実を確認する方法につき、早急に検討する必要がある。

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	8,662	8,662	東京都リサイクル事業団体連合会(文京支部)
平成14年度	9,059	9,059	東京都リサイクル事業団体連合会(文京支部)
平成15年度	9,201	9,201	東京都リサイクル事業団体連合会(文京支部)

(2) 委託を開始した年月

平成12年4月

(3) 委託契約の内容

普通貨物車を文京清掃事務所に供給して、文京清掃事務所の収集した廃棄物(資源・古紙)を指定の搬入先まで運搬する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

単価契約

(5) 上記の契約によった理由

清掃事業の移管時に都清掃局からの引継ぎにより、東京23区すべてが各区の回収する資源(古紙)の一定割合の運搬を、区内の資源回収業者で組織する各区再生資源団体に委託することとされているため。

2 . 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

毎月区に提出される「完了届」(15年度分)について、委託者の確認日付、確認者の氏名の記載もれ、確認印の押印漏れが大半であった。

「結論・改善」

委託者として、受託者の受託業務の履行確認を行うことは当然の責務である。区として成果確認を確実に実施されたい。

No.69、70、73、76

所 属 部 課 資源環境部 リサイクル清掃課
資源環境部 文京清掃事務所

委 託 契 約 名 69．資源回収事業の古紙の資源化委託
70．資源回収事業の古紙の資源化委託
73．資源回収事業に係る空きびん・空き缶資源化委託
76．普通貨物車の雇上

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	No.	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成15年度	69	11,054	7,787	東京都リサイクル事業団体連合会(文京支部)
	70	11,054	8,463	東京都リサイクル事業団体連合会(文京支部)
	73	26,536	27,710	東京都リサイクル事業団体連合会(文京支部)
	76	9,201	9,172	東京都リサイクル事業団体連合会(文京支部)

(2) 委託を開始した年月

平成12年4月

(3) 委託契約の内容

69．搬入された古紙を全量再生資源として活用する(下期)

70．搬入された古紙を全量再生資源として活用する(上期)

73．空きびん

搬入車両の計量、コンテナの積み下ろし業務、資源化不適物の処理、選別業務、
引き渡し業務

空き缶

搬入車両の計量、コンテナの積み下ろし業務、資源化不適物の処理、選別業務、
引き渡し業務

76．普通貨物車を文京清掃事務所に供給して、文京清掃事務所の収集した廃棄物(資源・古紙)を指定の搬入先まで運搬する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

単価契約

2. 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点」

当該業務は、資源回収事業を実施するにあたり、区が古紙を回収するに際して、必要となる車両の一部を借り上げるもの、及び搬入された古紙を再生資源として活用するもの、空きびん、空き缶の資源化委託であり、大量という制約はあるものの特殊性のある業務とは言えないにもかかわらず、上記連合会に対する業者指定随意契約である。

「意見」

資源化委託については、東京都リサイクル事業団体連合会が、文京区及び隣接区に所在する 11 の組合で組織されており、直納権をもつ大手の問屋が所属しているため、安定した受入が可能である唯一の業者であることから、連合会文京支部と業者指定随意契約をしている。

清掃車両の雇上げについては、東京都から移管を受ける際の各区引継ぎ事項となっており、また過去の実績等も考慮し、区内の資源回収業者で組織する連合会文京支部と業者指定随意契約している。

上記のことを踏まえると現状における業者指定随意契約によることは、致し方ない面があると考えられるが、将来にわたって、現状のままで容認すると委託業者が長期固定化してしまい、委託契約の競争性、公明性が損なわれるおそれが多分にあるものと考えられる。

したがって、上記委託契約については、将来にむけて、業務の遂行が適正に行われる業者がいれば、競争原理に基づく業者選定を検討されたい。

No.122、125

所 属 部 課 選挙管理委員会事務局

委 託 契 約 名 122 . 衆議院議員選挙時不在者投票事務補助委託

125 . 都知事・都議・区議・区長選挙時不在者投票事務補助委託

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

No.122

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	1,050	1,049	(社)文京区シルバー人材センター

No.125

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	1,528	1,527	(社)文京区シルバー人材センター

(2) 委託を開始した年月

122 平成15年11月

125 平成15年4月

(3) 委託契約の内容

平成15年4月に行われた都知事・都議、区議・区長選挙時の不在者投票事務補助及び同年11月に実施した衆議院選挙時不在者投票事務補助の委託を区の施策として活用を求められている(社)文京区シルバー人材センターと業者指定随意契約で締結している。事務補助の内容は受付、抄本照合、立会人、場内整理等となっている。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

122、125 については、(社)文京区シルバー人材センターは、高齢者の就労の機会を提供する団体として、区の施策で活用が求められている団体であるため指定した。なお122の衆議院議員選挙は解散に伴い実施するものであるため、準備期間が短く通常の事務処理が困難であるため指定した。

2. 監査の結果及び意見

< 積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点」

両選挙時における一日1人当たり単価が、同一の事務補助委託でありながら、下表のように約3割も異なっている。

件名	委託期間	委託時間	1日単価(円) (消費税含まず)	支払金額(円) (消費税含む)
都知事・都議・区議・ 区長選挙時不在者 投票事務補助委託	平成15年4月1日 ～4月26日	午前8時30分～ 午後5時15分	9,600	1,527,120
		午前8時30分～ 午後8時30分	14,400	
衆議院議員選挙時 不在者投票事務補 助委託	平成15年10月21日 ～11月8日	午前8時30分～ 午後5時15分	7,315	1,049,308
		午前8時30分～ 午後8時30分	11,886	

「結論・改善」

同一内容の事務補助委託でありながら、特段の理由もなく、都知事選挙等における単価が高めに設定されているのは適当でない。委託契約にあたっては適正な単価の設定を行い執行するべきである。

所 属 部 課 企画政策部 情報政策課

委 託 契 約 名 電子計算機等の賃貸借及び保守委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	375,338	368,868	エヌイーシーリース(株)
平成14年度	376,810	369,965	エヌイーシーリース(株)
平成15年度	362,603	365,710	エヌイーシーリース(株)

(2) 委託を開始した年月

平成12年11月

(3) 委託契約の内容

委託内容：ACOS システム等一式

委託金額：4～12月 ACOS システム等一式 29,430,310 円（月額税別）

1～3月 ACOS システム等一式 27,807,442 円（月額税別）

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

本機器は極めて精密であり、円滑な運用には保守が重要な要素を占めている。本業者は、高い信頼性ときめ細かで、臨機応変な対応や総合的なサービスを期待でき、賃貸借と保守を一体化した商品を提供している唯一の業者であるため、障害事故等に対して迅速かつ円滑な対応が可能であることから契約を行った。

2. 監査の結果及び意見

<仕様書においてサービスレベルを明確にすべきもの>

「問題点 1」

当該保守委託契約において、仕様書は以下のような記載のみであり、どのようなサービスレベルで実施するのかが必ずしも明確になっていない。例えば、リモートでの監視も行われているが、仕様書ではこの点も不明である。また、金額の積算根拠がどのようになっているかが、見積書では賃貸借部分も含めて一式となっており、この点が業者指定随意契約であることから、金額的に妥当であるかの検討が十分に行われているかどうかは明確になっていない。

保守内容

(1) 定期保守

機器が常に正常に作動するよう機器の点検・調整を行う。保守回数は、本体系については月 2 回の定期保守を行う。端末系については契約期間に 2 回、戸籍住民課の端末については契約期間に 4 回の保守を行う。

(2) 緊急保守

万一故障発生ときは、本区の要請により速やかにこれに対処し、正常な状態に回復させる。

(3) 経費

委託者側の故意又は過失により生じた損傷を除いては、保守における修理、部品の交換等の経費は本契約に含むものとする。

「結論・改善 1」

保守について、サービスレベルを明確に決めておくことは必要であり、現状では十分な記載は行われていない。

例えば、障害発生時の区側と業者との間の相互の役割分担の明示、保守対応の時間、故障復旧時間に関する取り決め、レスポンスタイムに関する取り決め、報告事項の取り決め、マシンルームへの業者の入退出に関する取り決めなど、サービスレベルが明確でないと、運用時における問題などが生じても、区と業者とのどちらの責任であるかが明確にならず、トラブルのもとになりかねない。情報システムに関しても、金額と内容の結びつきを明確にすることは当然であり、既に他の区において設定しているケースもあり、今後サービスレベルの明確化を実施する必要がある。

また、契約が賃貸借及び保守となっており、見積もりも一式となっていることから、保守金額の妥当性が明確となっていない。金額については詳細な内訳を入手し、他区の情報（23 区で ACOS システムを導入している区は他に 7 区ある）を入手し、市場価格を調査する等の方法によって金額の妥当性を検討する必要がある。

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点 2」

ACOS システム等は、住民情報を保有しており、セキュリティに関しては極めて高いレベルにある。「文京区情報セキュリティに関する規則」の第 25 条の第 1 項において、「情報システムの運用管理は、情報システム管理者がこの規則により定める特定の事項について実施手順等を定め、維持することにより、継続的な運営を図るものとする。」としている。しかしながら、この手順書が作成されていない。

また、第 2 項において、「情報システム管理者は、外部委託によって情報システムを運用するときは、委託契約に受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守するよう明記しなければならない。」とされている。しかしながら、契約書の中にある「個人情報の保護に関する特記事項」に、再委託の禁止や必要に応じた立入義務、事故報告義務等の記載はあるが、受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守することは明記されていない。

「結論・改善 2」

ACOS システム等は、住民情報を保有しており、セキュリティに関しては極めて高いレベルにある。このことからセキュリティに関しては細心の注意を図ることが必要となる。

このため、「文京区情報セキュリティに関する規則」に遵守して、実施手順等を作成し、契約書の中に受託者が情報セキュリティ関連規則等を遵守することを明記する必要がある。

また、情報政策課からのヒアリングによると、小型機に関してはまだ 3 つの課しか実施手順等が提出されていない状況とのことであり、該当する情報システムに関して実施手順書の早期の提出を進める必要がある。

<事後評価の実施を行うべきもの>

「問題点 3」

「文京区システム評価実施要領」によると、運用段階の評価の実施時期は、稼働を開始してから 1 年程度経過し、システムの運用が安定した後と規定されているが、ACOS システムに関しての事後評価は実施されていない。

これは、当該システムのみならず、他の情報処理システムに関しても同様である。

「結論・改善 3」

システムに関する事後評価の実施により、システムが適切に利用されているかを評価することが可能となり、ここから改善を図ることが可能となる。また、事後評価によりシステムの更新の際にも結果を活用することが可能となり、費用的な面でも利点がある。

特に、情報システムにおける運用コストの比率は通常高いため、運用における改善をもたらす事後評価の重要性は高いと考えられる。

「文京区システム評価実施要領」を遵守して、当該システムのみならず他のシステムに関しても、今後は事後評価を適切に実施する必要がある。

所 属 部 課 企画政策部 情報政策課

委 託 契 約 名 情報処理システムのオペレーション業務委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	23,310	18,270	㈱日立情報システムズ
平成14年度	18,270	18,270	㈱日立情報システムズ
平成15年度	18,270	18,270	㈱日立情報システムズ

(2) 委託を開始した年月

平成13年4月

(3) 委託契約の内容

委託内容：機器の操作及び実行監視

電子計算機室管理業務

委託金額：1,450,000円(月額税別) 委託内容：ACOSシステム等一式

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

平成13年度に競争入札により契約を開始した業者であり、文京区が使用している電子計算組織のオペレーションシステムに精通しており、オペレーション業務を委託するに足る条件を満たしているとともに、価格面でも優れている。電子計算組織のオペレーションは安定した稼動が必須であることから契約を行った。

2. 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの、積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点」

情報処理システムのオペレーション業務委託については、平成13年度の競争入札以来、業者指定随意契約であり、特に他社との見積り合せも行っていない。これは平成16年度においても同様である。この理由として、「価格面でも優れている」としているが詳細の内訳の資料を見積もり段階で入手していないため、検証が不能であった。

委託業者からの見積書によると、以下の内訳となっている。

委託料金(消費税別)

1. 情報処理システムのオペレーション委託

12ヶ月×1,450,000=17,400,000

作業期間は、平成15年4月1日～平成16年3月31日の平日(月曜日から金曜日)とします。但し、「国民の祝日に関する法律」に定める休日および年末年始は除きます。

勤務時間は上記期間の8:30～20:00とします。

貴区からご提供される「オペレーション作業指示書」に基づき、「住民情報」「税務」「国保」「年金」「内部」に関するオペレータ業務を実施します。

人数は、通常は月2名であり、必要に応じて3名となるとのことである。仕様書では基本時間と特別時間を設定しており、基本時間に複数人を常駐させ、特別時間は年間100時間(12日程度)と記載していることから、年間で2名に12日程度のプラスと想定することができる。区側は仕様書の中でオペレータについて、経験がある者としており、責任者はオペレーティングシステムについて相当の知識のある者という基準を定めているが、特に、経験年数については定めていない。

この委託契約は見積書の内訳の通り、オペレーション業務の担当者の派遣であるがこの一人あたりの月額の妥当性に関する検討はなされていない。特に、他社との見積り合せも行っておらず、文京区における積算表も存在しない。

例えば、東京都におけるオペレータに関する積算では、一人あたり月額は550,000円となっている。

「結論・改善」

情報処理システムのオペレーション業務委託については、平成13年度の競争入札以来、業者指定随意契約であり、他社の見積り合せも行っていない。

オペレータに関する単価の妥当性について検討を行っていないが、現状の委託業務での1ヶ月が1,450,000円となっている。これに対して、例えば、近隣の地方公共団体から入手した積算表での金額によると、オペレータ業務では一人あたり月額550,000円であり、月2名分の基本時間で、特別時間が年間約1ヶ月とすると、年額が13,750,000円と試算され、当該契約よりも3,650,000円下回っている。

レベルの問題もあり一概には比較しにくいだが、近隣の地方公共団体から入手した積算表上の方が下回っており、かつ業者指定随意契約であり、他社の見積り合せも実施していない現状からすると、引き下げに関する余地が十分にあると考えられる。継続的に金額が同額ということで決定するのではなく、同一業者であれば見積り合せや他の東京23区の情報によって、金額の比較を実施することが必要である。また、本来オペレーション業務に関しては、特殊性が低く、地方公共団体で入札を実施するケースも多く見られ、文京区自体も平成13年度に競争入札を実施している。これだけの期間が業者指定随意契約となっていることは望ましくなく、定期的に入札を実施することが必要である。

< 福祉関係 >

No.24、25

所属部課 福祉部 障害者福祉課

委託契約名 巡回入浴サービス業務委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

既存分

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	1,575	1,068	アサヒサンクリーン(株)
平成14年度	1,046	1,046	アサヒサンクリーン(株)
平成15年度	1,250	1,073	アサヒサンクリーン(株)

新規分

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	6,405	3,530	アースサポート(株)
平成14年度	5,093	3,700	アースサポート(株)
平成15年度	4,889	3,198	アースサポート(株)

(2) 委託を開始した年月

平成12年4月

(3) 委託契約の内容

区内に住所を有する身体障害者手帳1級及び2級の肢体又は体幹機能障害者であり、親族等の介助があっても入浴が困難な方を対象に入浴車両による特殊浴槽での入浴又は自宅浴槽使用による介助入浴

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

利用者から信頼があり、介護保険制度における指定居宅介護支援事業者による。

2. 監査の結果及び意見

< 随意契約ではなく競争入札とすべきもの >

「問題点 1」

利用者のニーズとしては同一業者、同一担当者をお願いしたいとのことであるが、契約単価に関しては前年実績をベースに積算し、同一業者と継続的に業者指定随意契約を締結することには問題がある。

「結論・改善 1」

介護サービスを実施する業者は年々増加する傾向にあるため、他区の現状等と比較し 3 年に一度は、競争入札を実施して、契約単価に世間相場を反映させるべきである。

< 積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点 2」

平成 12 年 4 月から介護保険制度が導入されたが、制度導入前から委託している業者と制度導入後に入札で決定した 2 業者が同じ事業を受託しており、さらに助言指導（介助）については契約単価がアサヒサンクリーン株は 5,300 円であるのに対してアースサポート株は 7,000 円と異なっている。

「結論・改善 2」

過去の経緯があるにせよ、同じ委託事業であれば契約単価を統一すべきである。さらに、将来的には区職員の事務処理の効率化を考慮し、業者を一本化すべきである。

所 属 部 課 福祉部 障害者福祉課

委 託 契 約 名 知的障害者デイサービスセンター運営事業の委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	9,990	9,990	社会福祉法人文京槐の会
平成14年度	9,990	9,990	社会福祉法人文京槐の会
平成15年度	9,990	9,990	社会福祉法人文京槐の会

(2) 委託を開始した年月

平成13年4月

(3) 委託契約の内容

区内在住の知的障害者を対象とし、日常生活・社会適応などの訓練を行う。利用者は1日あたり定員15名で、常勤職員1名と非常勤指導補助員等が担当する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

文京区心身障害者(児)生活訓練保護(親なき後)施設運営事業等の事業を受託しており、実績について評価されている。また、同事業は動坂福祉会館において実施されており、本事業を行うにあたり、動坂福祉会館の運営委託と同一業者に委託することが適当なため。

2. 監査の結果及び意見

<事業の見直しを検討すべきもの>

「問題点1」

本事業開始当初は1日15名程度の利用を想定していたが、平成16年では3分の1の5名まで減少しており、当初の予定ほど施設及び人員が有効に活用されていない。

「結論・改善 1」

上記の現状を踏まえ、委託している事業自体を見直す時期に来ていると思われる。また、他施設との交流事業等を実施し、施設や講師等の経費を有効に活用すべきである。

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点 2」

区に提出された「平成 15 年度デイサービス施設会計決算書」を査閲すると、委託料約 10,000 千円に対して 2 割程度の次期繰越金額がある。さらに、仕様書によると、消耗品についても委託料で賄うことになっている。

「結論・改善 2」

仕様書において消耗品の使用用途及び負担の範囲について具体的に記載し、事前に金額を正確に見積もることの出来ない事項は事後清算の対象にして、過度に繰越金が発生しないようにすべきである。

所属部課 福祉部 児童課

委託契約名 文京区立久堅保育園及び児童館（育成室）移転作業委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	1,400	1,239	豊島運送(株)

(2) 委託を開始した年月

平成15年6月

(3) 委託契約の内容

耐震補強工事に伴う、各仮移転先（白山南寿会館及び第六中学校）への備品等物品の移送及び設置

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

区担当者が現場で立会ってはいるが、委託業者から完了報告書等の証拠書類を入手していない。

「結論・改善」

事後的に委託業務の完了を確認するには、証拠書類が必要であり、今後は委託業者から完了報告書を提出させる、または、完了確認書の控えを保管することが望まれる。

所属部課 福祉部 児童課

委託契約名 文京区立久堅保育園及び児童館（育成室）移転作業委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	1,700	1,649	豊島運送(株)

(2) 委託を開始した年月

平成16年2月

(3) 委託契約の内容

耐震補強工事完了に伴う、各移転先（白山南寿会館及び第六中学校）より備品等物品の移送及び設置

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

区担当者が現場で立会ってはいるが、委託業者から完了報告書等の証拠書類を入手していない。

「結論・改善」

事後的に委託業務の完了を確認するには、証拠書類が必要であり、今後は委託業者から完了報告書を提出させる。または、完了確認書の控えを保管することが望まれる。

所属部課 福祉部 児童課

委託契約名 児童扶養手当支給事務委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	1,780	1,780	あおぞら情報システム(株)
平成15年度	1,840	1,840	あおぞら情報システム(株)

(2) 委託を開始した年月

平成14年8月

(3) 委託契約の内容

児童扶養手当支給事務委託（入力データ作成、機械処理、帳票作成、運営管理）

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

平成14年8月より、児童扶養手当事務処理が東京都から事務委譲されたが、従来、東京都が当該業者へ委託しており、直接処理する体制が整っていなかったことから当該業者へ委託した。

2. 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点1」

従来、東京都が同会社に事務委託していたことから、文京区に事業移管後も業務の安定を一時的な目的として同委託会社と随意契約を締結してきた。また、契約単価については月単位の契約になっているが、前年度実績を基準に業務量の増減を勘案して契約の見積もりを行っており、単価の妥当性に関する検討が不十分である。

「結論・改善 1」

3年程度で競争入札を実施し、定期的に契約単価を見直し、さらに、継続して、業者指定の随意契約を結ぶ場合にも積算内訳を入手し、他区等の情報と比較検討するなど適正な水準の範囲内か否か検討を実施すべきである。

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点 2」

仕様書を閲覧したところ、委託業務を遂行するために必要なハードウェア・ソフトウェア等に関する取り決め、例えば委託業者の資産を使用するのか文京区が事前に用意するか等の記載がなく、委託業務の内容が不明確になっている。また、区から委託業者に提供する業務遂行上必要なデータはフロッピーディスクに保存され、運送業者を利用して運送しているが、そのデータ輸送に関する責任関係が仕様書上、記載がなく不明確になっている。

「結論・改善 2」

取扱っている情報は区民の個人情報等であり、「文京区個人情報の保護に関する条例」に従って、慎重に取り扱うべきである。また、契約書及び仕様書において、責任関係を明確にする必要がある。

所 属 部 課 福祉部 保育課

委 託 契 約 名 久堅保育園給食用運搬車両の借上げ

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	3,696	3,108	三井倉庫(株)

(2) 委託を開始した年月

平成15年7月

(3) 委託契約の内容

給食用運搬車両の借上げ

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2 . 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

関係書類の保管が不適切であった。

「結論・改善」

委託契約書は、委託契約の履行の確認や契約行為の確認として、非常に重要な書類である。しかし、その契約書類が監査実施時にスムーズに提出されないのは問題である。該当部署においては契約書を含めた重要書類の取り扱いについて、十分注意すべきである。

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(有)トチギ介護サービス

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	4,339	406	(有)トチギ介護サービス
平成14年度	5,786	620	(有)トチギ介護サービス
平成15年度	5,828	1,035	(有)トチギ介護サービス

(株)サン・ケアネット

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	4,339	2,634	(株)サン・ケアネット
平成14年度	5,786	1,033	(株)サン・ケアネット
平成15年度	5,828	1,878	(株)サン・ケアネット

(2) 委託を開始した年月

平成13年4月

(3) 委託契約の内容

日常生活の支援を必要とする在宅高齢者を対象に買い物、洗濯、掃除等を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

豊富な知識・実績があり、利用者に迅速かつ良質なサービスを提供するため。

2 . 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点 1」

同一条件にも関わらず、6社への業者指定の随意契約になっている。

「結論・改善 1」

委託業務の内容を確認したところ、特殊な技術及び資格を必要とする事業ではなく、単価や委託内容などの条件が同一であれば、区として最低限遵守させる基準を示した上で、NPO 法人等の業者にも門戸を開くべきである。

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点 2」

随意契約を締結した 6社の中から、区担当者の裁量で実際に事業を遂行する業者を選定しているが、契約書及び仕様書では、担当者が、業者選定するにあたっての基準が明確になっておらず曖昧である。

「結論・改善 1」

契約書及び仕様書で、担当者が業者選定するにあたっての基準について明確にすべきである。

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	No.	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	34	2,400	2,341	小石川鍼灸マッサージ師会
	35	2,400	2,341	本郷鍼灸マッサージ師会
平成14年度	34	2,400	2,341	小石川鍼灸マッサージ師会
	35	2,400	2,341	本郷鍼灸マッサージ師会
平成15年度	34	2,400	2,341	小石川鍼灸マッサージ師会
	35	2,400	2,341	本郷鍼灸マッサージ師会

(2) 委託を開始した年月

平成12年4月

(3) 委託契約の内容

4ヶ所の区立特別養護老人ホームにおいて入所者を対象として、マッサージ師2名により毎月4回、半日間のマッサージを実施。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

介護保険制度開始前は、東京都がマッサージ師の雇用対策の一環として補助金を支給していたもので、区でも社会福祉法人を通じて、マッサージ師会にマッサージ師の派遣を依頼していた。制度変更後、区では単独事業として事業を継続しているところで、本事業の実施に当たり地域において良好な成果を残している小石川鍼灸マッサージ師会及び本郷鍼灸マッサージ師会に委託することとしたものである。

2. 監査の結果及び意見

<事業の見直しを検討すべきもの>

「問題点」

特別養護老人ホームマッサージ委託は、従来、東京都がマッサージ師の雇用対策の一環として補助金を支給していたもので、区でも社会福祉法人を通じて、マッサージ師会にマッサージ師の派遣を依頼していたが、制度変更後においても、区の事業として、継続しているものである。

しかしながら、当該マッサージは、入所者のなかでも、意思表示が可能な限られた希望者に対するサービスである。また、施設介護サービスにおけるリハビリに向けてのカリキュラムの中で、すでにマッサージに類するサービスの機会は確保されているものであり、また特別養護老人ホームに入れない方は、自己の負担で行っていることを考えると、当該サービスのあり方に疑問がある。すなわち、利用希望者がいるとすれば、利用の機会・場所を提供し、利用者のコスト負担のもとで行われれば十分なものとする。

「結論・改善」

今後も継続するかを検討すると共に、継続する場合は、利用者のコスト負担の是非について見直しをすべきである。

所 属 部 課 介護保険部 高齢者福祉課

委 託 契 約 名 緊急通報システム機器保守点検委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	4,671	3,679	岩通アイセック(株)
平成14年度	4,268	4,004	岩通アイセック(株)
平成15年度	4,268	2,851	岩通アイセック(株)

(2) 委託を開始した年月

昭和59年4月

(3) 委託契約の内容

対象家庭に設置済の緊急通報システムの保守及び点検並びに修理

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

当該緊急通報機器は上記保守点検業者が独自開発し、高齢者に設置した機器である。従って、故障時等、上記業者以外では対応出来ないため。

2. 監査の結果及び意見

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点1」

仕様書によると、保守点検の委託内容として、設置機器の修理の場合には代替機による取替え方式とすることになっており、保守点検にかかる人件費相当額と機器本体の取替コストが混在した契約になっている。

「結論・改善1」

本来、保守点検の委託経費は人件費相当額であるべきで、不具合等の理由による機器の取替えコストは1台あたりいくらと別途積算すべきである。

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点 2」

機器メーカー系列の保守メンテナンス業者への業者指定随意契約であり、金額についても業者の言い値になっている可能性が高い。

「結論・改善 2」

従来は、適応機種メーカーが 1 社独占であった経緯があり止むを得ないが、今後は機器本体の金額に保守点検にかかるランニングコストを含めた形式で競争入札等を実施し、委託先を決定すべきである。

所 属 部 課 介護保険部 高齢者福祉課

委 託 契 約 名 在宅介護支援センター運営委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

たつおか在宅介護支援センター運営委託 (単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	17,503	17,503	医療法人社団 龍岡会
平成14年度	14,244	14,244	医療法人社団 龍岡会
平成15年度	13,700	13,700	医療法人社団 龍岡会

文京区立在宅介護センター管理運営委託(くすのき) (単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	17,503	17,503	社会福祉法人同胞互助会
平成14年度	14,604	14,604	社会福祉法人同胞互助会
平成15年度	13,700	13,700	社会福祉法人同胞互助会

文京区立在宅介護センター管理運営委託(千駄木) (単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	14,282	14,282	社会福祉法人 桜栄会
平成14年度	13,366	13,366	社会福祉法人 桜栄会
平成15年度	14,060	14,060	社会福祉法人 桜栄会

文京区立在宅介護センター管理運営委託(大塚・昭和) (単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	24,753	24,753	社会福祉法人信愛報恩会
平成14年度	21,179	21,179	社会福祉法人信愛報恩会
平成15年度	20,785	20,785	社会福祉法人信愛報恩会

文京区立在宅介護センター管理運営委託(白山・本郷) (単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	24,393	24,393	社会福祉法人 福音会
平成14年度	21,179	21,179	社会福祉法人 福音会
平成15年度	20,785	20,785	社会福祉法人 福音会

(2) 委託を開始した年月

たつおか：平成 8 年 4 月、くすのき：平成 6 年 4 月、千駄木：平成 13 年 4 月、
大 塚：平成 4 年 4 月、昭 和：平成 12 年 4 月、白 山：平成 9 年 4 月、
本 郷：平成 12 年 4 月

(3) 委託契約の内容

在宅介護支援センターの管理運営

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

文京区立在宅介護支援センター条例第 5 条及び文京区在宅介護支援センター事業実施要綱第 3 条に契約相手の法人が規定されている。また、訪問時等のバックアップが必要のため併設施設の運営と同じ法人であることが必要であるため。

2 . 監査の結果及び意見

< 積算見積り等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点 1」

各委託業者から委託事業にかかる収支計算書を入手しているが、人件費の計上方法、経費の計上方法、引当金の計上等につき、区として明確な基準を示していないことから各業者でまちまちである。従って、正確な事業費を把握することが出来ておらず、その結果翌事業年度の積算の精度も低くなっている。

「結論・改善 1」

委託事業に要した経費を正確に集計し、翌事業年度の積算の精度を上げるためにも、区が統一的な基準を示すか、比較可能な方法で収支計算書を作成するように指導すべきである。

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点 2」

仕様書によると、委託業務に「区有財産の維持管理」が含まれているが、区担当者による当該区有財産の棚卸立会を行わず、また、棚卸の報告も受けていないため、区としての管理が不十分である。また、文京区立千駄木在宅介護支援センターにおいてヒアリングを実施したが、現場にも資産管理台帳がなく、管理を実施していない。

「結論・改善 2」

区有財産の管理も委託業務に含まれているので、委託事業の成果の確認を徹底されたい。

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点3」

当該委託事業は各事業者と年間総価契約を締結しており、年度末に精算を実施していない。また、事業者によっては、繰越金等が発生しているが返還もされていない。

「結論・改善3」

人件費とその他経費を分けて契約するなど経営努力を反映できるような方法を検討すべきである。

所 属 部 課 介護保険部 高齢者福祉課

管理運営委託

委託契約名

43．千駄木の郷及び千駄木サビ`センター

44．くすのきの郷及びくすのきサビ`センター

45．大塚みどりの郷及び大塚サビ`センター・湯島サビ`センター・昭和サビ`センター

46．白山の郷及び白山サビ`センター・向丘サビ`センター・本郷サビ`センター

1．概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	No.	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	43	48,063	48,063	社会福祉法人 桜 栄 会
	44	158,993	158,993	社会福祉法人 同胞互助会
	45	194,347	194,347	社会福祉法人 信愛報恩会
	46	246,641	246,641	社会福祉法人 福 音 会
平成14年度	43	40,977	40,977	社会福祉法人 桜 栄 会
	44	92,439	92,439	社会福祉法人 同胞互助会
	45	147,560	147,560	社会福祉法人 信愛報恩会
	46	212,612	212,612	社会福祉法人 福 音 会
平成15年度	43	40,593	40,593	社会福祉法人 桜 栄 会
	44	75,200	75,200	社会福祉法人 同胞互助会
	45	120,531	120,531	社会福祉法人 信愛報恩会
	46	168,833	168,833	社会福祉法人 福 音 会

(2) 委託を開始した年月

43．社会福祉法人 桜栄会

平成13年4月

44．社会福祉法人 同胞互助会

平成12年4月

45．社会福祉法人 信愛報恩会

平成12年4月

46．社会福祉法人 福音会

平成12年4月

(3) 委託契約の内容

43. 社会福祉法人 桜栄会

指定介護老人福祉施設の運営、指定短期入所生活介護の運営、指定通所介護の運営、緊急ショートステイ事業の運営、いきがいデイホーム運営、食事サービス運営ほか、区有財産の維持管理。

44. 社会福祉法人 同胞互助会

指定介護老人福祉施設の運営、指定短期入所生活介護の運営、指定通所介護の運営、緊急ショートステイ事業の運営、いきがいデイホーム運営、食事サービス運営ほか、区有財産の維持管理。

45. 社会福祉法人 信愛報恩会

指定介護老人福祉施設の運営、指定短期入所生活介護の運営、指定通所介護の運営、緊急ショートステイ事業の運営、いきがいデイホーム運営、食事サービス運営ほか、区有財産の維持管理。

46. 社会福祉法人 福音会

指定介護老人福祉施設の運営、指定短期入所生活介護の運営、指定通所介護の運営、緊急ショートステイ事業の運営、いきがいデイホーム運営、食事サービス運営、施設入浴サービス運営ほか、区有財産の維持管理。

(4) 契約の方法

43. 社会福祉法人 桜栄会

業者指定随意契約

44. 社会福祉法人 同胞互助会

業者指定随意契約

45. 社会福祉法人 信愛報恩会

業者指定随意契約

46. 社会福祉法人 福音会

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

43. 社会福祉法人 桜栄会

本施設は、平成 11 年度に総合評価方式により、同法人を委託法人として選定したものである。同法人は、立川市で特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンターを運営し豊富な実績と経験を有しており、そのノウハウを活かした質の高い施設運営が期待できる。

44. 社会福祉法人 同胞互助会

昭和 23 年に法人設立以来先駆的な取り組みと豊富な実績があり、昭島市で運営している特別養護老人ホームの経験とノウハウを活かした施設運営が期待できる。また、平成 4 年 4 月以来一貫して質の高いサービスの提供が利用者等から評価されている。

45. 社会福祉法人 信愛報恩会

昭和 45 年清瀬に特別養護老人ホーム信愛の園を開設しており、豊富な実績と運営経験のノウハウを活かした施設の運営が期待できる。また、同法人は、昭和 63 年 4 月から区立の特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの管理運営を行っており、その実績は区民からも高い評価を得ている。

46. 社会福祉法人 福音会

町田市で特別養護老人ホームを運営しており豊富な経験と実績がある。

2. 監査の結果及び意見

< 積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点 1」

施設維持管理委託費では、小破修繕費の一部補助と公設であるために近隣住民のための避難通路の間接照明を設置している等、割高となっている光熱費を計上している。光熱費については、具体的な算定が困難であるため、過年度実績の 3 分の 1 という算定根拠の乏しい委託費を計上している。

「結論・改善 1」

光熱費については、過年度実績の 3 分の 1 という算定根拠に乏しい金額での委託費計上となっている。少なくとも過去の推移から見て、特殊な事情に伴うコストの発生については、委託先が負担することにより、過剰な光熱費についての委託費の負担は、避けるべきである。この観点より、過年度実績により、1 m²あたりの標準発生費用を見積もり、民間の 1 m²あたりの光熱量の水準等を参考にして、間接照明の設置等による公設であるがゆえの割高になっている金額を決定し、上限を付する方法等、実態にあった委託費の計上が望まれる。

また、小破修繕費についても、実費で把握し、事後精算等、実費で支払うことが妥当なものとする。

(表1. 各施設別施設維持管理委託費)

(単位:千円)

法人名及び施設名	金額	法人名及び施設名	金額
43. 社会福祉法人 桜栄会		46. 社会福祉法人 福音会	
千駄木の郷	19,320	白山の郷	10,500
千駄木サビ`センター	-	白山サビ`センター	-
小 計	19,320	向丘サビ`センター	978
44. 社会福祉法人 同胞互助会		本郷サビ`センター	1,072
くすのきの郷	16,800	小 計	12,550
くすのきサビ`センター	-	施設維持管理委託費総計	66,139
小 計	16,800		
45. 社会福祉法人 信愛報恩会			
大塚みどりの郷	9,800		
大塚サビ`センター	-		
湯島サビ`センター	4,139		
昭和サビ`センター	3,530		
小 計	17,469		

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点2」

調理委託差額費については、現在、再委託費(外注)および実際の調理コストから、介護保険から想定される報酬との差額をもって計上している。調理費委託差額費は、再委託費(外注)および実際の調理コストが高くても、介護保険からの報酬との差額について、支払われることとなるため(表2参照)委託費の高コスト化に対しての歯止めがない。また、一食当たりの委託費が各サービスセンターで異なることについて、合理的な理由はない。

「結論・改善2」

「1食当り何円」と標準化するように改善されたい。

(表2 . 各施設別調理費委託差額費)

法人名及び施設名	金額 (千円)	1食あたり 単価(円)	法人名及び施設名	金額 (千円)	1食あたり 単価(円)
43. 社会福祉法人 桜栄会			46. 社会福祉法人 福音会		
千駄木の郷	-	-	白山の郷	-	-
千駄木サビ`センター	3,293	634	白山サビ`センター	3,478	631
小 計	3,293	634	向丘サビ`センター	5,463	835
44. 社会福祉法人 同胞互助会			本郷サビ`センター	5,568	808
くすのきの郷	-	-	小 計	14,509	776
くすのきサビ`センター	4,424	625	調理費委託差額費総計	36,542	789
小 計	4,424	625			
45. 社会福祉法人 信愛報恩会					
大塚みどりの郷	-	-			
大塚サビ`センター	3,109	638			
湯島サビ`センター	5,834	1,036			
昭和サビ`センター	5,383	871			
小 計	14,326	888			

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点3」

送迎委託をしているのは、表3におけるサビ`センターであるが、他のサビ`センターについては、介護報酬の範囲内で送迎サービスを行っているので、委託費を計上していない。送迎委託料については、介護保険制度開始以前の契約で、常勤運転手の人件費と車のリース料が含まれる。契約期間における、介護保険でまかなえない部分について委託費として負担しているものである。

委託とは、法律行為または事実行為を他の機関もしくは他の者に依頼することをいうので、ここで取り扱っている通所介護送迎委託料は、介護保険制度導入まで区が負担していた範囲内での保障の意味合いが濃く、委託になじまないものである。したがって委託契約の枠内で取り扱うべきものではなく、補助金として取り扱うべきものである。

「結論・改善3」

委託として整理するのではなく、制度変更に伴う保障の意味合いで行われているので、委託契約と区分して所定の手続きに則って処理されるよう改善されたい。

(表3. 各施設別通所介護送迎委託料)

(単位：千円)

法人名及び施設名	金額	法人名及び施設名	金額
43. 社会福祉法人 桜栄会		46. 社会福祉法人 福音会	
千駄木の郷	-	白山の郷	3,205
千駄木サビ`センター	-	白山サビ`センター	-
小 計	-	向丘サビ`センター	-
44. 社会福祉法人 同胞互助会		本郷サビ`センター	979
くすのきの郷	-	小 計	4,184
くすのきサビ`センター	-	通所介護送迎委託料総計	14,841
小 計	-		
45. 社会福祉法人 信愛報恩会			
大塚みどりの郷	-		
大塚サビ`センター	552		
湯島サビ`センター	6,646		
昭和サビ`センター	3,459		
小 計	10,657		

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点4」

人件費経過措置補助費は、特別養護老人ホーム及びサビ`センター運営委託に係る介護保険制度導入に係る激変緩和措置によるもので、介護報酬制度導入の平成12年度より5年間にわたって、徐々に、その額を減少させているものであるが、この人件費経過措置補助費は、委託費として計上されるべきものではないと考える。つまり委託とは、法律行為または事実行為を他の機関もしくは他の者に依頼することをいうので、ここで取り扱っている経過措置的な補助費は、委託になじまないものである。したがって、委託契約の枠内で取り扱うのではなく、補助金として取り扱われる性格のものと考えられる。

「結論・改善4」

既存の委託契約と区分して所定の手続きに則って処理されるよう改善されたい。

(表4. 各施設別人件費経過措置補助費)

(単位:千円)

法人名及び施設名	金額	法人名及び施設名	金額
43. 社会福祉法人 桜栄会		46. 社会福祉法人 福音会	
千駄木の郷	-	白山の郷	30,476
千駄木サビ`センター	-	白山サビ`センター	28,695
小 計	-	向丘サビ`センター	9,072
44. 社会福祉法人 同胞互助会		本郷サビ`センター	10,889
くすのきの郷	20,654	小 計	79,132
くすのきサビ`センター	23,328	通所介護送迎委託料総計	182,614
小 計	43,982		
45. 社会福祉法人 信愛報恩会			
大塚みどりの郷	25,798		
大塚サビ`センター	18,418		
湯島サビ`センター	6,571		
昭和サビ`センター	8,713		
小 計	59,500		

< 指定管理者制度の導入 >

「意見」

現状、特別養護老人ホームや高齢者在宅サービスセンターの管理運営、いきがいデイホームの運営については、いずれも業者指定随意契約として行われている。なぜなら、毎年、競争入札した結果、管理運営主体が変更になることで、サービス利用者の戸惑いや運営上支障をきたす点で、競争に付すことにそぐわないものとの判断があるためである。

しかしながら、当該理由により、安易に業者指定随意契約によることは、競争に付すときに比較し、受託者の経営努力に与える影響やコスト削減等の観点から望ましいものではない。

したがって毎年の業者変更は、事業上支障をきたすものであり、利用者にとっても望ましいことではないことも考慮したうえ上、5年に1度等、ある一定の年限で競争に付すべきものとする。

また、上記の事項については、地方自治法が改正され指定管理者制度が導入されたことにより、複数年契約や指定管理者による再委託が可能となり、また公募による公正な選定といった効果が考えられるため、導入の可否について検討されたい。

< 保健衛生関係 >

No.48、49

所 属 部 課 保健衛生部 健康センター

委 託 契 約 名 48．健康センター管理人業務・自主トレーニング支援事業業務委託
49．健康センター健康増進事業業務委託管理運営委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	No.	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	48	27,540	27,540	(株)東京アスレティッククラブ*
	49	35,331	35,331	(株)東京アスレティッククラブ*
平成14年度	48	27,526	27,526	(株)東京アスレティッククラブ*
	49	31,998	31,998	(株)東京アスレティッククラブ*
平成15年度	48	27,604	27,595	(株)東京アスレティッククラブ*
	49	31,998	31,998	(株)東京アスレティッククラブ*

(2) 委託を開始した年月

48．平成7年1月

49．平成7年1月

(3) 委託契約の内容

- 48．健康センター管理人業務、 自主トレーニング支援事業業務委託
- 49．健康増進コース1 …… 34回
健康増進コース2 …… 6回
健康づくり運動教室…… 6回
健康づくり栄養教室…… 9回

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

長年にわたる運動指導事業等のノウハウが蓄積されている。スポーツドクター等の配置が可能であり、専門的な指導により、安全で効果的な運動継続が可能となる。また、事業の性格上、利用者の医学的検査データの経時変化を常に把握しなければならないが、継続的に行うことにより、個々人に配慮した質の良いサービスを提供することができる。

2. 監査の結果及び意見

<事後精算など契約条件を改善すべきもの>

「問題点1」

48、49の事業は、医学的見地から、区民の健康増進を図ることを目的とした事業で、特に中高年の方の運動不足や生活習慣病の改善を図る目的で行われている。従って、スポーツドクターが配置されており、各人の健康状況にあったカリキュラムを設定している。いずれの委託契約も、株式会社 東京アスレティッククラブとの業者指定随意契約である。上記契約の分類方法は、業務の性格上望ましくないものとなっている。すなわち、48の健康センター管理人業務 自主トレーニング支援事業業務委託は、49の健康増進コース1を受けた方が、自主トレーニングのコースに進むといった密接に関わっている事業である。また、当該運営は、区職員の就業時間外の運営がユーザーから期待されることもあって、健康センターの管理運営も同時に事業遂行者が行うことが合理的である。

しかしながら、上記分類方法のように委託契約は別々のものとなっている。その理由は、総価契約と単価契約の性格が異なるということが、主な理由であるが、上記事業遂行にあたり、総価契約部分と単価契約部分を総合評価して、業者を選定し委託契約を締結するほうが、コスト面の総合評価、契約面での効率化がなされるので、契約区分について、見直しを検討されたい。

<随意契約でなく競争入札とすべきもの>

「問題点2」

48の、49のの契約が随意契約になっている理由は、長年にわたる運動指導事業等のノウハウが蓄積されており、スポーツドクター等の配置が可能である点が述べられているが、競争に付さない理由とはならないものとする。例えば、プロポーザル方式により募集した結果、より住民の健康増進に望ましい運営をする事業者が存在する可能性もあり、競争に付し、厳正な審査を経て業者の選定を行うべきである。

49の～は、特に場所と指導者を確保すれば足り、上記事業とは、性格が異なるものとして、別の委託契約にすべきものとする。また、業者指定随意契約によらなくても、競争入札またはプロポーザル方式によって契約が可能であり、公正な競争に付すことによって、よりよいカリキュラムの設定や適正価額の実現が図られるものと考えられる。

「結論・改善」

上記、随意契約の委託契約につき、契約の分類 業者指定随意契約の2点について、是正されたい。

是正策の一つとして、指定管理者制度の導入の検討が考えられる。

現状は区の事業運営によっているが、民間のスポーツクラブと比べ、利用料金が比較的割安であり、事業としても似通ったところにあることより、民間事業者を圧迫するのではないかといった批判がある。指定管理者制度導入によって、運営管理自体を指定管理者のほうへ委ねられかつ、競争により公正性が担保されることより、従来委託による民業圧迫との声にも応えることとなる。また事業者にとっても、複数年の契約や再委託が可能となり、49の～の事業も自主的に指定管理者が自主財源の範囲内で運営企画し、再委託も可能となり、運営の幅の拡大による効果が挙げられる。さらに利用料金が運営経費として活用が可能なことより、現状の委託契約に基づく経費の範囲内での運営といった縛りもなくなるため、運営主体にとっても望ましいのではないかと考える。

したがって、上記事項について指定管理者制度の導入の可否についても検討されたい。

所 属 部 課 保健衛生部 生活衛生課

委 託 契 約 名 平成 15 年度輸入食品安全対策事業における食品検査の実施

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成 1 3 年度	6,548	6,548	社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所
平成 1 4 年度	6,145	6,145	社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所
平成 1 5 年度	6,145	6,145	社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所

(2) 委託を開始した年月

平成 3 年 4 月

(3) 委託契約の内容

輸入食品の安全性を確保するため、輸入食品の検査を外部委託する。すなわち、受託者は区から検査検体を受領し、所定の検査を実施し、検査成績書を区に提出する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

輸入食品の買上検体の検査依頼に対し、都区協定により依頼している東京都健康安全研究センターは収去検体のみの受託であり、文京区小石川保健サービスセンターは抗菌性物質等の検査が不可能であり、かつ残留農薬もごく一部の検査にしか対応していないため、上記協会に委託した。

2. 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点 1」

平成 3 年から継続して(社)東京都食品衛生協会に委託しているのは、業者が長期固定化していると言わざるを得ない。

「結論・改善 1」

同一業者に継続して業務委託することは、委託業務の遂行の确实性という点からは好ましいが、契約締結の競争性、透明性、経済性の観点からは問題が生じる。

業者を 1 社指定するケースは、他に受託できる業者がないなど限られた場合に限定されるべきである。

本件は、東京都健康安全研究センターや文京区小石川保健サービスセンターで検査をすることが不可能である、という理由で業者指定随意契約にしているが、これでは業者指定する積極的かつ合理的な理由としては不十分である。

競争入札、見積り合せの方法を採用して、契約に競争原理を導入すべきである。

< 積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点 2」

随意契約で契約締結する場合、区として予定価格を定めなければならない(文京区契約事務規則第 40 条)が、区は受託業者が積算した単価をもって予定価格としており、予定価格の設定について独自性が失われているのが現状である。

「結論・改善 2」

本来、区が独自で算定した予定価格と業者の見積価格とを比較検討して、契約交渉は行われるべきであるが、区の予定価格に独自性がないと、契約額は先方の言いなりで決まってしまう、委託契約の経済性が損なわれる結果となる。委託契約における予定価格の重要性を再認識し、適切な予定価格の設定に努められたい。

No.139、140、141

所 属 部 課 保健衛生部 保健予防課

委 託 契 約 名 定期予防接種委託契約

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

No.139

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	50,554	50,554	小石川医師会
平成14年度	49,552	49,552	小石川医師会
平成15年度	55,900	55,900	小石川医師会

No.140

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	30,530	30,530	文京区医師会
平成14年度	33,000	33,000	文京区医師会
平成15年度	37,600	37,600	文京区医師会

No.141

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	5,420	5,420	順天堂医院
平成14年度	4,808	4,808	順天堂医院
平成15年度	4,855	4,855	順天堂医院

(2) 委託を開始した年月

139、140・・・昭和35年

141・・・平成13年

(3) 委託契約の内容

予防接種法に基づく定期予防接種（DPT、DT、風しん、麻しん、日本脳炎～期、ポリオ）を他区からの依頼も含め、通年実施で行う個別接種と、年2回（春、秋）の集団接種により行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

個別の医療機関とそれぞれ契約することは、煩雑であり困難であるため、地域の医療機関のほとんどが加入している小石川、文京区両医師会を業者指定により契約して、実施、請求、支払の業務を一括で実施する。

順天堂医院は、地域の医療機関では特殊な疾病等により接種が困難な子供に対して、専門的な医療を提供しながら予防接種を行うことが可能である。よって、同病院を業者指定として、契約を行った。

2 . 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

区は両医師会、順天堂医院から毎月、予防接種の接種済み予診票をとりまとめ、その件数に応じて両医師会、順天堂医院に支払を行っている。区としての成果確認方法のひとつとして、医師会等から提出される予診票を区の担当者がチェックすることがあげられるが、予診票をサンプルで査閲したが、チェックを行った証跡（チェックマークや確認印など）が残されていない。

「結論・改善」

区の説明では、予診票を一枚一枚チェックして成果確認を行っているとのことだが、その証跡が残っていなければ、担当者の上司が担当者の実施業務を事後的にチェックすることが困難であるし、担当者がチェックを怠る原因にもなりかねない。よって、チェックマーク等で証跡を残して、履行確認を確実に行うべきである。

No.142、143

所 属 部 課 保健衛生部 小石川保健サービスセンター、
本郷保健サービスセンター

委 託 契 約 名 血液の検査委託
節目健康診査血液検査委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

No.142

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	4,022	4,022	・ 東京顕微鏡院
平成14年度	7,300	7,300	・ 東京顕微鏡院
平成15年度	7,221	7,221	・ 東京顕微鏡院

No.143

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	3,468	3,461	・ 東京顕微鏡院
平成14年度	6,054	6,054	・ 東京顕微鏡院
平成15年度	6,546	6,546	・ 東京顕微鏡院

(2) 委託を開始した年月

昭和60年4月

(3) 委託契約の内容

節目健康診査においては、受診者から採取した血液の受領・運搬・検査・結果報告を一括して行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

事業実績、精度管理、データの保管などの点から判断し、信頼性が高く、また追加検査、再検査等にも迅速な対応が可能な業者である。健康相談事業の血液検査でも契約しており、検査データ、基準範囲の施設間較差及び検査法による較差の影響なく、データの相互活用が可能である。

また、継続して契約することにより、上記同様にデータ、基準範囲の較差の影響なく経年的なデータの活用が可能であり、関係帳票類の継続使用が可能である。

2 . 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点」

昭和 60 年から継続して同一業者に委託している現状は、望ましくない状態である。区
の健康診査業務の血液検査を受託したい業者は他にもあるはずであり、これらの業者に入
札参加の機会を与えないのは、区民から業務委託についての透明性、公正性の観点より望
ましくないものである。

「結論・改善」

本件のような健康診査の血液検査業務の受託は、他にも事業を遂行できる業者はあると
考えられ、・東京顕微鏡院に業者指定随意契約する積極的な理由は見出しがたい。保健
医療業務は、他の業務に比し業務遂行における確実性、安定性が要求されるのは理解出来
るが、同一業者が長期間、競争も経ずに業務を受託していることにより、馴れ合いや癒着
が生じる可能性も高くなるということも認識すべきである。したがって、何年かに一度
は競争入札、見積り合せ等の方法を採用して業者選定を見直すべきである。

144 . 145 文京区成人健康診査委託**1 . 概 要**

(1) 委託契約の推移

No.144

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	71,147	71,147	小石川医師会
平成14年度	71,486	71,486	小石川医師会
平成15年度	76,145	76,145	小石川医師会

No.145

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	47,988	47,988	文京区医師会
平成14年度	52,384	52,384	文京区医師会
平成15年度	58,272	58,272	文京区医師会

(2) 委託を開始した年月

昭和60年10月

(3) 委託契約の内容

41歳以上64歳以下(節目健康診査対象者を除く)の区民に対し、基本健康診査及び生活習慣改善指導を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

地区医師会会員の医療機関は、区内に散在し、休日・夜間等の受診が可能であるほか、かかりつけ医機能を有しているため、継続的な健診データの蓄積と健診後のフォローができるため。

146、147 文京区高齢者健康診査委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

No.146

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	174,234	174,234	小石川医師会
平成14年度	178,724	178,724	小石川医師会
平成15年度	184,043	184,043	小石川医師会

No.147

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	134,831	134,831	文京区医師会
平成14年度	142,460	142,460	文京区医師会
平成15年度	149,408	149,408	文京区医師会

(2) 委託を開始した年月

昭和50年9月

(3) 委託契約の内容

65歳以上の区民に対して、基本健康診査及び生活習慣改善指導を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

地区医師会会員の医療機関は、区内に散在し、休日・夜間等の受診が可能であるほか、かかりつけ医機能を有しているため、継続的な健診データの蓄積と健診後のフォローができるため。

148、149 平成15年度高齢者健康診査における肝炎ウイルス検査等委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

No.148

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	5,504	5,504	小石川医師会
平成15年度	4,235	4,235	小石川医師会

No.149

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	3,893	3,893	文京区医師会
平成15年度	3,231	3,231	文京区医師会

(2) 委託を開始した年月

平成14年9月

(3) 委託契約の内容

高齢者健康診査を受診者で65・70歳の節目年齢及び健康診査のGPT値等により要指導とされた区民に対し、肝炎ウイルス検査等を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

地区医師会会員の医療機関は、区内に散在し、休日・夜間等の受診が可能であるほか、かかりつけ医機能を有しているため、継続的な健診データの蓄積と健診後のフォローができるため。

150、151 平成15年度乳がん検診委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

No.150

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	8,207	8,207	小石川医師会
平成14年度	7,107	7,107	小石川医師会
平成15年度	8,175	8,175	小石川医師会

No.151

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	7,451	7,451	文京区医師会
平成14年度	9,072	9,072	文京区医師会
平成15年度	10,663	10,663	文京区医師会

(2) 委託を開始した年月

平成8年6月

(3) 委託契約の内容

乳がんの早期発見・早期治療を図るため、30歳以上の区民を対象に乳がん検診を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

がん検診という特殊性から資格を有した医師が行う必要がある。また区民の利便性を考慮して身近なところの診療機関で行う必要があるため。

152、153 平成15年度東母方式子宮がん検診委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

No.152

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	14,752	14,752	小石川医師会
平成14年度	15,492	15,492	小石川医師会
平成15年度	18,276	18,276	小石川医師会

No.153

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	16,074	16,074	文京区医師会
平成14年度	19,450	19,450	文京区医師会
平成15年度	23,442	23,442	文京区医師会

(2) 委託を開始した年月

昭和50年以前

(3) 委託契約の内容

子宮がんの早期発見・早期治療を図るため、30歳以上の区民を対象に子宮がん検診を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

がん検診という特殊性から資格を有した医師が行う必要がある。また区民の利便性を考慮して身近なところの診療機関で行う必要があるため。

154 平成 15 年度東母方式子宮がん検診に伴う細胞検査委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成 13 年度	6,872	6,872	東京都予防医学協会
平成 14 年度	7,679	7,679	東京都予防医学協会
平成 15 年度	9,167	9,167	東京都予防医学協会

(2) 委託を開始した年月

昭和 50 年以前

(3) 委託契約の内容

子宮がんの早期発見・早期治療を図るため、30 歳以上の区民を対象に子宮がん検診を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

東母方式（東京産婦人科医会方式）で子宮がん検診を行っているが、当該協会は、東母方式による診断が可能な検査機関である。また要精密検査者の検査結果を高精度で追跡可能な機関である。

155、156 平成15年度胃がん検診委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

No.155

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	54,191	54,191	小石川医師会
平成14年度	56,234	56,234	小石川医師会
平成15年度	62,511	62,511	小石川医師会

No.156

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	28,457	28,457	文京区医師会
平成14年度	30,783	30,783	文京区医師会
平成15年度	35,635	35,635	文京区医師会

(2) 委託を開始した年月

昭和50年以前

(3) 委託契約の内容

胃がんの早期発見・早期治療を図るため、40歳以上の区民を対象に胃がん検診を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

がん検診という特殊性から資格を有した医師が行う必要がある。また区民の利便性を考慮して身近なところの診療機関で行う必要があるため。

157、160 平成 15 年度胃及び大腸がん検診委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

No.157、160

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成 1 3 年度	16,866	16,867	東京都がん検診センター
平成 1 4 年度	12,452	12,452	東京都結核予防会
平成 1 5 年度	11,801	11,801	東京都結核予防会

(2) 委託を開始した年月

昭和 50 年以前

(3) 委託契約の内容

両保健サービスセンターの節目健診時に検診車で行う胃がん検診及び大腸がん検診の委託。

(4) 契約の方法

見積り合せ

(5) 上記の契約によった理由

競争により、より単価を安く契約できるため。

158、159 平成15年度文京区大腸がん検診委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

No.158

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	34,044	34,044	小石川医師会
平成14年度	32,895	32,895	小石川医師会
平成15年度	34,521	34,521	小石川医師会

No.159

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	26,202	26,202	文京区医師会
平成14年度	26,769	26,769	文京区医師会
平成15年度	28,184	28,184	文京区医師会

(2) 委託を開始した年月

平成4年5月

(3) 委託契約の内容

成人・高齢者健康診査の対象となる区民に対し、健康診査とあわせて大腸がん検査(便潜血反応検査)を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

地区医師会会員の医療機関は、区内に散在し、休日・夜間等の受診が可能であるほか、かかりつけ医機能を有しているため、継続的な検診データの蓄積と検診後のフォローができるため。

2. 監査の結果及び意見

144、145

< 積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点」

健康診査の中に尿検査、血液検査等とともに眼底カメラ・眼底鏡による検査項目があるが、検査機関（医療機関）によっては眼底カメラ等がない場合は、それらを持っている他の眼科医等に検査を依頼している。検査を依頼された場合、検査依頼料いってみれば情報提供料が支払われる。しかし、この検査依頼料が1件につき2,420円と高額である。

このため、例えば平成15年度の成人健康診査における眼科検診を他の眼科医等検査機関に依頼した場合をみると、下表のように検査依頼料のほうが実際に検査し、検査結果をだす検査料より高くなっている。

	検査項目	件数	検査料	検査依頼料
小石川医師会	眼底カメラ、 眼底鏡両側他	192件	385,957円	464,640円
文京区医師会	同上	52件	87,307円	125,840円

「結論・改善」

検査依頼料のほうが検査料より高いのは常識的に考えて不合理である。関係機関と協議し、検査依頼料の単価についての見直しを図るべきである。

144、145、150～160

< 事業の見直しを検討すべきもの >

「問題点」

上記の健康診査及び検診の受診率は下記のとおりであり、受診者からの自己負担を一切徴収していないことから、特に成人健康診査は高い受診率を示している。

番号	担当部課	契約名	受診率(%)
144,145	保健予防課	平成15年度成人健康診査委託	73.2
150,151	保健予防課	平成15年度乳がん検診委託	8.0
152,153	保健予防課	平成15年度子宮がん検診委託	8.5
155,156	保健予防課	平成15年度胃がん検診委託	5.6
157	保健予防課	平成15年度胃及び大腸がん検診委託 (胃がん検診)	17.9
160	保健予防課	平成15年度胃及び大腸がん検診委託 (大腸がん検診)	19.9
158,159	保健予防課	平成15年度大腸がん検診委託	52.6

「意見」

区が提供する行政サービスに対し、応分の受益者負担を求めるのは、区の財政状態が逼迫している今日の状況下においては、当然のことである。本件の検診等についても、受診者は受診していない区民よりも多くの便益を得ていると考えられるため、受益者負担の原則に則り、受診料の一部を受診者に負担させるのが望ましい。現に東京 23 区では、新宿区が一部有料化に踏み切っている。

文京区も検診等の有料化について検討すべき段階に来ているのではないか。

144 ~ 160

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点 1」

景気低迷により民間企業では、従業員向けの健診を減らしていること。高齢化等のため受診率がアップする傾向にあり、そのため、平成 15 年度には下表のように保健衛生部では各種の健康診査において委託料の補正・流用を余儀なくされている。

平成 15 年度保健衛生部予防課事業 予算流用・補正状況

(単位：千円)

事業名	医師会等への委託費(予算)	支払額(決算)	流用・補正額
成人健診	127,485	136,340	8,855
高齢者健診	329,724	341,673	11,949
胃がん	89,784	98,146	8,362
胃がん(検診車)	8,184	8,076	69
大腸がん	60,975	62,705	1,730
大腸がん(検診車)	3,617	3,637	20
乳がん	17,174	18,837	1,874
子宮がん	42,858	50,884	8,026
予防接種	88,544	102,890	14,347
インフルエンザ	29,686	38,759	11,715
合計	798,031	861,942	66,947

* <予算> - <決算> = 差引不足額については予算流用後に補正繰戻し又は補正予算にて措置している。

「結論・改善 1」

予算上、委託費不足状況の傾向は毎年続いてきている。流用財源等にも限度があることから適切な状況とは言い難い。次の「問題点 2」の改善策を含め、抜本的な対策を行うよう検討されたい。

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点 2」

委託料が年々漸増傾向にあり、健診の委託単価の見直しを図る必要がある。区が地区医師会に支払っている委託料の基本健康診査等における費用は、診療報酬 1 点単価が一部例外を除き、11 円で積算している。

「結論・改善 2」

当該事業の委託単価の考え方は、区によりまちまちであり、文京区においては、委託単価を 1 点 11 円と積算し、東京 23 区のほぼ平均となっている。しかし、東京 23 区のうち 6 区においては、委託単価を 1 点 10 円で積算しており、一点あたりの単価の考え方について、地区医師会と十分に協議されたい。

155、156 158、159 157、160

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点 1」

の胃がん検診の委託を地区医師会と の東京都結核予防会のものと比較すると、委託の内容は地区医師会のものが X 線直接撮影四ツ切 9 枚、東京都結核予防会のものは X 線間接撮影 100mm 以上のもの 8 枚と若干の違いはあるものの、単価を比較すると地区医師会は 17,624 円、東京都結核予防会は 3,480 円と約 5 倍の開きがある。

なお、地区医師会の検診については検診料のほかに読影委員会、専門判定研修会の費用を別途積算のうえ支払っている。

「結論・改善 1」

これは、かたや個別検診であり、一方は集団検診という違いはあるものの、このように撮影方法・枚数こそ若干違うが、単価差においてこのような開きがあるのは検診内容・方法等検診のあり方について、今後検討する余地があると考える。

また、読影委員会、専門判定研修会費用のあり方についても検討されたい。

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点 2」

大腸がんの検診委託についても両者（ と ）を比較してみると、原則として免疫便潜血検査（2日法）で行っているが、単価は 2,343 円（地区医師会）と 1,400 円（東京都結核予防会）であり、地区医師会のほうが約 1.6 倍以上高い。

「結論・改善 2」

検査内容はほぼ同一でありながら、このように差があるのは適当でない。大腸がん検診は地区医師会が指定する医療機関では問診はするものの、検査については当該医師機関が指定する検査機関に依頼している。大腸がん検診のあり方・検査機関の選び方等について保健予防課においては改善を図りたい。

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	2,489	2,484	・東京顕微鏡院
平成14年度	2,036	2,033	・東京顕微鏡院
平成15年度	1,817	1,817	・東京顕微鏡院

(2) 委託を開始した年月

平成7年1月

(3) 委託契約の内容

健康増進事業において受診者から採取した血液検体の、受領・運搬・検査・結果報告を一括して行う

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

健康増進事業の適切な運営を行うためには、検査データの経時変化等を調査しなければならないが、同一業者が行うことにより統一した検査データを得ることができる。

2. 監査の結果及び意見

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの、随意契約でなく競争入札とすべきもの>

「問題点1」

文京区健康センターにおける健康づくり事業の中の健康増進コースにおける採血に関する血液検査委託であり、健康度測定を目的としている。

この委託先は平成7年の開始当初から・東京顕微鏡院であり、委託の単価に関しても平成13年度から15年度については同一単価となっている。ただし、平成16年度は単価を2割ダウンしているとのことであった。

この健康増進コースへの応募は高く、抽選で参加者を決定しているが 1.9 倍程度となっている。なお、結果としてのデータは区が所有権を有している。

業者指定随意契約は、健康増進事業の適切な運営を行うためには、検査データの経時変化等を調査しなければならないとのことだが、他の区での情報入手や他社からの見積書の入手を行ってはならず、金額の妥当性に関する検討が必ずしも十分とは言えない。

「結論・改善 1」

平成 16 年度に単価を 2 割ダウンしたとのことだが、なぜそれ以前に引き下げができなかったのかという点から、今までの金額の妥当性について十分検討していたのか疑問を感じ得ない。

業者指定随意契約であることを考えると、他の区での情報入手や他社からの見積書の入手により、金額の妥当性を十分検討する必要があった。

また、検査データの経時変化等の調査において、同一の検査機関でなければならないとの説明を受けたが、健康増進コースの位置付けの中で、検査結果におけるデータのブレが許容範囲を超えるものであるのかを吟味し、応募状況も 2 倍近くと高倍率な現状を踏まえて、可能であれば入札による競争の効果が図れるか否かについても検討することが望まれる。

No.163、164

所 属 部 課 保健衛生部 健康センター

委 託 契 約 名 成人歯科健診事業委託(小石川歯科医師会)

成人歯科健診事業委託(文京区歯科医師会)

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

No.163

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	2,701	2,701	(社)小石川歯科医師会
平成14年度	2,816	2,816	(社)小石川歯科医師会
平成15年度	2,816	2,816	(社)小石川歯科医師会

No.164

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	2,586	2,586	(社)文京区歯科医師会
平成14年度	2,701	2,701	(社)文京区歯科医師会
平成15年度	2,816	2,816	(社)文京区歯科医師会

(2) 委託を開始した年月

平成7年6月

(3) 委託契約の内容

40歳以上の区民の口腔疾患等を早期に発見し、適切な治療を促すとともに、口腔衛生の向上を図る。

人件費 1回@47,450 物件費@10,000

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

上記業者の加盟医療機関は地域に密着していることから、健診後の事後指導や治療を含め区民に配慮した円滑な事業の実施ができる。

2 . 監査の結果及び意見

< 事業の見直しを検討すべきもの >

「問題点」

成人歯科健診事業として、水曜日及び金曜日の午後 1:30～3:00 ぐらいまで予約制で 1 回当たり 4 名までで 40 歳以上の区民を対象に委託により実施している。

実績は平成 15 年度において 100 名であり、1 回当たりの平均は 2.51 名と充足率は 63%にとどまっている。また、受診者の状況を確認したところ、シビックセンター周辺の区民が多く、主婦及び高齢者の方の割合が高い状況となっていた。

場所的な面及び平日の昼間という時間的な制約から、40 歳以上の区民の口腔疾患等を早期に発見し、適切な治療を促すという委託事業の目的が現状では必ずしも達成できていない状況となっている。

「結論・改善」

通常、会社等勤務の方が現状の時間に受診することは難しく、対象者の多くが場所的・時間的制約を大幅に受けている。充足率自体も平成 15 年度において 63%と半分強でしかなく、健診費用に一人当たり約 11,680 円かけている状況である。

例えば、委託の目的を実現するために現状の制約を緩和するのであれば、節目健診の一部として実施するなどの方法も考えられる。また、実施に関して受益者負担の観点から、一部の負担を求めることも検討の余地がある。

他区の状況については明確な資料がないため比較はできないが、当該委託事業の必要性に関しても十分吟味するとともに、実施する際には費用対効果の検討を十分に検討する必要がある。

所 属 部 課 保健衛生部 保健予防課

委 託 契 約 名 文京区在宅寝たきり高齢者等歯科訪問健診
 予防相談指導事業実施委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	2,880	2,880	(社)小石川歯科医師会
	2,131	2,131	(社)文京区歯科医師会
平成14年度	3,234	3,234	(社)小石川歯科医師会
	3,115	3,115	(社)文京区歯科医師会
平成15年度	3,217	3,217	(社)小石川歯科医師会
	3,946	3,946	(社)文京区歯科医師会

(2) 委託を開始した年月

昭和61年4月

(3) 委託契約の内容

40歳以上の在宅で寝たきり等通院困難な区民を対象に、訪問歯科健診及び予防相談指導を歯科医師会に委託している。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

歯科健診等は専門の資格を有する歯科医師でなければ実施できないため。

2 . 監査の結果及び意見

< 積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点」

地区歯科医師会（小石川、文京区）に対して在宅寝たきり高齢者等歯科訪問健診・予防相談指導事業実施委託事業を委託しているが、その中に歯科医師会が組織した在宅事業推進委員会に対して同事業協議のための経費として、年間 100 万円（小石川、文京区各 50 万円）を見積もっているが、積算根拠が不明確であるとともに委員会からその結果報告を何も受けていない。

また、研修費についても、各歯科医師会に対して各 5 万円を積算しているが内容が不明である。

「結論・改善」

そもそも委託料で委託先の委員会協議の経費、いわゆる会議費の経費までみる必要があるのか疑問である。研修会経費についても同様であり、是正を検討されたい。

<番外 保健衛生部での委託契約について>

1. 概要

(1) 委託契約の内容

今回の委託契約の監査のなかで保健衛生部が所管している健診関係の委託は、文京区予算事務規則の別表第1支出負担行為の決定区分の中で「契約を伴う検査、検診等の委託契約の決定権者は庶務担当の課長（保健衛生部）一切」と定められ、契約管財課を通すことなく、保健衛生部の権限で処理されている。

平成15年度には34件、9億1千万円余となっている。

(2) 契約の方法

業者指定随意契約が大半で、一部見積り合せによる随意契約がある。

2. 監査の結果及び意見

<契約のあり方について検討すべきもの>

「問題点」

区における契約は30万円以上の契約については、各担当部課から契約担当の契約管財課に契約の締結依頼が出され、それに基づき、契約管財課で契約手続を行っている。しかし、保健衛生部での健診委託等については上記の理由で、例外として部契約としている。

このため業者指定についての依頼文書等が、保健衛生部長から保健衛生部長へというように形式に流れている。

地区医師会からの見積書に内訳別紙とあるが内訳書が添付されていないものがある等、不適切に処理されている。

事業実施窓口と契約実施窓口が同一者になりやすく、このため相互牽制機能がはたらくにくくなっている。

「結論・改善」

そもそも契約事務は事業担当部課と契約部門を分けることにより、事務の専門性、効率化、チェックアンドバランスを目指している。このように金額的に多額なものを契約部門から除外しておいてよいものか、契約管財課で一本化ができないものか、この仕組みで果たして良いものなのかどうかについて、あり方を検討されたい。

<教育関係>

No.83

所属部課 学校教育部 学務課

委託契約名 文京区立八ヶ岳高原学園臨時日常清掃委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	6,278	6,248	(株)フードサービスシンワ
平成14年度	416	405	(株)日本ビルシステムズ
平成15年度	810	282	(株)日本ビルシステムズ

(注)平成13年度までは、日常清掃契約に含めて契約していたが、平成14年度から臨時契約を別契約とした。平成15年度から学校開放分を追加した。

(2) 委託を開始した年月

平成12年4月

(3) 委託契約の内容

文京区立八ヶ岳高原学園の区民開放時及び学校開放時の園舎内の臨時清掃を委託する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

本件とは別契約で、指名競争入札により八ヶ岳高原学園日常業務を契約している。日常清掃と臨時清掃の落札業者が異なる場合、業者間の引き継ぎが必要になるうえ、問題が発生した場合の責任区分が不明確になる可能性がある。

以上より、日常清掃と臨時清掃の業者は同一にする必要があることから、本件は、この日常清掃の落札業者に対して業者指定随意契約を締結している。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

仕様書において、区としての委託業務に対する履行確認の具体的な方法が明記されていない。

「結論・改善」

仕様書において、受託者は学園長から作業日ごとに確認印を受けることとなっているが、区としての委託業務の具体的な確認方法が明記されていない。仕様書において履行確認を明確に定めていない場合、適切な業務遂行が確保されないおそれがある。こうした事態を防ぐためにも仕様書で履行確認の方法を明らかにしておくべきである。

所属部課 学校教育部 学務課

委託契約名 区立幼稚園コンピュータの賃貸借及び保守委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	2,112	1,506	芙蓉総合リース(株)
平成14年度	1,506	1,506	芙蓉総合リース(株)
平成15年度	1,506	1,506	芙蓉総合リース(株)

(2) 委託を開始した年月

平成13年4月

(3) 委託契約の内容

全幼稚園の職員室用としてノートパソコン(1台)、プリンタ(1台)等を借上げ、それに伴う保守を行う。月々125,475円(内訳：リース料92,220円、保守料27,280円)

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

平成13年度に入札により業者を選定し、リース期間が5年間のため、次年度以降は業者指定随意契約を行っている。

2. 監査の結果及び意見

< コンピュータウイルスへの対応を検討すべきもの >

「問題点」

当該パソコンは、インターネットに接続しないということでウイルスソフトを導入していない。しかしながら、実際の現場では先生方が個人のパソコンを持参して利用しているケースもあるとのことである。このような状況では、フロッピーを媒介としてコンピュータウイルスが感染する可能性がある。

「結論・改善」

平成 15 年度に新規導入したパソコンについては、ウイルスソフトを導入しており、新たなコンピュータウイルスに対応するためのファイルであるパターンファイルの更新も行っている。

しかしながら、当該委託契約にはウイルスソフトは盛り込まれておらず、実際の利用においてフロッピーによるデータのやりとりが行われている現状からすると、コンピュータウイルスに感染する恐れがある。特に、フロッピーを媒体に他のパソコンに感染が広がれば、重要な問題となってしまう。

ウイルスソフトの導入及びパターンファイルの更新を行うか、運用として、フロッピーからデータを移すときには新規に導入したパソコンのウイルスソフトで感染されていないかの確認を行うこと等の対策が必要である。

所属部課 学校教育部 学務課

委託契約名 文京区立窪町小学校移転作業委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	2,625	2,625	西武運輸(株)

(2) 委託を開始した年月

平成16年1月

(3) 委託契約の内容

区立窪町小学校の改築工事(第1期)の竣工に伴い、旧校舎から新校舎へ物品の移転を行うとともに、転用が可能な物品を他の小・中学校へ移転する。

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点」

委託業務の履行届とこれに対する成果確認が文書として残されていない。また、仕様書において、履行届と成果確認に関する規定がないのは不十分である。

「結論・改善」

委託業務の契約終了は、責任区分を明らかにする意味から受託者からの完了報告をもって為されるべきであり、口頭での報告では十分とは言えない。したがって、完了報告は文書で提出されるべきである。また、区として履行確認を確実にを行うため、履行確認を文書で残しておくべきである。

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	19,950	18,900	加藤建設株式会社
平成14年度	52,472	52,472	加藤建設株式会社
平成15年度	11,133	11,025	加藤建設株式会社

(2) 委託を開始した年月

平成14年2月

(3) 委託契約の内容

文化財保護法（昭和25年法214号）に基づき実施される、上記対象地域の遺跡発掘調査の委託。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約（ただし、初年度は競争入札）

(5) 上記の契約によった理由

毎年、業者が変わると調査の継続性が損なわれ、非効率となるため。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点1」

委託契約書に基づき締結された大塚窪町遺跡埋蔵文化財発掘調査委託にかかる協定書（以下「協定書」という。）第11条において、受託者は、業務が完了したときは、直ちに区と文京区遺跡調査会に完了届を提出するとともに、両者から検査を受けることとなっているが、実際は完了届の提出も完了検査も行われていない。

「結論・改善 1」

これに対して区の見解は、確かに完了届や完了検査報告書はないが、各支払いに合わせて、業者より報告書の提出を行わせており、学務課及び文化振興課において内容を確認している。また、調査内容の正確性等を担保するため文化振興課専門職員が指導している、とのことである。しかし、協定書で完了届および完了検査についてその提出、実行が規定化されている以上、協定書に従った手続きを遵守するか、さもなければ協定書の内容を見直すことが必要である。

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点 2」

平成 13 年度から事業終了の平成 16 年度までの各年度の実績額(16 年度は契約額)は下表のとおりである。

(単位：千円)

	支 払 額	契約方法	委託先
平成 13 年度	18,900	競争入札	加藤建設株式会社
平成 14 年度	52,472	随意契約	加藤建設株式会社
平成 15 年度	11,025	随意契約	加藤建設株式会社
平成 16 年度	8,767	随意契約	加藤建設株式会社
合 計 額	91,164		

(注)平成 13 年度については、2 月、3 月分の 2 ヶ月分である。

総額 9 千万円を超える契約であるが、初年度の 13 年度の契約分で競争入札に付し、その後の年度は落札業者と業者指定随意契約を締結している。仮に初年度だけ不相当に安い価格を付けて落札し、次年度以降は業者指定随意契約であることから不相当に高い価格を提示される、という事態が起こらないとも限らない。

「結論・改善 2」

本件のように複数年度にわたる委託契約における業者選定については、民間企業では初年度の金額だけで決めず、契約総額で競争に付するのが一般的である。このような方法を採らない理由は、役所は単年度決算であり、当年度の執行額のみ、その年度に契約することが原則であるからである。

現状、複数年にわたる契約を締結できないのは仕方がないが、2 年目以降はややもすれば業者が高い価格を提示しかねないので、区として業者の提示する見積価格を厳密に査定するべきである。

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
本郷小学校	26,000	22,050	エヌ・アイ・サービス(株)
湯島小学校	22,000	17,499	葉 隠 勇 進 (株)
第九中学校	20,000	18,666	明 食 サ ー ビ ス (株)
第六中学校	20,000	17,777	(株) 東 京 天 竜

* 上記契約については、平成 15 年度に委託を開始した小・中学校である。

(2) 委託を開始した年月

平成 12 年 4 月

(3) 委託契約の内容

区では平成 12 年 4 月から学校給食調理業務の委託を開始し、平成 15 年度現在小中学校 11 校で委託化を始めている。平成 15 年度は小学校 2 校、中学校 2 校で開始した。委託業者の選定については、開始当初から入札方式ではなく、学校ごとに選定委員会を設置し、選定するという方式で行っている。

まず、教育委員会は選定委員会を組織し、受託申し出のあった給食会社から委託候補会社を選定し、その候補会社を各学校（4 校）に候補として割り振っている。選定の基準としては都下と近隣自治体で実績のある会社、昨年度までの選定委員会で候補となりヒアリングや試作会の実績のある会社を選んでいる。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

児童・生徒の毎日の食に関わる業務委託のため、単に金額の多寡で決める競争入札方式でなく、学校毎に選定委員会を設置し、業者へのヒアリング、試食会等に学校関係者、PTA が参加して、総合的な評価をしたうえで業者を決定している。

2. 監査の結果及び意見

< 積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの >

「問題点」

選定委員会の会議録をみると、上記の方法で選んでいるが、金額面での考慮がなされていない。入札による価格だけで会社を選ぶということのリスクを避けたいという考え方で、このような方法を採用していることは是とするものの、各会社の人件費の基本給において相当のばらつきがある。責任者の基本給でみると最高と最低では約 1.45 倍の差があった。

「結論・改善」

給食に携わる職員の経験年数、年齢等により、このように人件費に差がでてくるのは当然である。しかし、人件費等が契約金額の約 8 割を占めることからして、また、それが委託金額にはねかえることに鑑み、今後の業者選定にあたっては見積金額も加味した価格面での選定も考慮の対象にされたい。

なお、給食調理委託を行うことにより、平成 15 年度に委託した学校については区が直営で行っている場合と比較して、一校あたり年間約 5 百万円の節減効果があると試算される。栄養士の配置等さまざまな課題はあるものの、今後とも委託化を積極的に推し進められたい。

所属部課 学校教育部 指導室

委託契約名 外国人英語指導員の配置の委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	@ 5,300 (時間派遣)	@ 5,300 (時間派遣)	パークレーハウス
平成14年度	@23,045 (滞在派遣)	@20,800 (滞在派遣)	インタラック
平成15年度	@ 5,100 @20,800	@ 5,100 @20,800	インタラック

(2) 委託を開始した年月

平成9年4月

(3) 委託契約の内容

外国人英語指導員を小学校3年生以上及び中学校に派遣する。

(4) 契約の方法

単価契約、業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

外国人英語指導員を派遣している学校の継続的な契約の要望により業者指定を行っている。

2. 監査の結果及び意見

< 契約書など形式的な面で不備があり、改善すべきもの >

「問題点1」

仕様書のなかで、受託者は指導員の指導力向上のための研修等の計画書を区（指導室）に提出することになっているが、実際にはその提出がなされていない。

「結論・改善1」

区として、仕様書に従って、委託先が指導計画等を策定し、区に提出するよう指導すべきである。

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点 2」

滞在型の単価は1時間あたり2,971円(1日7時間で換算)なのに対し、時間派遣型の単価は5,100円であり、東京都の非常勤講師の時間単価が1,900~3,000円であることから考えると、時間派遣型の単価は非常に高い。

「結論・改善 2」

上記のように時間派遣型の単価が割高になっているのは、業者の見積書の単価をそのまま適用していることに原因がある。区として独自に予定単価を積算し、委託費の合理化に努めるべきである。

所 属 部 課 学校教育部 教育センター

委 託 契 約 名 平成 15 年度教職員パソコン研修実施委託

1 . 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成 1 3 年度	1,210	1,210	日興通信株式会社
平成 1 4 年度	1,210	1,210	日興通信株式会社
平成 1 5 年度	1,160	1,160	日興通信株式会社

(2) 委託を開始した年月

平成 8 年 5 月

(3) 委託契約の内容

委託対象：教職員コンピュータ研修

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

指定業者は文京区教育情報ネットワークに参加、インターネット関係の設定及びサーバの管理者で、区立学校のインターネットに関する情報に精通している。学校間での信頼も高く、各種研修会、校内研修等においても実績が高い。

また、当該パソコンは不特定多数の教職員等が使用するため、故障などが発生する可能性があるが、同社は当センターのパソコンの保守管理業者でもあり、センターのパソコン、周辺機器及びネットワークを熟知している。そのため、研修を中断することなく、迅速かつ的確な対応をとることができる。

研修に使用するためのフリーソフト等をインストールする際も、同社のみ当パソコン教室のセキュリティの解除・復元を行うことができるので、円滑に研修を行うことができる。

以上の理由により、業者指定を依頼するものである。

2. 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点 1」

教育センターにおける教職員パソコン研修の業務委託は、平成 8 年 5 月から実施されており、この時から業者は同業者となっており、時間単価についても変更は行われていない。また、他の業者からの見積り合せも実施しておらず、この契約が業者指定随意契約であることについては、(1) 概要の 5 . で述べられている理由が挙げられているとおりである。

【平成 15 年度の教職員コンピュータ研修実施計画】

区分	No.	講座名	使用ソフト	開催日(曜日)	備考	時間数	
初級	1	ワード(Word)入門	Word2000	6/19,26,7/3(木)	3回で修了	6	
	2	表計算(Excel)入門	Excel2000	10/16,23,30(木)		6	
	3	一太郎スライド入門	一太郎スライド	5/13,20,27(火)		6	
中級	4	ホームページビルダ入門	ホームページビルダ-7	2/10,17,24(火)	2回で修了	6	
	5	パワーポイント入門	PowerPoint2000	6/3,10,17(火)		6	
	6	インターネット&メール	Internet Explorer 6 Outlook Express 6	11/20,27(木)		4	
	7	夏季 windows98 入門 1 期	Windows98	7/22(火)	1回で修了	4	
	8	夏季 windows98 入門 2 期	Windows98	7/23(水)		4	
	9	夏季ワード(Word)入門 1 期	Word2000	7/24(木)		6	
初級	10	夏季ワード(Word)入門 2 期	Word2000	8/5(火)		6	
中級	11	夏季表計算(Excel)入門 1 期	Excel2000	7/25(金)		1回で修了	6
	12	夏季表計算(Excel)入門 2 期	Excel2000	8/6(水)			6
	13	夏季一太郎スライド入門	一太郎スライド	7/29(火)			6
	14	サイバーストップ入門	サイバーストップ	8/12(火)			6
	15	学校だよりの作成 1 期	Word2000	8/7(木)			4
	16	学校だよりの作成 2 期	Word2000	8/13(水)	4		
	17	名簿の作成 1 期	Excel2000	8/8(金)	4		
	18	名簿の作成 2 期	Excel2000	8/14(木)	4		
	19	時間割表の作成	Excel2000	2/12(木)	2		
	20	行事予定表の作成	Excel2000	2/19(木)	2		
	初級	21	夏季ホームページビルダ入門 1 期	ホームページビルダ-7	7/31,8/1(木、金)		2回で修了
22		夏季ホームページビルダ入門 2 期	ホームページビルダ-7	8/19,20(火、水)	12		
23		夏季パワーポイント入門 1 期	PowerPoint2000	8/15(金)	1回で修了	6	
24		夏季パワーポイント入門 2 期	PowerPoint2000	8/26(火)		6	
25		夏季インターネット&メール	Internet Explorer 6 Outlook Express 6	8/27(水)		4	
合 計						138	

上記の内容を見ると、学校業務に関連した内容があることは理解できるが、名簿の作成や時間割表など内容として必ずしも学校業務に精通した業者でなければならないというものはないと考えられる。

また、「当該パソコンは不特定多数の教職員等が使用するため、故障などが発生する可能性がある」としているが、例えば、国が主導で地方公共団体が実施したIT講習会では、必ずしもインターネット関係の設定及びサーバの管理者が研修を行うということはなく、実施当初の平成8年当時とはパソコンやインターネットの環境は向上しており、このような可能性は低くなっていると考えられる。さらに、平成16年度にパソコン自体が入札により富士通に切り替わるが、今後についてもノウハウがあるのでそのままとしたいとの話があったが、この理由が必ずしも必須でないことを示している。

さらに、「研修に使用するためのフリーソフト等をインストールする際も、同社のみ当パソコン教室のセキュリティの解除・復元を行うことができる」としているが、上記の研修内容にはフリーソフトを使用するものではなく、理由と実態との整合性が図られていない。

他区との比較は特に実施していないとのことであり、金額的な比較を行うことはできなかったが、平成14年度におけるIT講習会での単価を確認したところ、9日間で講師1人当たりの金額は27万円とのことであり、1日当たりに換算すると3万円となる。教職員パソコン研修において、1回が6時間の場合、一日では5万4百円、4時間でも一日では3万3千6百円であり、比較を行うとIT講習会の金額よりも高額となっている。従って、過去から同額となっているということは金額が妥当であることの理由とはならない。

「結論・改善1」

実施内容として、例えばワープロ(WORD)入門などのように、大部分が通常のパソコン研修の内容であり、学校関連についても必ずしも学校教育に精通している必要までは認められないため、金額の妥当性については特殊性があり過去と同額だからということではなく、十分に検討する必要がある。

例えば、文京区で実施したIT講習会の金額と比較すると、問題点で述べたように高額となっており、業者指定随意契約を行うとした場合、業者による見積り合せは当然のことであり、さらに他区の状況や一般的な講師の金額を十分に調査する必要がある。さらに、業者指定随意契約とする理由について、研修内容における面、技術的な面からみても必ずしも必要性が高いとまでは言えない状況であり、入札とすることも可能と考える。内容について詳細に吟味を行い、入札の必要性についても十分な検討を行う必要がある。

所 属 部 課 生涯学習部 文化振興課

委 託 契 約 名 地域の語り部からの聞き取り調査委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	2,318	2,318	地域史料調査会

(2) 委託を開始した年月

平成15年5月

(3) 委託契約の内容

社会・生活環境等の変化により失われつつある、かつての生活文化や町の様子などを、聞き取り調査を中心とした民俗調査により採集、記録する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

本調査には、民俗学等高度の専門知識と文京区に対する知識・土地勘が重要である。上記調査会には、歴史学、民俗学を専攻し、博物館等で資料調査に関わった者が多く、大部分が学芸員資格を有し、また区在住者も多く、本調査を適切かつ効率的に行える。

2 . 監査の結果及び意見

< 随意契約でなく競争入札とすべきもの >

「問題点 1」

委託先の選定方法として業者指定随意契約によっている。

「結論・改善 1」

委託先として、地域史料調査会を業者指定随意契約で選定している。その理由として、区はその専門性と地域性をあげている。本来、業者指定随意契約による場合は、他の業者では実施できない合理的な理由がなければならないが、単に委託先が専門性等を有していることだけでは理由として不十分である。委託契約の競争性、公明性を高めるとともに、委託費の合理化を図るために競争入札、見積り合せの方法を検討されたい。

< 事後精算など契約条件を改善すべきもの >

「問題点 2」

平成 15 年度は総価契約によって支払をしている。

「結論・改善 2」

委託先は営利を追求しない非営利法人であること、委託費のほとんどが人件費であり、日当×日数で委託料が計算されていること等を鑑みると総価契約ではなく、事後にかかった費用を精算払いする方法がより適切であるといえる。

所 属 部 課 生涯学習部 生涯学習センター

委 託 契 約 名 子供のための音楽体験教室企画・公演委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	2,000	2,000	・新星東京フィルハーモニー交響楽団

(2) 委託を開始した年月

平成15年7月

(3) 委託契約の内容

プログラムの企画編成、演奏者・司会の手配、楽器類の手配及び会場への搬入。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

当楽団は平成12年4月1日より継続して、本区と事業提携の協定を締結している。

2. 監査の結果及び意見

< 料金の妥当性に関する検討をすべきもの >

「問題点1」

子供のための音楽体験教室企画・公演が年2回開催がされている。応募は葉書による抽選であり、倍率は1回あたり、5歳から小学2年生コースが1.5倍程度、小学3年生から中学3年生コースが2倍程度であり、公演後のアンケート結果も大部分が満足との回答が出ている。

金額は500円であるが、当日入金のため、実際は3割程度のキャンセルが発生している。また、この金額は生涯学習部で決定しているが、入場数との関係及び費用との対応での検討は特に行っていない。

「結論・改善 1」

入場数は 1 回あたり、各コース 300 名であり、応募倍率から逆算すると、1 回の公演につき、各コース 150 名及び 300 名程度が抽選からはずれている。公演後のアンケート結果は高い評価であることから、できるだけ低廉なコストで多くの在住・在学の子供が参加できることが重要であると考えられる。

このため、生涯学習部からも今後の対応として述べられていたが、当日キャンセルを防ぐために、事前チケット制とすることは有効な手段であると考えられる。

また、開催のための総事業費が約 242 万円で委託金額として年 2 回で 200 万円とのことであるが、例えば、料金が現状の 500 円でキャンセルが 3 割生じると、年間での収入金額は概算で 28 万円となるが、キャンセルがほとんどなく、定員を 1 コース 300 名とし、仮に料金を 1000 円とすると差額で約 100 万円の増収となる。理論的には、公演回数を 1 回追加することが可能になる。(平成 16 年度は定員が 1 コース 300 名とし委託金額は同額)。さらに、夏と冬に開催されているが、追加で行うのであればどちらかを連日にすることによってコスト面でも安くなる可能性もある。

金額の安易な引き上げによる、参加の機会を妨げることは問題であるが、例えば、公演後のアンケートの中に金額の項目を設けるなどの方法によって、適切な料金設定について検討が必要である。

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点 2」

子供のための音楽体験教室企画・公演委託は(財)新星東京フィルハーモニー交響楽団に対して行われているが、この金額の妥当性については(財)文京区地域・文化振興公社からの情報によって確認したとのことであるが、「公演事業資料」、「自主文化事業実績一覧」などの概略の資料のみであった。また、平成 16 年度についても同様の公演が実施されるが、この委託金額も平成 15 年度と同額となっている。平成 15 年度は総価契約によって支払をしている。

「結論・改善 2」

・文京区地域・文化振興公社に確認した結果、相場は 1 回当たり 120 万円程度で、2 回で 200 万円というのは安いとのことであったが、現状では資料がなく、内容からいづらが妥当かは不明とのことであった。

仕様書では、委託内容について、プログラムの企画編成、演奏者・司会の手配、楽器類の手配及び会場への搬入・搬出、設営、その他としているが、楽器の数や人数の明記などはない。演奏者一人当たりの相場はあるとのことなので、委託内容別に金額の検討を行うとともに、必要に応じて仕様書に演奏者に関して最低参加すべき人数の明記なども行うことも検討すべきと考える。

結果としては、高い評価を受けた公演となっているとしても、業者指定随意契約であることから、その委託金額の積算根拠については明らかにする必要がある。

所属部課 生涯学習部 生涯学習センター

委託契約名 文京区所蔵美術品調査及び管理台帳作成委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	10,000	8,007	アデコ株式会社

(2) 委託を開始した年月

平成15年7月

(3) 委託契約の内容

文京区で所蔵する美術品の種別・技法・材質・作者名・評価額等を調査・整理し、データベース化を行う。

(4) 契約の方法

競争入札

(5) 上記の契約によった理由

地方自治法第234条第2項の規定に則り原則的な方法によっている。

2. 監査の結果及び意見

<美術品データベースの活用を図ることが望まれるもの>

「問題点」

文京区が保有する美術品976点について、所管している課が異なり一元管理できていない状況であったが、文京区所蔵美術品調査及び管理台帳作成委託により、美術品の一元管理と写真撮影したデジタル映像をデータベースとして完成させている。

このデータベースの利用については、現在のところ生涯学習センター内の職員に限定しており、年内を目途に庁内LANで職員向けにデータの書き換えを不可とするセキュリティ上の対策を施し、公開する予定とのことである。但し、一般向けには著作権の関係もあり、現状のところその予定は未定とのことであった。

「結論・改善」

「文京区基本構想」における基本構想の中で、「学ぶ楽しさ、生きる智恵を育む」の「文の京」の伝統を保全しつつ、喜びと味わいの文化活動を盛んにする」として、「区内の職人技術・文化遺産・庭園・歴史的建築物などの維持・保全を図るとともに、区民による積極的な利用・活用を促進する。」を掲げている。

世界的な美術館や博物館でのホームページでの収蔵している美術品等の公開は知られているところであり、日本でも文化庁をはじめとして多くの美術館等での所蔵品がホームページで公開されている。このことから、既にデジタル映像となっている文京区所有の美術品の情報をホームページで公開し、積極的に区民の利用・活用を促進することは重要であると考えられる。また、区民以外の方にもホームページの公開を契機として、色々な面での波及効果が生じると考えられる。

著作権の問題は重要であるが、著作権が無いもの（作者が不明。または作者が亡くなって50年以上たったもの）もしくは、所有している人の許可がおりているものについてはホームページで画像が公開できる。

委託に係る仕様書の中でも、目的として「代表的な作品数点を文京区ホームページに掲載する作業も行い、区民に対し区所蔵の美術品の開示に向けての準備を行うものとする」と明記している。しかしながら、データベースにおける項目に、ホームページで公開するための著作権に関する項目が入っておらず、このデータベースから自動的に公開について判断することはできない状況である。

公開を前提としたスケジュールを明確とし、委託により作成された美術品データベースのさらなる活用を図ることが望まれる。

所属部課 生涯学習部 真砂中央図書館

委託契約名 「文京区史」索引及び地域関連資料のデータ作成業務委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	1,245	1,220	日本データベース開発株式会社

(2) 委託を開始した年月

平成15年11月

(3) 委託契約の内容

「文京区史」に単語索引を作成する。

文京区及び周辺地域関連の新聞記事切り抜きに単語索引を作成、添付する。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

競争に付することが不利と認められるため。

2. 監査の結果及び意見

<作成した情報の活用の検討をすべきもの>

「問題点」

当該委託契約は、文京区史に索引がないため、この索引を作成することと文京区に関する新聞記事の切り抜きデータに関してタイトルやキーワードをデジタル化することにある。

区史に関する索引及び新聞記事のデジタル化されたデータは職員のパソコン上で検索できるとのことだが、一般への公開は実施していない。

「結論・改善」

現在は、職員のみで区史に関する索引及び新聞記事のデジタル化されたデータを活用とのことだが、区民から見るとこれらの情報は有用であり、デジタル化されることによる検索の効果は大きいと考えられる。

新聞記事に関しては、日本経済新聞社がタイトルの公表だけでも問題があると述べているという説明があったが、例えば、総務省のホームページでは「地方行革に関する新聞情報一覧」として、「分類、内容、団体、掲載紙名、掲載日、整理番号」を掲載し、整理番号をもとに総務省自治行政局行政体制整備室の4階で実際の記事が閲覧できる仕組みとしている。ここでは、日本経済新聞社の記事のタイトルが明示されている。

ホームページでの公表が難しいのであれば、図書館での閲覧に限るというように対象範囲を限定することも一つの方法として考えられる。区史に関する索引及び新聞記事のデジタル化されたデータを職員のみでなく、区民へ広く公開する方向で検討することが必要である。

所属部課 生涯学習部 真砂中央図書館

委託契約名 文京区立図書館電算システム及び運用サポート委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	2,142	2,142	コムコ株式会社
平成14年度	2,142	2,142	コムコ株式会社
平成15年度	2,142	2,142	コムコ株式会社

(2) 委託を開始した年月

平成11年5月

(3) 委託契約の内容

図書館電算システムの障害管理・システム復旧支援・データ修復作業等、図書館電算システムの健全な運用のため必要な作業等を行う

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

システムとの切り離しが不可であるため。

2. 監査の結果及び意見

<積算見積もり等が不十分であり、委託契約の改善をすべきもの>

「問題点」

業者からの見積もりは「電算システム運用サポート」として単価170,000円、数量12ヶ月となっており、文京区においても詳細な積算見積もりは実施していない。

仕様書では以下の記載となっているが、金額の妥当性を判断するには抽象的となっており不十分である。

(1) 障害管理

障害の発生状況の管理並びに原因調査、切りわけ（ソフトウェア障害、ハードウェア障害、運用ミス等）を行うこと（ただし、プログラム障害を除く）。

(2) システム復旧支援作業

停電、回線障害、システムの誤動作、オペレーション等の原因により、システムが停止した場合に復旧作業に対する支援を速やかに行うこと。

(3) データ修復作業

データ障害が発生した場合は、至急、修正・復旧させるとともに、定期的にデータ障害が発生しないように点検をすること。

(4) システムコンサルタント

システム定例会を毎月実施し、現行システムの改善、機能追加・変更、次期システムについてのコンサルタントを行うこと。

(5) 土曜・日曜日の対応

土曜・日曜日に開館時にも電話等で対応ができるようにし、緊急を要する場合は現地に赴き対応すること。

「結論・改善」

業者指定随意契約であり、他社の見積もりは取っておらず、詳細な内訳の積み上げも入手していない。

仕様書においても、例えば、業者と区側との役割分担、故障復旧時間、報告事項の内容などサービスの内容に関して詳細な記載がされておらず、料金の妥当性を判断するには抽象的となっている。

今後は、サービスの内容の明確化、詳細な内訳明細を入手し、金額の妥当性を十分に検討する必要がある。

所属部課 生涯学習部 真砂中央図書館

委託契約名 文京区立図書館音楽図書製本および装備委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	3,300	2,778	ナカバヤシ株式会社

(2) 委託を開始した年月

平成15年11月

(3) 委託契約の内容

音楽と書の合本製本および修理製本を行う。

(4) 契約の方法

随意契約（見積り合せ）

(5) 上記の契約によった理由

性質又は目的が競争入札に適しないもの。

2. 監査の結果及び意見

<見積り合わせについて改善が望まれるもの>

「問題点1」

音楽の楽譜を1,500冊合本という内容であり、見積り合せによっているが、結果的には4社中3社が辞退もしくは失格となり、ナカバヤシ株式会社となっている。金額については、過去の実績を参考に積算したとのことであるが、他区との比較や現状の相場に関する確認は実施していない。

「結論・改善 1」

業者数が少ないとのことであるが、ホームページで検索したところ、都内だけでも見積み合せの業者以外にも複数のっており、価格についても明示されている。結果的には1社しか入札書を提出しておらず、金額の妥当性が十分検討されていないと金額が市場価格と比べて高くなってしまう可能性がある。

過去の実績を参考とするのみでなく、他区からの情報入手を含め、十分に情報を入手し、金額の妥当性を十分検討することが必要である。

< 電子図書の公開について検討が望まれるもの >

(注) 当該委託契約とは、直接関係のないものであるが、ヒアリングの際、発見した改善事項

「問題点 2」

図書館において、例えば大宅壮一文庫（雑誌記事検索）のようにレファレンスに関する電子図書を中心に数十点保有しているが、職員が使用しているのみであり、貸し出しや館内での利用者による閲覧は行っていない。

「結論・改善 2」

文京区基本構想実施計画でも図書館に関して、「図書館のIT化を進めるなど、図書館サービスを充実する」としている。具体的な内容で、「区立図書館のインターネット導入等の推進」として、「各館端末で利用者への情報提供を充実する」としている。

基本構想実施計画でのIT化の推進の観点及び利用者への資料の充実という観点からも、少なくとも館内での閲覧は可能とする方向で検討することが望まれる。

所 属 部 課 生涯学習部 真砂中央図書館

委 託 契 約 名 文京区立図書館 図書館資料装備委託

1. 概 要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	14,482	14,483	有限会社文京図書
平成14年度	9,034	9,028	有限会社文京図書
平成15年度	9,668	7,691	有限会社文京図書

(2) 委託を開始した年月

昭和50年度以前

(3) 委託契約の内容

図書館から指定された図書・視聴覚資料等を仕様に従い装備する

(4) 契約の方法

随意契約（見積り合せ）

(5) 上記の契約によった理由

性質又は目的が競争入札に適しないもの。

2. 監査の結果及び意見

<業務の方式変更によるコスト削減に関して検討を行うべきもの>

「問題点」

選書から装備の流れは、火曜日に各図書館から職員が真砂中央図書館に集まり、半日かけて選書を実施する。水曜日に分類、木曜から金曜日に装備を行い、土曜日に新刊を各図書館において棚に出すという流れとなっている。

各図書館から職員が出張してくる理由は各図書館で利用者の層及び蔵書構成が異なることである。新刊を土曜日に棚に出すことから、真砂中央図書館から各図書館への配送も集中化する傾向がある。平成 16 年 4 月からインターネットでの蔵書の検索や予約ができたことから、予約の冊数も大幅に増加しており、図書館の間で本の配送を行う文京区立図書館協力車運行等業務委託に関しても、1 台ということで平成 15 年度は年間約 673 万円かかっているが、区側としてはもう一台追加を検討している。

図書館資料装備委託に関して、業者との契約は単価当たりの金額であり、業務を一定の日に集中させることは必ずしも要求されていない。

「結論・改善」

各図書館で利用者の層及び蔵書構成が異なるため、各図書館から出張して半日かけて選書を行うとのことであるが、選書において真砂中央図書館が集中して行い、新刊を棚に出すタイミングも土曜日に集中でなく、分散して行う方式に変更することにより、業務量の削減、配送車における集中化の回避につなげることができるのではないかと考えられる。

メリット・デメリットの検討は当然必要であるが、図書館運営のより一層の効率化の観点から、業務の方式変更によるコスト削減に関して検討を行うべきと考える。

所属部課 生涯学習部 真砂中央図書館

委託契約名 IT 図書館システム開発委託

1. 概要

(1) 委託契約の推移

(単位：千円)

	予算金額	契約金額	契約の相手方
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	10,290	10,290	富士通株式会社

(2) 委託を開始した年月

平成15年4月

(3) 委託契約の内容

文京区立図書館システムの入替に伴う、IT 図書館システムの開発を行う。

(4) 契約の方法

業者指定随意契約

(5) 上記の契約によった理由

当該業者の図書館システムパッケージは画面構成が優れ操作も容易で、最新の WEB に対応しており、適正な経費で開発できると認めたため。

2. 監査の結果及び意見

<仕様書においてサービスレベルを明確にすべきもの>

「問題点1」

当該開発委託契約は、平成16年5月から図書館のシステムを入れ替えており、このシステムの開発委託である。新システムによりインターネットでの蔵書の検索や図書の予約ができ、予約の大幅な増加が結果として実現している。

新システムの開発に関しては、企画段階から図書館の担当職員が中心となり、機能や経費、効果などの分析にもとづくシステム調査表を作成し、情報政策課による検討がなされている。

しかしながら、業者に依頼する際に指示を行う IT 図書館システム開発委託仕様書において、必ずしもその検討結果に対応した詳細な記載がなされていない。この点については、次期システム導入会議の議事録を閲覧すると、第 1 回目の会議で「文京区殿のシステム要件をいただきたい。以前いただいたもの(「システム化前後の事務処理に関するしらべ」)が全て」との議事があることからわかる。

「結論・改善 1」

保守も同一業者に依頼するという点で進めていることから、開発時点でのサービスレベルを明確に決めておくことは必要であり、このことは新システム稼働後の保守にもつながってくる。特に、開発時にサービスレベルが明確でないと、運用時における動作問題などが生じて、区と開発業者とのどちらの責任であるかが不明確になり、トラブルのもとになりかねない。

システム調査表では、例えば、データバックアップの頻度、想定されるデータ件数などが記載されており、必要なものは仕様書に記載すべきである。また、データ入力後にどれくらいで処理結果が表示されるかを示すレスポンスタイムやシステムの稼働時間、プログラム上の問題であるバグ発生時の期間と件数を明確にした対応、結果の確認を含めたテストの方法、ペナルティに関する事項など開発においてあいまいとせず明確にすべきものは仕様書で明らかにしておく必要がある。

< マシンルームに関する設備を見直すべきもの >

「問題点 2」

真砂中央図書館においてマシンルームを視察したところ、専用の空調設備がなく、施錠がなされているもののパーティションで区切ってあるだけのため、隙間から入ることも可能な状況となっている。また、図書館自体は耐震であるが、通常の OA フロアであることから床が弱い状況となっている。

「結論・改善 2」

データのバックアップを定期的に行ない、バックアップデータの外部保管も実施している点は問題ないが、マシン自体の故障は業務の継続において支障となるため、費用対効果を検討しながら、できるだけ対策は実施する必要がある。

通常、マシンルームにおいては、専用の空調を要することが望ましく、床についても補強の必要性があるかどうかを検討することが望ましい。

マシンルームへの入退室は事務所の一角であり、目が行き届いているという面はあるものの、システム上、マシンの中には図書館利用者の個人情報が入っており、厳重な対策を行う必要があると考えられる。このため、入退室者の限定化を行うなどの個人情報の持ち出しができない仕組みを構築する必要がある。

<リース関係>

(単位：千円)

契約	部署名	契約件名	契約金額	契約の相手方
4	情報政策課	LGWAN サービス提供設備等の賃貸借及び保守委託	1,583	エヌイーシーリース(株)
15	経済課	ブンネットシステム機器の賃貸借及び保守委託	1,445	ダイヤモンドリース(株)
20	戸籍住民課	住民基本台帳ネットワークカード発行機の賃貸借及び保守委託	1,655	エヌイーシーリース(株)
21	戸籍住民課	住民基本台帳ネットワーク CS サーバーの賃貸借及び保守委託	2,399	エヌイーシーリース(株)
50	小石川保健サービスセンター	多用途心電図解析装置借上	444	東芝医用ファイナンス(株)
54	住宅課	文京区住宅管理システム並びにパソコンの賃貸借及び保守委託	2,948	エヌイーシーリース(株)
68	リサイクル清掃課	リサイクルプラザ電算機器の借上げ及びシステム等保守委託	3,236	日立キャピタル(株)
75	文京清掃事務所	清掃事務所総合情報システム維持管理委託	2,449	エヌイーシーリース(株)
85	学務課	区立幼稚園コンピュータの賃貸借及び保守委託	1,505	芙蓉総合リース(株)
100	教育センター	文京区教育センター情報システム機器等の賃貸借及び保守委託	1,314	富士通リース(株)
101	教育センター	文京区教育センターパソコン等賃貸借及び保守委託	7,658	エヌイーシーリース(株)
112	真砂中央図書館	インターネット用パソコン機器借上げ	405	富士通リース(株)
121	真砂中央図書館	文京区立図書館総合管理電算化機器借上げ及び保守委託	44,604	富士通リース(株)
133	情報政策課	電子計算機等の賃貸借及び保守委託	278,116	エヌイーシーリース(株)

「問題点」

契約の実態は、リース契約であるが、契約上は単年度の委託契約として締結している。単年度の契約であることから以下の矛盾が生じている。

単年度の委託契約であることから、民間のリース契約のように最終年度において、再リースを行うか、行う場合の金額をいくりにするかについて明記できない。

単年度契約であることから、民間のリース契約のように最終年度において、機器の引き取りについてどうするのかについての明記がなされておらず、業者が引き取り費用を負担するかどうかも明らかとなっていない。

物品の導入時点でリース契約と購入する場合でのキャッシュ・フローに関する比較が行われていない。

なお、リース契約時における積算リース料率の中には、リース会社が支払う固定資産税が含まれているものがあった。民間のリース契約においては、リース料率に、利息に加えて固定資産税分が含まれていることが通常であるが、文京区が購入する場合は固定資産税分については不要なため、文京区が購入したほうが割安となるものがあった。ちなみに、リース事例のうち No.85 における、固定資産税を含むリース料率は 1.771%であり、平成 14 年度に発行した 5 年物の区債の発行利率：0.2%、平成 15 年度に発行した 12 年物の区債の発行利率：0.8%と比較すると割高になっていた。

そもそも、リース契約を委託契約として取り扱っていることは、リース資産を管理するといった視点が欠けることとなるため、好ましくないものとする。

「結論・改善」

契約実態はリース契約であるにもかかわらず、契約書上は単年度の委託契約としていることから、5 年経過後の扱い、つまり再リースを行うかどうか、行う場合における金額、リース会社による対象物引き取りの扱いなどがリース契約を締結することと比較して不明確になっている。また、契約の導入時点における購入とリース契約とのキャッシュ・フローに関する比較は行われていないため、当該比較検討を実施することが必要である。

上記の改善を行うに当たって、リース契約を締結することが考えられるが、その場合、債務負担行為として認識しなければならず、予算編成上の問題点、事務上煩雑になる等諸々の問題がある。

しかしながら、平成 16 年度地方自治法の一部を改正する法律(平成 16 年 法律第 57 号)及び地方自治法施行令等の改正が行われ、長期継続契約の対象範囲が拡大し、これまでの電気・ガス・水道の供給を受ける契約、電気通信、役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加え、政令で定める契約(OA 機器のリース契約等を想定)が追加されたのに伴い、地方自治法施行令も改正され(第 167 条の 17 関係)(平成 16 年 11 月 10 日施行)長期継続契約の範囲として、翌年度以降にわたり物品を借入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされたこととなった。これにより、リースに係る契約全般について、長期継続契約の導入の可否について検討されたい。

資料 文京区における委託にかかる法規制等

1. 一般競争入札

地方公共団体における売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法によることと定められている（法 234 条 1 項）。

このうち、一般競争入札が、地方公共団体における契約方法の原則であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、政令で定める場合に限定されている（法 234 条の 2）。

一般競争入札については、文京区の文京区契約事務規則（以下「文規」という）の第 5 条において、一般競争入札に参加するものに必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定める場合は、文京区契約委員会（以下「委員会」という）の議を経て行うものとしている。

契約担当は、一般競争入札により、契約を締結しようとするときは、原則として、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に、官報等に公告しなければならない（文規 8 条）。

契約担当者において、一般競争入札に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、原則として、競争入札に付する事項の価格の総額について定める必要がある。ただし、一定の事項を満たす場合は、単価について、予定価額を定めることができる（文規 18 条、19 条）。

また、入札にあたり、契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の三以上の入札保証金を納めさせなければならない（文規 10 条）。

一般競争入札をしようとする業者は、入札書を入札の公告において明示された、所定の日時、場所、及び方法に従い契約担当者に提出し、代理人についての委任状の提出の規定、入札書について、契約担当者が、日時記入及び押印のうえ、開札時まで封のまま保管しなければならない等の入札方法について規定されている（文規 20 条）。

入札においては、原則として、売却及び貸付の場合においては、予定価額の最高価格の入札者、それ以外の入札については、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする（文規 26 条）。

その他規定として、入札価格の表示の効力、入札の無効、入札無効の理由明示、入札保証金の返還、再度入札、最低価格の入札者を落札者とししない場合、落札の通知、入札経過調書、再度公告入札の公告期間、せり売りが規定されている（文規 21 条～25 条、27 条～33 条）。

2. 指名競争入札

指名競争入札は、公正さを損なうおそれがあるため、地方自治法施行令（以下「令」）167条により、次のような場合に限定している。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適さないもの
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- (3) 一般競争入札することが不利と認められるとき

さらに、文京区では、売却及び貸付けに関する契約以外の契約につき、指名競争入札に付するときの業者の資格について、以下のように規定している（文規 34 条 1 項）。

引き続き一年以上当該営業を営んでいること

引き続き直接国税又は地方税を納付していること。

指名競争入札の手続としては、区長は、定期又は臨時に指名競争入札に参加しようとするものからの申請に基づき、審査を実施し、審査合格者について、契約の種類、金額等に応じ、指名業者登録名簿を作成しなければならない（文規 34 条 2 項）。

契約担当者は、指名競争入札に付するときは、指名業者登録名簿に登載された者から契約の種類に従い、入札に参加させようとする者をなるべく 4 人以上指名して行わなければならない（文規 36 条）。

契約担当者は、次の表に掲げる契約について、指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするときは、委員会の議を経なければならない（文規 36 条の 2）。

契約の種類	一件の予定価格
工事又は製造の請負	一千万円以上
委託又は物件の買入れ若しくは借入れ	五百万円以上

指名業者が確定すれば、契約担当は、指名競争入札に係る指名業者に対して、必要な事項等を通知しなければならない（文規 37 条）。

その他入札保証金（文規 37 条の 2）、一般競争入札に関する規定の準用（文規 38 条）が定められている。

3. 随意契約

随意契約は、手続が簡略で経費を抑えうるが、每期同一業者となりやすく、競争原理が十分に働かず公正な取引が行われぬ恐れがあるため、施行令は随意契約を締結しうる場合を限定し、次のように規定している（令 167 条の 2）。

売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価額（賃貸契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じて定める同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則に定める額を超えないものとするとき

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

競争入札に付することが不利と認められるとき

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

落札者が契約を締結しないとき

（別表第 5）

1. 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250 万円
	市町村 (指定都市を除く。以下この表において同じ。)	130 万円
2. 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160 万円
	市町村	80 万円
3. 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80 万円
	市町村	40 万円
4. 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50 万円
	市町村	30 万円
5. 物件の貸付け		30 万円
6. 前各号に掲げるもの 以外のもの	都道府県及び指定都市	100 万円
	市町村	50 万円

随意契約によることができる場合の予定価格の額は、上記に記載の政令 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める範囲内で、政令 167 条の 2 第 1 項 1 号（上記記述）で定める額について、文京区では、以下のように規定している（文規 39 条）。

- 一 工事又は製造の請負 130 万円
- 二 財産の買入れ 80 万円
- 三 物件の借入れ 40 万円
- 四 財産の売払い 30 万円
- 五 物件の貸付け 30 万円
- 六 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

契約担当者は、随意契約によろうとするときは、一般競争入札に準じた予定価額を定めなければならない（文規 40 条）契約条項その他見積もりに必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない。（文規 41 条）ただし、国、地方公共団体その他公の法人と契約を締結するとき等、所定（文規 42 条）の場合、見積書を省略することができる。

4 . 契約の締結

競争入札、指名競争入札、随意契約により、落札者及び相手方が決定した場合、遅滞なく契約書を二通作成し、一通は相手方に一通は文京区の控えとする（文規 43 条）。

ただし、所定の場合、契約書の作成を省略することができる（文規 45 条）。

しかしながら、契約書の作成を省略する場合においても、区長が指定する契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

契約書には、1 . 目的や 2 . 契約金額や 3 . 履行期限等必要事項の記載が必要である（文規 44 条）。

5 . 監督及び検査

監督とは、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験又は検査等の方法により、契約の相手方に指示をすることである。一方、検査とは、請負契約や請負契約以外の契約について、給付の完了の確認するために当該給付の内容について検査を実施することである。

監督は、区長が、指定する職員によってなされ、指名された監督員は、契約書、仕様書、及び設計書その他の関係書類に基づいて、契約担当者に対して、随時監督の実施状況について報告しなければならないし、契約担当者は、必要に応じて、随時監督の実施状況について報告を求めることができる（文規 56 条、57 条）。

それに対し、検査員は、請負契約、請負契約以外の契約について給付の完了前について、契約書その他の関係書類に基づき、必要に応じ当該契約に係る関係職員（立会員）の立会いを求めたうえで、契約の相手方に対して立会いを求め、当該給付の内容および数量等について検査を執行することができる。（文規 58 条）立会員は、検査について意見の述べることができ、検査員と意見が一致しないときや疑義のあるときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない（文規 75 条）。

6. 経 理

契約締結請求者は、その所管する事業の執行に関して、売買、貸借、請負その他の契約の締結が必要な場合は、事務処理に必要な期間を考慮して、事業に支障がない限り、通常、契約の履行に必要な期限又は期間を明示するとともに、起工書、設計書、内訳書、図面等の必要書類を添えて契約担当者に請求する（文規 76 条）。

契約担当者は、契約締結請求にかかる予定金額を超過して契約を締結することはできない。また、予定金額で契約締結することができない場合においては、契約担当者は、速やかに契約締結請求者に対し、その旨を通知しなければならない（文規 77 条）。

契約を締結した場合、契約担当者は、速やかに契約締結請求者に対し、決定通知書を送付しなければならない（文規 81 条）。

また、契約担当者は、契約事務を処理するため、所定の帳簿を備え、契約事務に関する事項を記録整理しなければならないものとされている（文規 84 条）。

7. 契約形態や決裁についての文京区基準

(1) 入札、見積もり競争の基準

品 別	金 額	契約形態
物 品	80 万円以下	見積り競争
委 託	50 万円以下	
借 上 げ	40 万円以下	
工 事	130 万円以下	
物 品	80 万円を超えるもの	入札
売 却	30 万円を超えるもの	
委 託	50 万円を超えるもの	
借 上 げ	40 万円を超えるもの	
建 築 工 事	130 万円を超えるもの	
土 木 建 築	130 万円を超えるもの	
測 量 設 計 委 託	50 万円を超えるもの	

(2) 見積書を徴収する数

予 定 価 額	見積書を徴収する数
80 万円を超えるもの	5 社以上
50 万円を超え 80 万円以下	4 社以上
30 万円を超え 50 万円以下	3 社以上
10 万円を超え 30 万円以下	2 社以上
10 万円以下	省略

(3) 決裁権限及び案件別の基準

	物 品・委 託	工 事
議会案件	3,000 万円以上	1 億 8 千万円以上
制限つき一般競争入札案件	該当なし	建築 10 億円以上 土木 5 億円以上 設備 3 億円以上
共同企業体 (JV 発注案件)	該当なし	建築 5 億円以上 土木 3 億円以上 設備 1 億円以上
事前公表対象(予定価格含)	該当なし	建築 3 千万円超 土木 3 千万円超 設備その他 1 千 5 百万円
履行保証対象案件	該当なし	1 千万以上
低入札価格調査制度対象	該当なし	5 百万円以上
見積期間が、10 日間以上 必要な案件	該当なし	5 千万円以上
前払金対象	案件による	工期 60 日以上が対象
契約委員会案件 (助役) (部長) (課長)	3 千万円以上 5 百万円以上 ~ 3 千万円未満 物品 80 万円超 借上 40 万円超 委託 50 万円超	1 億 8 千万円以上 1 千万円以上 ~ 1 億 8 千万円未満 130 万円超 ~ 1 千万円未満
決裁区分 (区長) (助役) (部長) (課長)	2 千万円以上 1 千万円以上 ~ 2 千万円未満 3 百万円以上 ~ 1 千万円未満 30 万円超 ~ 3 百万円未満	9 千万円以上 3 千万円以上 ~ 9 千万円未満 3 百万円以上 ~ 3 千万円未満 30 万円超 ~ 3 百万円未満